

# 二本松市障がい者福祉計画

第2次 障がい者計画

第6期 障がい福祉計画 ・

第2期 障がい児福祉計画

2021（令和3）年3月

福島県二本松市



## 笑顔あふれるしあわせのまちを目指して

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行により、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められるとともに、同年5月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正に伴い、今まで以上に障がいのある方々が自立して社会生活が営むことができるための新しいサービスや、高齢になっても住み慣れた場所での生活ができるよう、また障がいのある子供たちへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充など、法令の整備により様々な取り組みが進んでまいりました。



本計画は、「第2次障がい者計画」が中間年度を迎えるにあたり、障がい者及び障がい者を取り巻く現状を踏まえ発展的に見直しを図りました。また、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」が計画年度満了を迎えることから、国の基本指針に基づき、障がい者等の自己決定尊重と意思支援や入所等から地域生活への移行及び就労課題に対応したサービス提供体制の整備、障がい児通所支援等の地域体制整備等の施策展開を定め取り組んでいくこととしております。

本市の最上位計画である二本松市総合計画においては、まちづくりの基本政策の中で「地域みんなで支えあう地域福祉の充実」を掲げました。

障がいがある方もない方も、地域みんなで支えあうまちづくりを進めるため、『安全・安心、ともに支え合い暮らすことのできるまちづくり』を基本理念とした、本計画を策定いたしましたので、今後も、市民の皆様のご理解とご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様方、関係団体の皆様、更にはアンケート調査にご協力いただきました皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

二本松市長 **三保 恵一**

# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	3
1 計画策定の背景と目的 .....	3
2 計画の位置付け .....	4
3 計画の構成 .....	4
4 法令の根拠 .....	4
5 計画の期間 .....	4
6 計画の策定体制 .....	5
(1) 策定委員会 .....	5
(2) 庁内策定組織 .....	5
(3) 意見聴取 .....	5
7 国等における障がい者政策の動向 .....	6
(1) 基本指針の見直しの主なポイント .....	6
(2) 障害福祉サービスの体系 .....	8
(3) 法改正の推移 .....	9
(4) SDGs への取組み .....	10
第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く現状等 .....	13
1 総人口及び年齢3区分別人口の推移 .....	13
2 障がい者数の推移 .....	14
3 身体障がい者の状況 .....	15
(1) 障がい別身体障がい者数の推移 .....	15
(2) 障がいの種類・障がい程度別身体障がい者数 .....	16
4 知的障がい者の状況 .....	18
(1) 障がい程度別知的障がい者数の推移 .....	18
5 精神障がい者の状況 .....	19
(1) 障がい程度別精神障がい者数の推移 .....	19
6 就学状況 .....	20
7 アンケート調査結果からみた現状分析 .....	22
第3章 計画の基本的な考え方 .....	27
1 基本理念 .....	27
2 基本目標 .....	28
3 基本施策 .....	28

4	障がい者福祉の推進.....	30
	(1) 医療機関、教育機関との連携.....	30
	(2) 障がい者の虐待防止及び権利擁護.....	30
	(3) 障がいを理由とする差別の解消.....	31
5	施策の体系.....	32
第4章	障がい者計画の施策展開.....	35
基本施策1	啓発・広報.....	35
施策1	障がいの正しい理解推進に向けた情報提供.....	35
施策2	重点啓発期間の取組.....	36
基本施策2	保健・医療.....	37
施策1	保健・医療・福祉相互の連携の推進.....	37
施策2	妊娠、出産期の保健医療の充実.....	38
施策3	乳幼児発達相談体制の充実.....	38
施策4	障がい児療育体制の充実.....	38
施策5	医療支援の推進.....	39
施策6	総合的なリハビリテーション医療体制の整備.....	39
施策7	精神障がい者社会復帰の推進.....	39
施策8	相談支援体制の充実強化.....	40
基本施策3	福祉.....	41
施策1	障害福祉サービスの充実.....	41
施策2	障がい児支援の充実.....	43
施策3	生活安定施策の充実.....	44
施策4	ボランティア活動の充実・育成.....	44
施策5	相談体制の充実.....	44
施策6	福祉用具の普及、情報の提供.....	45
施策7	成年後見制度の利用促進.....	45
施策8	障がい者の差別解消に向けた取組.....	45
施策9	障がい者の虐待防止に向けた取組.....	46
施策10	高齢障がい者の支援.....	46
基本施策4	教育・育成.....	47
施策1	学校教育の充実.....	47
施策2	交流教育の充実.....	48
施策3	教育機会の拡充.....	48
施策4	教育施設・設備の充実.....	48

施策5	指導体制の充実	48
施策6	教員の研修の充実	49
基本施策5	雇用・就業	50
施策1	障がい者の就業相談、職業訓練の周知	50
施策2	福祉的就労の拡大・充実	51
施策3	障がい者雇用を促進する事業の実施	51
施策4	障害者施設優先調達法の促進	51
基本施策6	生活環境	52
施策1	人にやさしいまちづくりの推進	52
施策2	住環境の整備	53
施策3	住宅改修等の支援	53
施策4	安全な歩行空間の確保	53
施策5	公共交通機関の利便性の確保	53
施策6	防犯対策の推進	54
施策7	防災対策の推進	54
基本施策7	スポーツ・芸術文化・国際交流	55
施策1	スポーツ、レクリエーション活動の充実	55
施策2	生涯学習・芸術文化活動参加の支援	56
施策3	国際交流の推進	56
第5章	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の施策展開	59
施策1	2023（令和5）年度の成果目標	59
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	59
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	60
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	62
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	63
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	65
(6)	相談支援体制の充実・強化等	67
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	68
施策2	障害福祉サービスの利用実績と見込量	69
(1)	訪問系サービス	69
(2)	日中活動系サービス	71
(3)	居住系サービス	82
(4)	相談支援	85
(5)	自立生活援助	86

(6) 発達障がい者等に対する支援.....	87
施策3 障がい児支援事業の利用実績と見込量.....	88
施策4 地域生活支援事業の利用実績と見込量.....	93
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	93
(2) 自発的活動支援事業.....	93
(3) 相談支援事業.....	94
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	95
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	95
(6) 意思疎通支援事業.....	96
(7) 日常生活用具給付等事業.....	97
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	98
(9) 移動支援事業.....	98
(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	99
(11) 訪問入浴サービス事業.....	100
(12) 知的障がい者職親委託制度事業.....	101
(13) 日中一時支援事業.....	101
(14) 発達障がい者及び家族支援体制整備事業.....	102
(15) 社会参加促進事業.....	103
施策5 施策見込量を確保するための方策等.....	105
(1) サービスの普及・啓発及び事業者等との連携.....	105
(2) サービス事業者等の確保.....	105
(3) 相談支援体制の充実化推進.....	105
(4) サービス基盤の整備.....	106
(5) 障がい児支援の推進.....	106
(6) 啓発活動、研修等の充実.....	106
(7) 地域生活支援拠点の充実.....	107
(8) 東日本大震災被災者の支援.....	107
(9) 新型コロナウイルス感染症禍における障がい者支援.....	107
第6章 計画の推進体制及び評価・見直し.....	111
1 計画の推進体制.....	111
(1) 障がい者同士や当事者団体と地域との交流及び連携.....	111
(2) 市の役割.....	111
(3) 地域社会の役割.....	111
(4) 市民の役割.....	111

(5) 関係団体の役割 .....	111
2 計画の評価・見直し（P D C Aサイクル） .....	112
資料編 .....	115
1 二本松市障がい者福祉計画策定委員会 委員名簿 .....	115
2 二本松市障がい者福祉計画 策定経過 .....	116
3 あだち地方地域自立支援協議会 .....	118
4 アンケート結果の主な内容 .....	119
(1) 障がい福祉に関するアンケートの実施概要 .....	119
(2) 回答者の基本属性 .....	120
(3) 生活の状況について .....	122
(4) 日中活動や就労について .....	123
(5) 外出について .....	125
(6) 情報収集について .....	126
(7) 災害対策について .....	127
(8) 生活全般について .....	128
5 事業者アンケート結果 .....	131
(1) 事業者アンケートの実施概要 .....	131
(2) 主な意見（要望等を抜粋） .....	131
6 用語集 .....	134

本計画では、障がい者の人権を一層尊重する観点から法令等の名称及び規定を引用する場合、並びにひらがなの表記にすると正確な引用ができない場合を除き、「障害」、「障害者」という漢字の表記を「障がい」、「障がい者」という表記にしています。

# 第1章

## 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

障がい保健福祉施策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を目的として、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人について、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

2003（平成15）年4月から施行された「支援費制度」によって、サービスの在り方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や利用者本位の考え方を明確にしました。続いて、2006（平成18）年4月から施行された「障害者自立支援法」により精神障がい者も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また障がいのある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。

その後、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を図るための検討が行われ、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とするとともに、障がい者の定義に難病を追加する内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、2013（平成25）年4月から施行されました。また、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用及び障がい児支援の拡充等を内容とする「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が2016（平成28）年5月に成立し、2018（平成30）年4月に施行されました。

本市では、2018（平成30）年3月に障害者基本法に基づく「第2次障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「第5期障がい福祉計画」、及び児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」から成る「二本松市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。第2次障がい者計画は、2018（平成30）年度から2023（令和5）年度までの6年間を計画期間としており、中間年度である2020（令和2）年度を迎えたため、計画の中間見直しを図ります。また、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画は、2020（令和2）年度までを計画期間としており、この度計画期間の満了を迎えることから、新たに第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定します。

障がいのあるなしに関わらず、誰もが地域社会の中で安心して自分らしく生活できるよう、社会環境の変化や国の制度改正、障がい者を取り巻く環境の変化、並びにアンケート結果等に基づく障がい者や障がい児の課題やニーズ等を踏まえて計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「二本松市総合計画」、「二本松市地域福祉計画」を上位計画とし、国の「第4次障害者基本計画」並びに県の「第4次福島県障がい者計画」との整合性を図りながら、障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、本市の実情にあった計画として策定したものです。

## 3 計画の構成

本計画は、第1章、第2章、第3章、第6章は共通の章とし、第4章は「二本松市障がい者計画」、また、第5章は「二本松市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」と章立てを分けながら一体的な構成とします。

## 4 法令の根拠

二本松市障がい者計画は、障害者基本法第9条第3項に定める「市町村障害者計画」として策定するものであり、現状と課題を踏まえつつ、障がい者の自立と社会参加を促進するための施策の基本的な事項を定めるものです。

また、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する二本松市障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」として策定するものであり、二本松市障がい者計画に掲げる一定分野の実施計画的な位置付けとするものです。

## 5 計画の期間

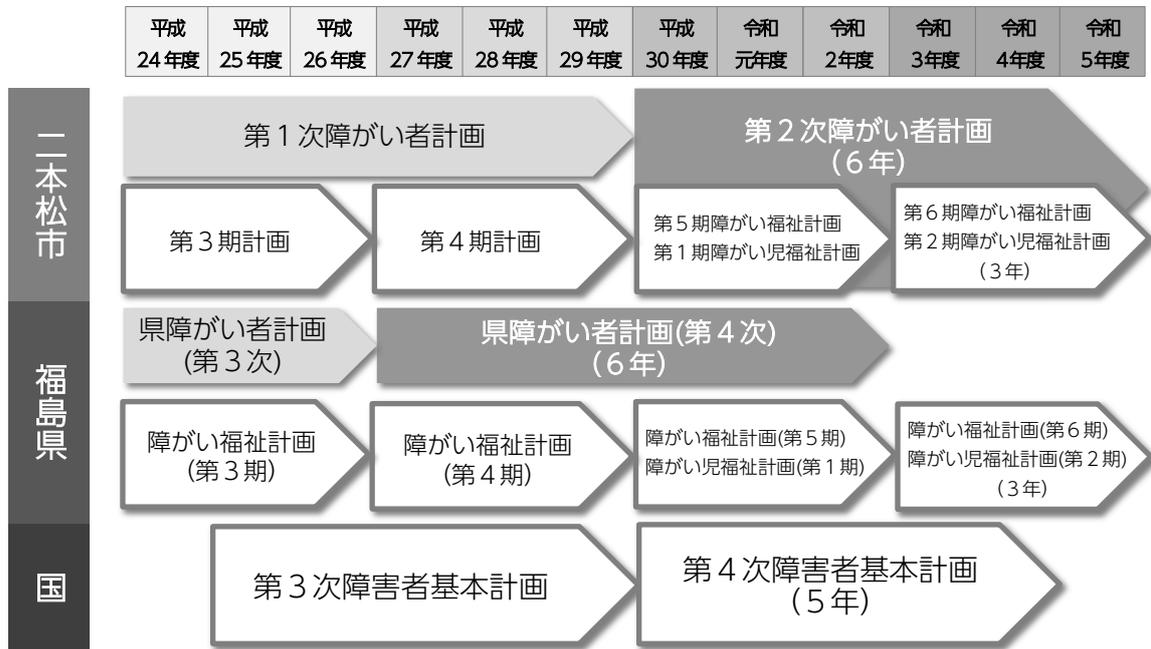
障がい者計画は、障害者基本法に基づき、二本松市の障がい者施策について、長期的な視点に基づき推進するものであり、計画期間を2018（平成30）年度から2023（令和5）年度までの6年間とし、計画の進行状況を把握した上で、社会経済情勢の変化などを勘案して、中間の2020（令和2）年度を目途として必要に応じた本計画の見直しを図ります。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間の第6期計画期間とします。

障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき、2021（令和3）年度を初年度とし、2023（令和5）年度までの3年間の第2期計画期間とします。

これら両計画の実施にあたっては、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ計画の見直しを図ります。

■ 計画の期間



## 6 計画の策定体制

本計画は、「二本松市障がい者計画等策定方針」及び「二本松市障がい者福祉計画策定庁内幹事会要領」に基づき、以下のような策定体制を進めました。

策定委員会等の審議過程は資料編をご参照下さい。

### (1) 策定委員会

市民の意見を計画に反映させるため、福祉・医療・保健・ボランティア及び障がい者の代表者14名の委員で構成する「二本松市障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容について協議を行いました。

### (2) 庁内策定組織

市役所庁内関係各課（6部3支所20課）の課長職で組織する「二本松市障がい者福祉計画策定庁内幹事会」を設置し、計画の内容、素案整理について協議、検討を行いました。

### (3) 意見聴取

障がい者やその家族、障害福祉サービス事業所等を対象にアンケート調査を実施するとともに、当事者団体やあだち地方地域自立支援協議等から意見の聴取を行い、意見を計画に反映させました。

## 7 国等における障がい者政策の動向

### (1) 基本指針の見直しの主なポイント

「障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る基本指針」は、国が障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、今回の見直しの主なポイントは以下のとおりです。第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、この基本指針に即して策定します。

#### ① 地域における生活の維持及び継続の推進

日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等で、重度化・高齢化した障がい者を含め地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続できる体制を確保することが必要です。

また、成果目標として、「施設入所者の地域生活への移行」及び「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」についての目標値を設定します。

#### ② 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層推進させるとともに、就労定着支援事業の利用促進を図り、安心して働き続けられる環境整備を進める必要があります。

また、成果目標として、「福祉施設から一般就労への移行等」についての目標値を設定します。

#### ③ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、「相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括的な支援体制の構築に取り組むことが必要です。

#### ④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進することが必要です。加えて、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策を推進する必要があります。

また、成果目標として、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についての目標値を設定します。

### ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実

ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等、発達障がい者やその家族等に対する支援の充実を図る必要があります。また、発達障がいの診断を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが必要です。

### ⑥ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターについて、その整備と地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。また、障がい児入所支援に関して、ケア単位の小規模化を推進しつつ地域に開かれたものとするとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることが必要です。さらに、障がい児通所支援の実施にあたり、学校の空き教室の活用等の実施形態の検討や、難聴児支援のための中心的な役割を担う体制の確保等を行う必要があります。

また、成果目標として、「障がい児支援の提供体制の整備等」についての目標値を設定します。

### ⑦ 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制について各地域において検証・評価を行い、各種機関の更なる充実・強化に向けた検討を行う必要があります。

また、成果目標として、「相談支援体制の充実・強化等」についての目標値を設定します。

### ⑧ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ることが必要です。

### ⑨ 障害福祉サービス等の質の向上

多様化している障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や、適正なサービス提供が行えているかどうかの情報収集等の取組を行う必要があります。

また、成果目標として、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についての目標値を設定します。

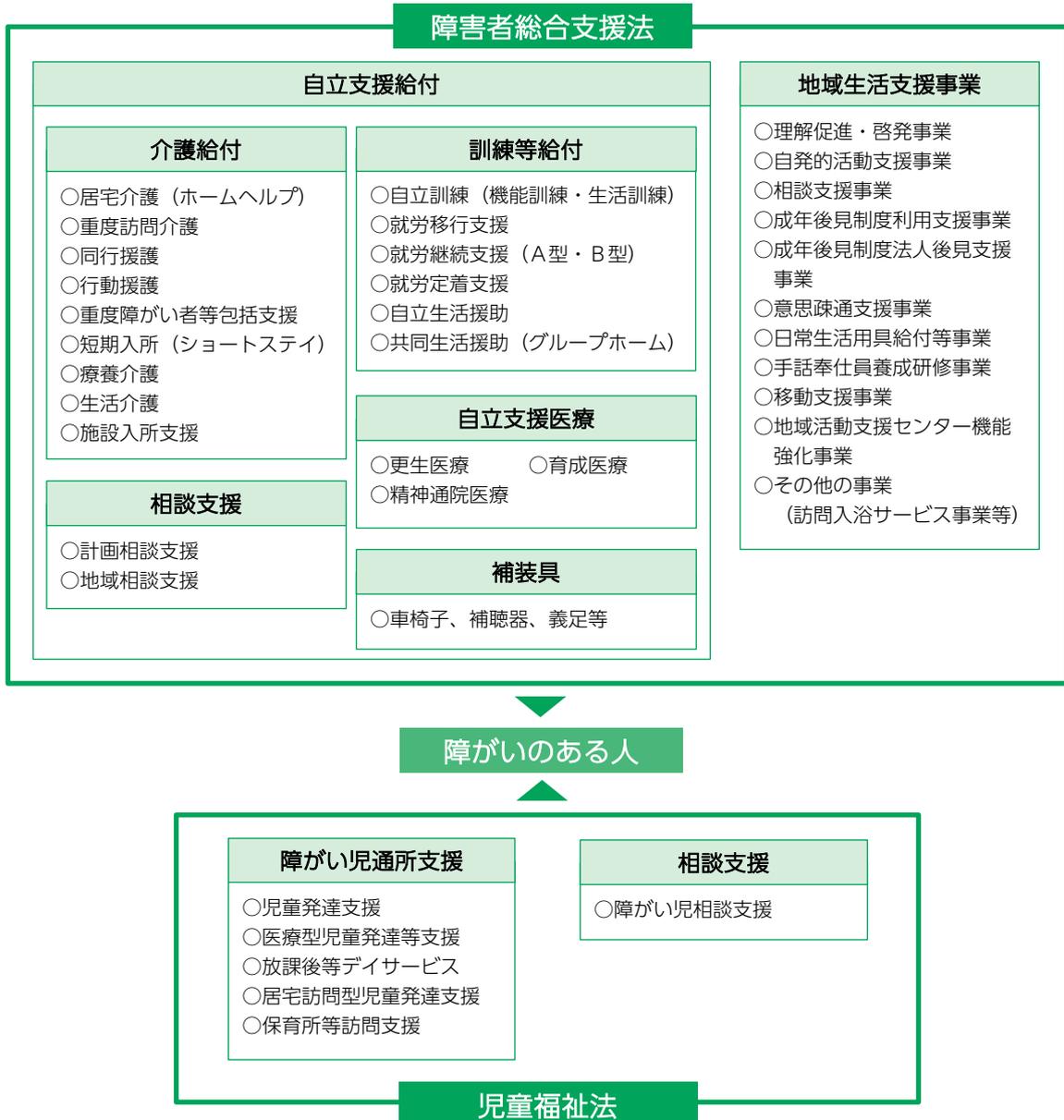
### ⑩ 障がい福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進等に関係者が協力して取り組むことが必要です。

## (2) 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法等の改正により、施設体系の再編がなされ、障がい者に関わるサービスは下記の体系となっています。

### ■ 障害福祉サービスの体系



## (3) 法改正の推移

年月	法改正
平成28年 4月	<b>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行</b> 障がいを理由とする差別をなくし、障がいがある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指すため、障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を提供することが行政機関等や事業者に対し定められました。
平成28年 5月	<b>障害者総合支援法及び児童福祉法 改正</b> 施設やグループホームを利用していた人を対象とする定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について自治体に保健・医療・福祉連携を促すこと等が示されました。また、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、都道府県及び市町村は、障がい児福祉計画を策定することが義務付けられました。
平成28年 5月	<b>成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行</b> 成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施すること等が地方公共団体に対し定められました。
平成28年 6月	<b>発達障害者支援法 改正</b> 国及び地方公共団体の責務として、発達障がい者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障がい者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うこと等が定められました。
平成30年 11月	<b>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）改正</b> 高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めること等が国民に対し定められました。さらに、令和2年5月にも改正が行われ、令和2年6月及び令和3年4月に施行されます。この改正により、公共交通事業者等の施設設置管理者における取組の強化等が定められました。
平成30年 12月	<b>ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）施行</b> 政府は毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ公表することや、関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設置すること等が定められました。
令和元年 6月	<b>障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）改正</b> 国及び地方公共団体は、自ら率先して障がい者を雇用するように努めることが明確化されました。加えて、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を実施することができるよう、障害者活躍推進計画を定めることとされました。さらに、短い時間であれば働くことができる障がい者を雇用する事業主に対する支援として、新たに「特例給付金」が支給されることとなりました。

## (4) SDGsへの取組み

SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標（Sustainable Development Goals）です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本計画においても、SDGsの目標達成に向けた障がい福祉の取組みを推進していきます。



## 第2章

障がい者及び

障がい者を取り巻く現状等

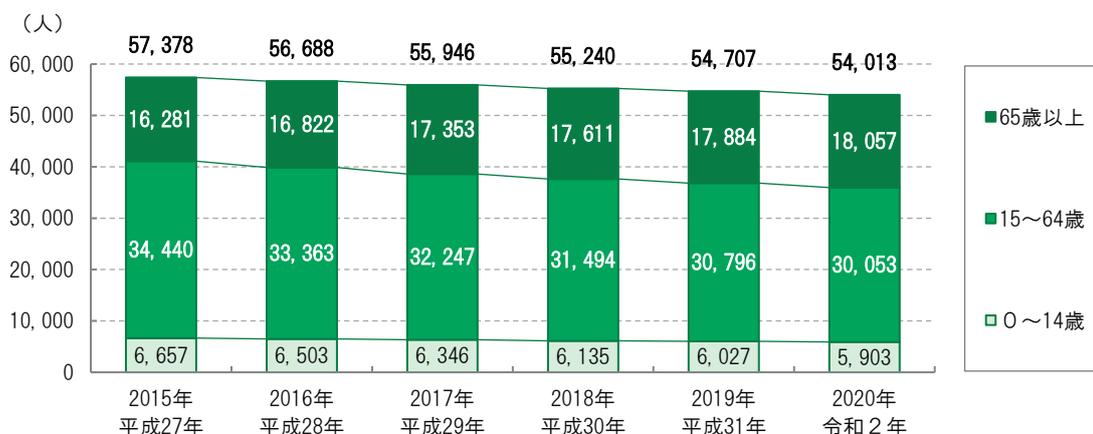


## 第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く現状等

### 1 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は2015（平成27）年以降、年々減少しています。同様に64歳以下人口も減少している一方、65歳以上の高齢者は増加傾向にあります。

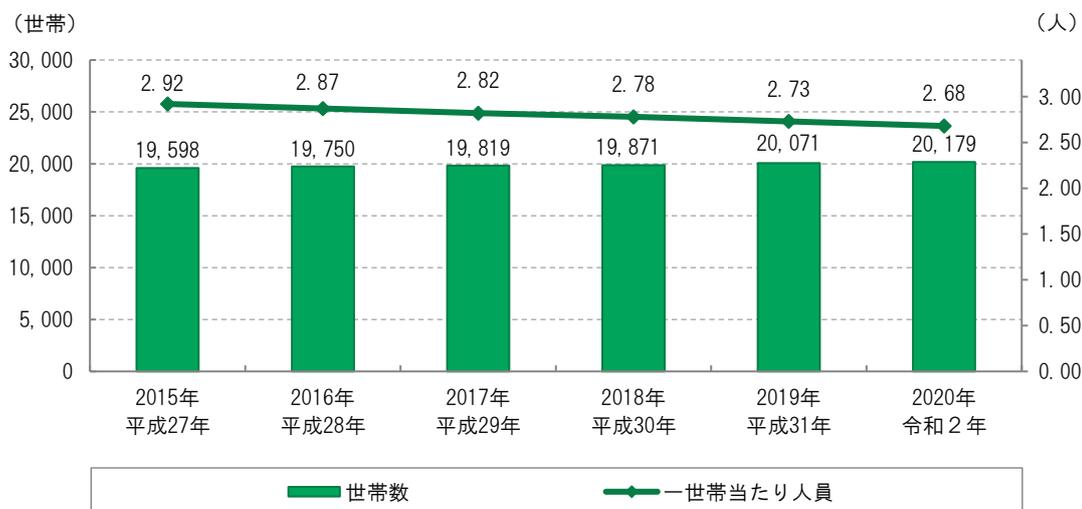
■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、2020（令和2）年では20,179世帯となっています。また、一世帯あたり人員については、2015（平成27）年から2020（令和2）年にかけて0.24人減少しており、核家族化が緩やかに進んでいます。

■ 世帯数の推移



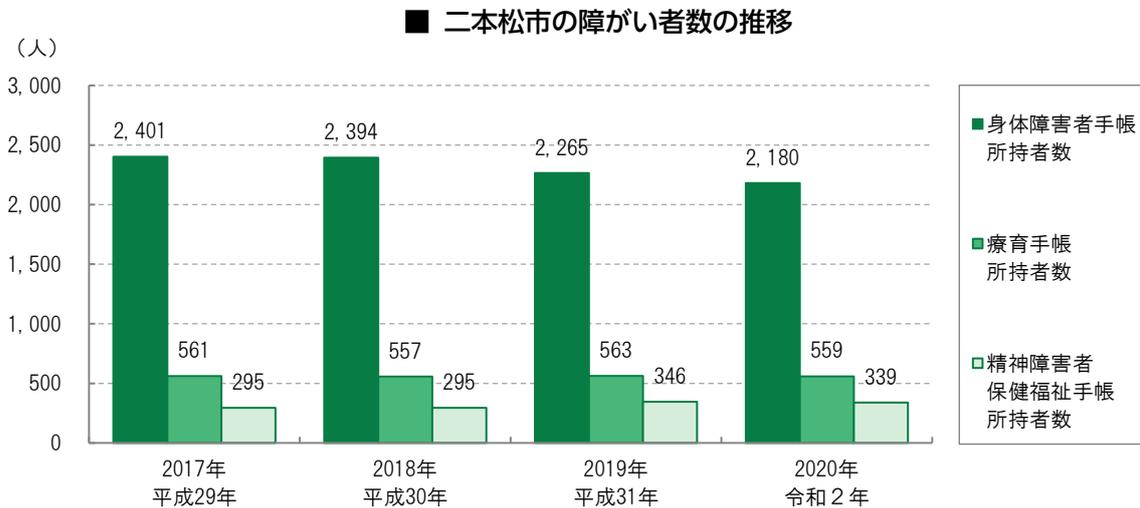
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 障がい者数の推移

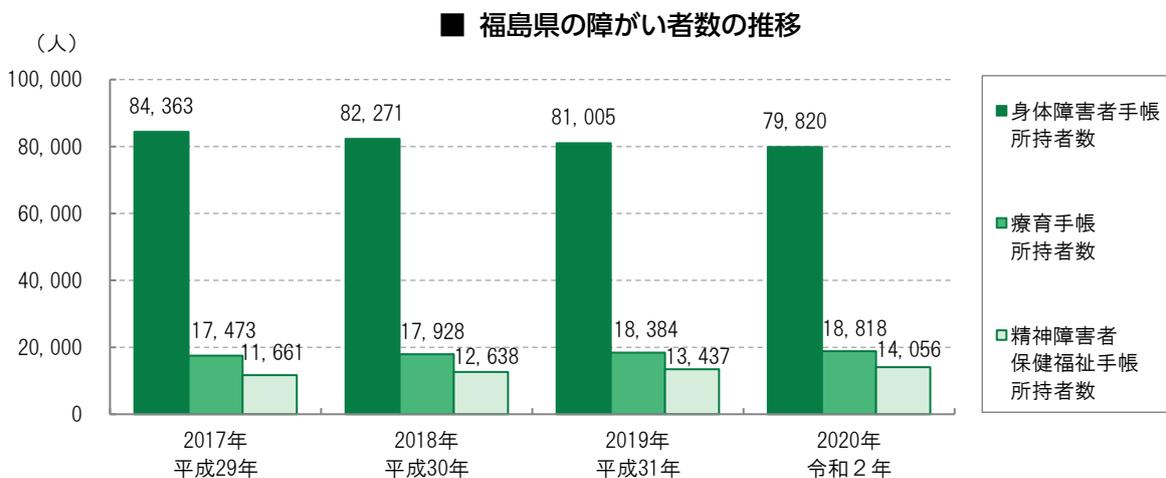
本市における障がい者の数は、各手帳所持者別で見ると、身体障害者手帳所持者数が2020（令和2）年4月1日現在2,180人、療育手帳所持者が559人、精神障害者保健福祉手帳所持者が339人となっています。

2017（平成29）年度からの4年間では、身体障害者手帳所持者が221人（9.2%）減、療育手帳所持者が2人（0.4%）減、精神障害者保健福祉手帳所持者では44人（14.9%）増となっており、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。

福島県全体で見ると、2017（平成29）年度からの4年間で身体障害者手帳所持者が4,543人（5.4%）減、療育手帳所持者が1,345人（7.7%）増、精神障害者保健福祉手帳所持者は2,395人（20.5%）増となっています。



資料：二本松市保健福祉部福祉課（各年4月1日現在）



資料：福島県障がい者総合福祉センター、福島県精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

### 3 身体障がい者の状況

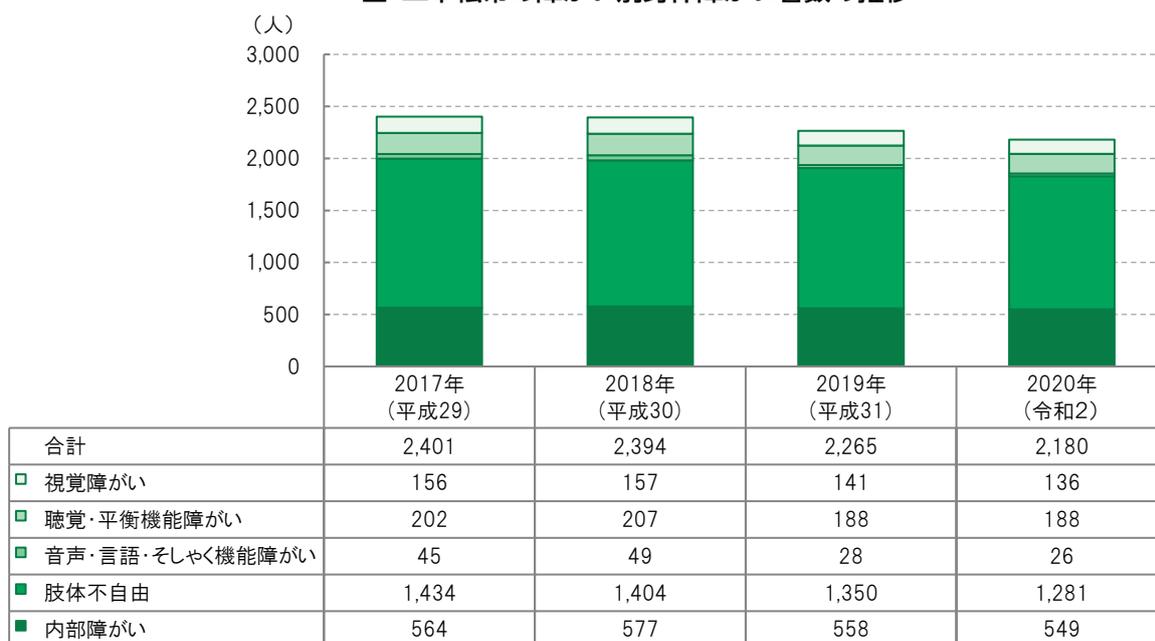
#### (1) 障がい別身体障がい者数の推移

2020（令和2）年4月1日現在の本市における身体障害者手帳所持者数を障がい別にみると、視覚障がい者が136人、聴覚・平衡機能障がい者が188人、音声・言語・そしゃく機能障がい者が26人、肢体不自由が1,281人、内部障がい者が549人となっています。

2017（平成29）年と比較すると、視覚障がいは12.8%減、聴覚・平衡機能障がいは6.9%減、音声・言語・そしゃく機能障がいは42.2%減、肢体不自由は10.7%減、内部障がいは2.7%減となっています。

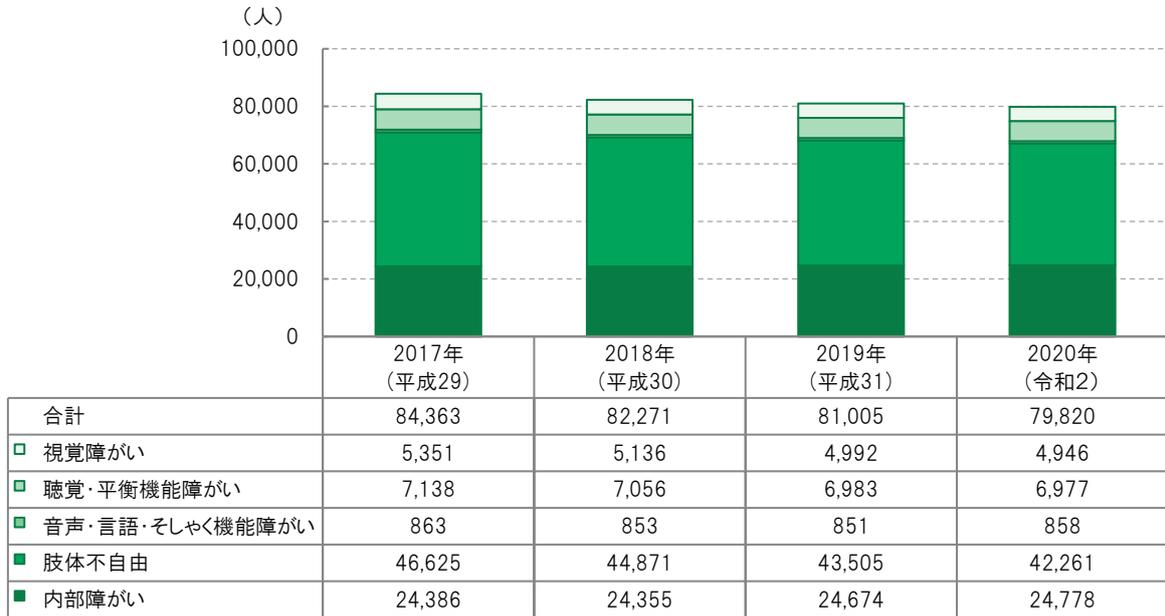
福島県全体では、2017（平成29）年から2020（令和2）年までの4年間で視覚障がいは7.6%減、聴覚・平衡機能障がいは2.3%減、音声・言語・そしゃく機能障がいは0.6%減、肢体不自由は9.4%減、内部障がいは1.6%増となっています。

■ 二本松市の障がい別身体障がい者数の推移



資料：二本松市保健福祉部福祉課（各年4月1日現在）

■ 福島県の障がい別身体障がい者数の推移

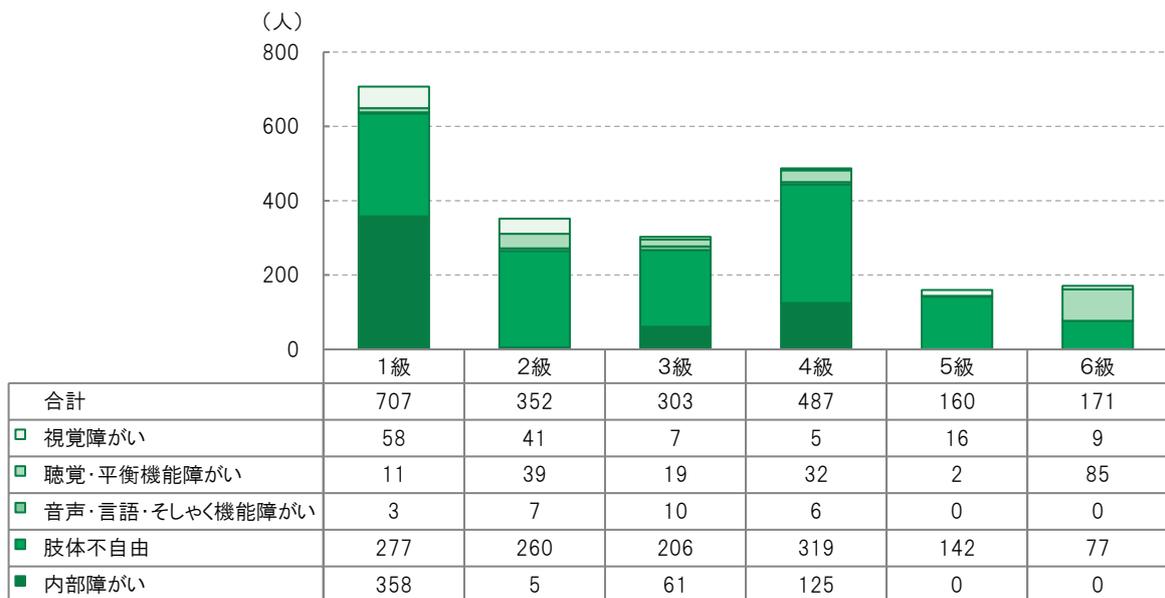


資料：福島県障がい者総合福祉センター（各年4月1日現在）

## (2) 障がいの種類・障がい程度別身体障がい者数

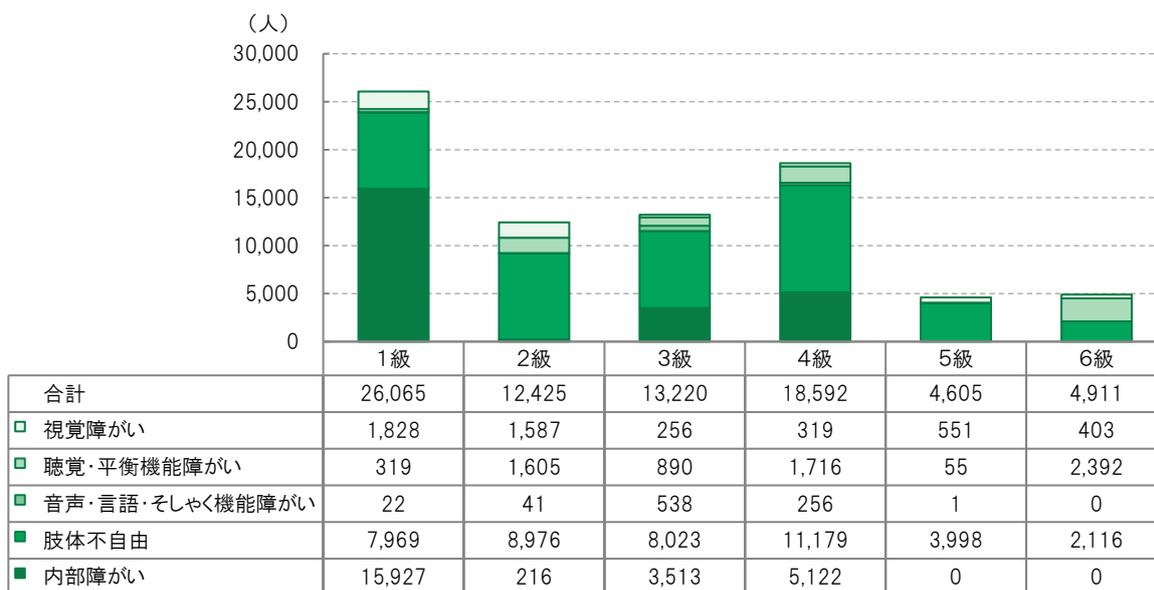
2020（令和2）年4月1日現在の本市における身体障害者手帳所持者数を障がいの種類・障がい程度別にみると、下図のとおり、障がい種別により障がい程度の偏りは異なっていますが、その傾向は福島県のものと概ね同じ傾向となっています。

■ 二本松市の障がいの種類・障がい程度別身体障がい者数



資料：二本松市保健福祉部福祉課（2020（令和2）年4月1日現在）

■ 福島県の障がいの種類・障がい程度別身体障がい者数



資料：福島県障がい者総合福祉センター（2020（令和2）年4月1日現在）

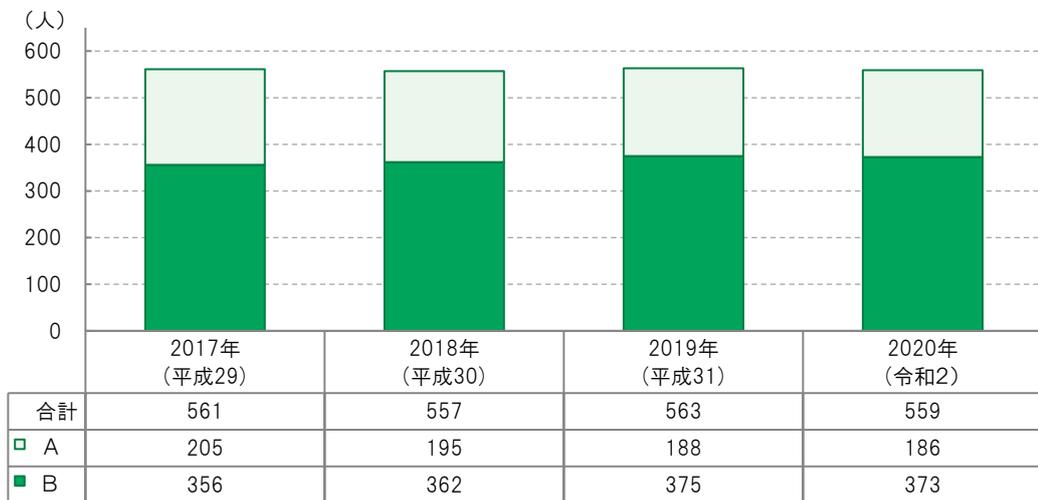
## 4 知的障がい者の状況

### (1) 障がい程度別知的障がい者数の推移

本市における知的障がい者数の推移を障がい程度別にみると、2017（平成29）年から2020（令和2）年にかけて、“A”（重度）が36.5%から33.3%、“B”（中・軽度）が63.5%から66.7%で推移しており、“B”（中・軽度）の割合が高くなっています。

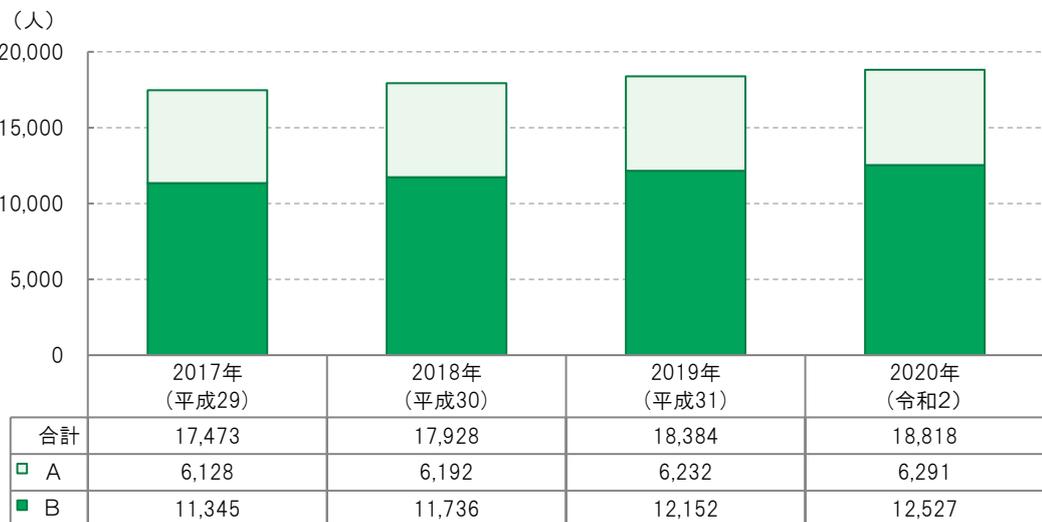
福島県全体では、“A”（重度）が35.1%から33.4%、“B”（中・軽度）が64.9%から66.6%で推移しており、本市と同様の割合で推移しています。

■ 二本松市の程度別知的障がい者数の推移



資料：二本松市保健福祉部福祉課（各年4月1日現在）

■ 福島県の程度別知的障がい者数の推移



資料：福島県障がい者総合福祉センター（各年4月1日現在）

## 5 精神障がい者の状況

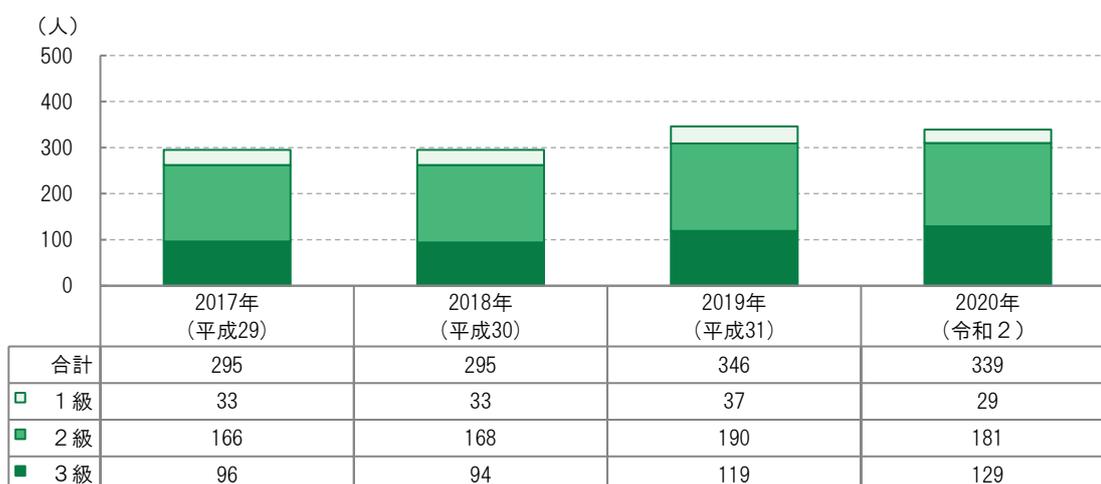
### (1) 障がい程度別精神障がい者数の推移

本市の精神障がい者数は、2017（平成29）年から2020（令和2）年までの4年間で44人（14.9%）増加しています。

2017（平成29）年からの2020（令和2）年までの4年間で程度別にみると、1級が4人減、2級が15人増、3級が33人増となっています。

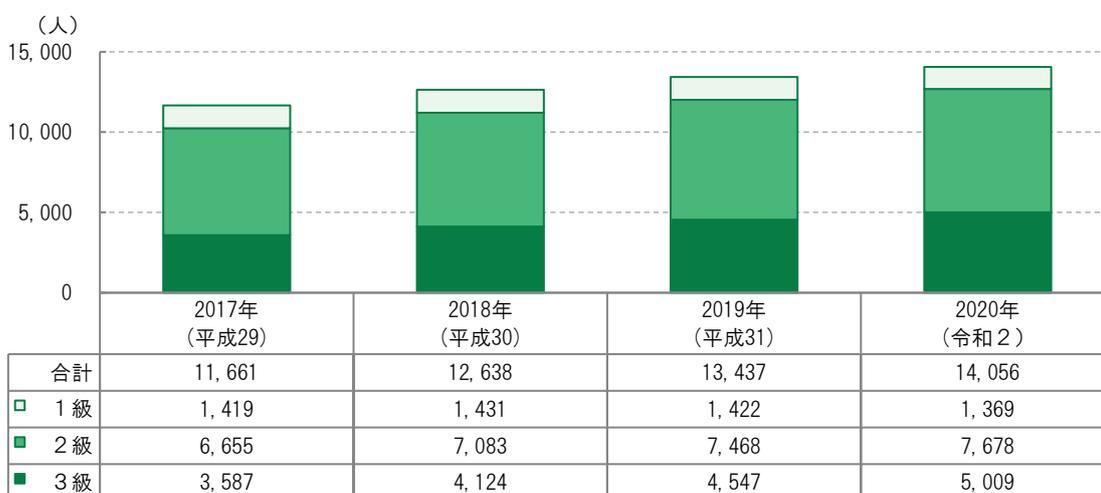
福島県全体では、2017（平成29）年から2020（令和2）年までの4年間で1級が50人減、2級が1,023人増、3級が1,422人増となっています。

■ 二本松市の障がい程度別精神障がい者数の推移



資料：二本松市保健福祉部福祉課（各年4月1日現在）

■ 福島県の障がい程度別精神障がい者数の推移



資料：福島県精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

## 6 就学状況

二本松市の障がい児の就学状況は以下のとおりとなっています。

### ■ 特別支援学級の状況

単位：校・学級・人

	設置校数	学級数	児童生徒数
小学校	14	25	90
中学校	5	9	44
合計	19	34	134

資料：二本松市教育委員会（2020（令和2）年9月1日現在）

### ■ 通級指導教室の状況

単位：人

	通級児童数
小学校	22

資料：二本松市教育委員会  
（2020（令和2）年5月1日現在）

### ■ 保育所における障がい児の在籍状況

単位：人

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	244 (124)	105 (39)	214 (56)	563 (219)
在籍障がい児数	2 (0)	2 (1)	7 (2)	11 (5)
加配保育士数(障がい児)	0 (0)	1 (1)	5 (4)	6 (5)
加配対象児数	0 (0)	1 (1)	5 (4)	6 (5)

※公立保育所+認可保育所の人数、( )は公立保育所

資料：二本松市保健福祉部子育て支援課（2020（令和2）年5月1日現在）

### ■ 認定こども園における障がい児の在籍状況

単位：人

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	138 (32)	131 (38)	300 (77)	569 (147)
在籍障がい児数	0 (0)	1 (1)	8 (7)	9 (8)
加配保育士数(障がい児)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
加配対象児数	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)

※公立認定こども園+認定こども園の人数、( )は公立認定こども園

資料：二本松市保健福祉部子育て支援課（2020（令和2）年5月1日現在）

■ 公立幼稚園における障がい児の在籍状況

単位：人

	4歳	5歳	合計
在籍児数	43	66	109
在籍障がい児数	2	7	9
加配教諭数	1	2	3

資料：二本松市保健福祉部子育て支援課（2020（令和2）年5月1日現在）

■ 特別支援学校在籍状況

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
県立大笹生支援学校 (福島市)	1	1	4	6
福島大学付属特別支援学校 (福島市)	—	—	3	3
県立あぶくま支援学校 (郡山市)	—	—	10	10
県立郡山支援学校 (郡山市)	3	2	3	8
県立たむら支援学校 (田村市)	11	8	4	23
県立聴覚支援学校 (郡山市)	—	—	2	2
県立聴覚支援学校福島校 (福島市)	1	—	—	1
県立視覚支援学校 (福島市)	1	—	—	1
県立須賀川支援学校 (須賀川市)	—	1	1	2
合計	17	12	27	56

資料：二本松市教育委員会（2020（令和2）年5月1日現在）

## 7 アンケート調査結果からみた現状分析

### 課題1 高齢化する家族介助者の負担軽減に向けた取組と介助ができなくなった際の対策が必要

○主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟」(33.9%)、「配偶者(夫または妻)」(25.6%)、「子ども」(21.2%)などの家族が多く、その年齢をみると60歳以上が65.4%となっています。また、主な介助者が「ホームヘルパーや施設の職員」と回答した割合は前回調査(2018年度)の24.2%から29.3%と高くなっています。(問7・8)

### 課題2 日常生活の「外出」「そうじ・洗たく」「お金の管理」「薬の管理」では一部または全部介助の割合が高いため、各ニーズにあったサービスの提供が必要

○日常生活の自立状況を見ると、「外出」(39.1%)、「そうじ・洗たく」(38.8%)、「お金の管理」(37.4%)、「薬の管理」(33.5%)は3割以上の方が一部または全部介助が必要と回答しています。(問6)

### 課題3 外出の際に「公共交通機関が少ない(ない)」「困った時にどうすればいいのか心配」「外出にお金がかかる」ことから、公共交通を補完する福祉バス運行、外出支援の充実、交通費の助成などの支援が必要

- 外出の頻度をみると、「毎日外出する」は33.0%となっています。(問22)
- 外出時の主な同伴者をみると、「一人で外出する」方が42.4%と最も高くなるものの、「配偶者(夫または妻)」(21.4%)、「父母・祖父母・兄弟」(16.1%)の割合が高くなっています。(問23)
- 外出の目的は「買い物に行く」(67.7%)が最も高く、次いで「医療機関への受診」(60.6%)、「通勤・通学・通所」(31.6%)となり、特に「通勤・通学・通所」では前回調査(2018年度)より10.5%高くなっています。(問24)
- 外出の際に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」(26.1%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(18.9%)、「外出にお金がかかる」(16.6%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(16.1%)の割合が高くなっています。また、前回調査(2018年度)と比較すると、上位1・2位の「公共交通機関が少ない(ない)」と「困った時にどうすればいいのか心配」の割合はやや高くなっています。(問25)

**課題4** 福祉施設や病院で生活している方の約1割は「家族と一緒に生活したい」と希望しているため、在宅復帰に向けた訓練や障害福祉サービスの充実が必要

- 「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」方は5.5%、「病院に入院している（1年以上の長期入院）」方は1.9%となっています。前回調査（2018年度）より福祉施設や病院で暮らしている方の割合は1.5%高くなっています。（問19）
- 福祉施設や病院で暮らしている方の約7割が、今の生活を続けたいと回答しています。一方で、11.9%は「家族と一緒に生活したい」と回答しています。前回調査（2018年度）より「家族と一緒に生活したい」と回答した割合が16.2%低く、在宅で介助を受けながら生活することが難しく、希望しても叶わないという要因も浮かびます。（問20）

**課題5** 障がい者一人ひとりが適した就労形態で、収入を含めたよりよい環境のもと仕事ができるよう、企業管理者への情報提供、社員への障がいに対する理解を深める周知やジョブコーチによる就労支援の充実が必要

- 「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事している」方は17.1%となり、前回調査（2018年度）より4.4%高くなっています。その就労形態をみると、「正職員や他の職員と勤務条件等に違いはない」が31.4%、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が25.0%、「自営業、農林水産業など」が23.7%となっています。一方、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」という回答は9.0%でした。（問26・27）
- 現在就労していない方で、今後収入を得る「仕事をしたい」方は19.7%、「仕事をしたくない、できない」方は58.5%となっています。（問28）
- 収入を得る仕事をするための必要な支援については、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」（62.7%）が最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」（51.6%）、「職場の障がい者に対する受入環境の整備」（47.6%）となっています。前回調査（2018年度）と比較すると、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」は14.7%高くなっています。（問30）

**課題6** 障害福祉サービスは実際の利用より希望割合が高いため、利用促進のための相談体制の充実と情報提供が必要

- 利用している障がい福祉サービスをみると、「相談支援（サービス利用支援）」、「障がい児福祉サービスでは「児童発達支援」「放課後等デイサービス」以外の利用割合は1割未満と低くなっています。一方、今後の利用希望はすべてのサービスで実際の利用割合を上回っています。（問33）

**課題7** 悩みや困った際の相談相手は「家族や親せき」が多いため、公的相談窓口の活用促進に向けた情報提供、障がい者支援ガイドブックの配布などが必要

- 普段、悩みや困った際の相談相手は、「家族や親せき」(77.1%)が最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」(32.5%)、「友人・知人」(26.5%)となっています。一方、「福祉課や健康増進課などの市役所の窓口」は10.0%となっています。(問34)
- 障がいのことや障害福祉サービスなどに関する情報源は、「広報にほんまつ、回覧板」(36.6%)が最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」(33.8%)、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(33.1%)となっています。一方、「福祉課や健康増進課などの市役所の窓口」は15.2%となっています。(問35)

**課題8** 災害時に一人で避難できない方に対する地域での支援体制を整備し、障がいのある方に対応した避難所の設置や防災訓練等が必要

- 火事や地震などの災害時に、一人で避難「できる」方は38.9%、一方、「できない」方は32.9%、「わからない」方は21.3%となっています。(問41)
- 避難の際に、家族以外で近所に助けてくれる人が「いる」方は30.2%、一方、「いない」方は23.6%となり、前回調査(2018年度)よりやや高くなっています。また、「わからない」方は36.1%となっています。(問42)
- 災害時に困ることは、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」(43.8%)が最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」(42.1%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(40.1%)となっています。(問43)

※アンケート調査結果の主な内容は資料編に掲載

## 第3章

### 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

障がいのある人が地域で暮らしていくために地域はどうあるべきか、障がいのある人ない人、双方の視点に立って考えることが必要です。

本市総合計画においては、まちづくりの基本目標1「健康で暮らし続けられるまち」の政策2で、「地域みんなで支え合う地域福祉の充実」が掲げられました。

本計画においても、障がいのあるなしに関わらず、誰もが地域社会の中で安心して自分らしく生活できることを目指し、『安全・安心、ともに支え合い暮らすことのできるまちづくり』を基本理念とします。

安全・安心、ともに支え合い  
暮らすことのできるまちづくり

## 2 基本目標

### 基本目標Ⅰ 安心して暮らせる生活環境の整備

---

障がいのあるなしや年齢に関わらず、誰もが安心して快適に暮らせる社会の実現を目指します。

### 基本目標Ⅱ 自立と社会参加の促進

---

障がいのある人にとっての自立とは、支援を受けないということではありません。必要な援助を受けながら、自分の意思に従って生き方を決めていくことです。障がいのある人一人ひとりが、自分に合った生活ができる支援体制の整備を目指します。

### 基本目標Ⅲ 生きがいをもって暮らせる地域社会づくり

---

障がいのある人も、障がいのない人と同様に、スポーツや文化的な活動、旅行などを楽しむことができるよう、活動支援や施設整備等に取り組みます。

## 3 基本施策

### 基本施策1 啓発・広報

---

障がいのある人が地域でいきいきと生活するためには、地域住民一人ひとりの理解や協力が必要です。障がいや障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除くため、交流の機会を積極的に設けるなど、啓発・広報活動に力を入れ、地域の中で障がい者に対する支援が当たり前にかつ、さりげなく行われることのできる地域づくりを目指します。

### 基本施策2 保健・医療

---

疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの予防、軽減を図ることができます。現行の保健・医療サービスの充実を図るとともに、新たな事業についても積極的に検討していきます。

### 基本施策3 福祉

---

住み慣れた家庭や地域で快適な生活を送れるよう、それぞれの抱える悩みに応じることができる福祉サービスの充実を図ります。

## 基本施策4 教育・育成

---

障がいのある児童・生徒がもっている力や可能性を引き出すため、障がいの特性や発達段階等に十分に配慮した支援を行うことのできる教育環境の整備を目指します。

## 基本施策5 雇用・就業

---

障がいのある人が自分の能力や適性、希望に応じて就労し、その力を十分に発揮していくためには、事業主をはじめとする周囲の理解や、本人の働く意欲を後押しする体制が必要です。事業所に対して障がい者雇用に関する啓発活動を行うとともに、障がいのある人達が活発に活動できる環境整備を促進し、地域の活性化につなげていきます。

## 基本施策6 生活環境

---

障がいのある人があらゆる生活の場面において快適に過ごすことができるよう、住宅の改修や情報環境の整備、防災対策等、生活環境の整備を進めていきます。

## 基本施策7 スポーツ・芸術文化・国際交流

---

スポーツや文化活動に参加することによる生きがいづくり、また活動を通じて市民との交流を図るとともに障がい者の国際交流活動を促進します。

## 4 障がい者福祉の推進

### (1) 医療機関、教育機関との連携

障がい者に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい保健福祉の観点からだけでなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がい児がその障がいの状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関との連携が必要です。このように、様々な機関が連携することにより、障がい者やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

市では、障がい保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がい者が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

### (2) 障がい者の虐待防止及び権利擁護

2012（平成24）年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がい者の権利利益の擁護が図られています。

「障がい者虐待」とは、家族等の養護者による虐待、障がい者福祉施設の従事者等による虐待、就労先等の使用者による虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見した時の通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

市では、障がい者虐待発生時の対応や再発防止への取組、関係機関との連携・調整を行うなど、障がい者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待防止に対する取組とも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めます。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がい者の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がい者一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを一人ひとりが認識しなければいけません。そのため市では、障害福祉サービス事業所や使用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障がい者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援に努めます。

権利擁護の取組としては、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力に困難さを抱える人々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続きに関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、成

年後見制度の利用による権利擁護を円滑に実施するため、関係機関による協議の場づくりや、中核機関の設置、地域連携ネットワークの整備を目指すとともに、成年後見制度法人後見支援事業や市民後見人の育成、支援についても検討し、必要とされる方々への権利擁護事業を推進します。

### (3) 障がい理由とする差別の解消

障がいのあるなしに関わらず、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しています。また、障がい者にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

市では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるよう、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進します。

## 5 施策の体系



## 第4章

### 障がい者計画の施策展開



## 第4章 障がい者計画の施策展開

### 基本施策1 啓発・広報

#### 現状と課題

障がいのあるなしに関わらずそれぞれ同じ権利をもったひとりの人間です。しかし、実際の社会生活の中では、障がいに対する理解が不足しているために、程度の差こそあれ差別や虐待が行われています。障がいや障がいのある人について正しい理解を広めることは、そうした人達の暮らしやすさにつながります。そのための取組として、啓発・広報活動に積極的に取り組んでいくことが必要です。

#### 施策の方向

障がいや障がい者に対する理解と認識を深め、差別の解消や権利擁護の理念を浸透させるため、広報にほんまつ等を活用し、積極的に周知を行います。また、障がい者や支援者にとって必要な情報を得やすいような配慮に努めます。

#### 前期（H30～R2）の評価と後期（R3～R5）の方針

障がいに関する理解を広げるため、広報にほんまつ等の媒体による周知、啓発を行いました。今後は、取組を福祉事務所だけとするのではなく、様々な機会を捉え、より多くの市民に対して周知が行き届くような啓発、広報に努めます。

### 施策1 障がいの正しい理解推進に向けた情報提供

① 広報誌等による啓発・広報活動の充実	広報にほんまつや市ウェブサイト等により、障がいに関する啓発・広報活動を積極的に実施します。
② 新聞等の広報媒体の活用	市の福祉施策や当事者団体の情報を新聞等の報道機関に提供し、啓発・広報を推進します。
③ 啓発・広報資料の作成配布	市の各種行事や出前講座等において、障がいに関する資料や、施策に関するパンフレット等を作成配布し、直接の意見交換に努めます。また、障がい者や支援者にとって必要な情報を得やすいよう、情報提供にあたっての配慮や、わかりやすい資料の作成に努めます。

## 施策2 重点啓発期間の取組

<p>① 障害者週間における啓発</p>	<p>12月9日は「障害者の日」と定められており、さらに12月3日から9日までの7日間を「障害者週間」としています。この期間、障がい者の自立と社会参加、障がい者に対する理解と認識を深めるための啓発事業を重点的に行います。</p> <p><b>【障害者週間の強調テーマ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) ノーマライゼーションの理念の普及</li> <li>(ii) 障がい者の「完全参加と平等」の実現</li> <li>(iii) 福祉のまちづくりの推進</li> <li>(iv) 「障害者の日」の周知</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>② 障害者雇用支援月間における啓発</p>	<p>9月は障害者雇用支援月間となっており、事業主をはじめとしたすべての人に、障がい者の雇用と職業的自立に関する啓発を行います。</p>
<p>③ 手話に関する記念日の啓発</p>	<p>「二本松市手話言語条例」に基づき、「手話記念日」(5月5日)や「手話言語の国際デー」(9月23日)における、手話の理解と普及促進を目指した啓発活動を行います。</p>
<p>④ 障がいに関する様々な記念日や社会参加を契機とした啓発</p>	<p>世界自閉症啓発デー(4月2日)といった障がいに関する様々な記念日や、全国障がい者スポーツ大会の市民入賞者報告などを契機とした啓発を行います。</p>



## 基本施策2 保健・医療

### 現状と課題

日ごろから心身の健康増進及び疾病の予防を心がけ、疾病・障がいの早期発見・早期治療による障がいの予防や軽減を図っていくことが重要です。

病気の早期発見につなげるため、障がいのある人の健診を受ける機会を拡充する健診受診の勧奨や、健診会場のバリアフリー化に配慮する必要があります。

障がいのある人のための医療・リハビリテーション医療の充実は、障がいのある人が自立するために不可欠なものです。しかし、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が不足している現状もあり、人材の確保が課題となっています。

また、2019（令和元）年度に発生した新型コロナウイルス感染症は、社会全体に大きな影響を及ぼしており、障がい者やその支援者の不安解消に努める必要があります。

### 施策の方向

障がい者を取り巻く様々な関係機関のネットワークづくりを行い、障がい者のニーズを的確に把握し、一生涯にわたる支援を目的として保健・医療に関する施策を推進します。また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化に対応すべく、関係機関の連携を強化します。

#### 前期（H30～R2）の評価と後期（R3～R5）の方針

妊産婦から乳幼児まで、日々の相談を基にした各種対応を行いました。また、発達障がい児支援の一環である、「ペアレント・プログラム」を継続的に開催し、親の支援力の充実を図りました。今後は、精神障がい者の支援に向けた、地域で包括的に支援を行うシステムの構築に向けた取組を進めます。

### 施策1 保健・医療・福祉相互の連携の推進

① ネットワーク体制の整備充実	各関係機関との連携を図りながら、合理的な配慮を踏まえた保健・医療・福祉の一体的なサービスを提供するシステムを整備します。
② 感染症対応における連携強化	新型コロナウイルス感染症禍においても、横断的な連携の重要性が指摘されており、障がい者や支援者の感染予防等、健康の維持に向けた情報共有、連携強化を図ります。

## 施策2 妊娠、出産期の保健医療の充実

① 正しい知識の普及促進	妊娠、子育てといった母子保健の相談や、学校等における思春期の母性保健知識の普及を行います。また、妊娠中の健康維持に努めます。
② 妊婦健診費用の助成・健康の保持増進	妊娠高血圧症候群などの早期発見のための妊婦健診の受診の勧奨と費用の助成を行います。
③ 周産期医療体制の充実	ハイリスク妊産婦、要支援乳児に対する医療体制及び関係機関との連絡体制の充実を図ります。

## 施策3 乳幼児発達相談体制の充実

① 未熟児・新生児育児支援の実施	必要な人に、必要なサービスを迅速に提供します。また、高度医療の医療機関との連携を図ります。
② 乳幼児健診の充実	乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、障がいや発達に関する問題の早期発見に努め適切な指導、支援を行います。
③ 障がいの疑いのある乳幼児の支援体制の充実・早期療育の支援	児童福祉や保健施設の活用、個別及び集団的指導の実施、また児童相談所の相談等を行うことにより、障がいのある乳幼児の発達、成長を支援します。
④ 乳幼児健診後の支援体制の充実	あだち地方地域自立支援協議会で実施している、療育交流会（すくすく広場）や保護者懇談会（情報交換会）などの相談、交流の充実を図ります。

## 施策4 障がい児療育体制の充実

① 専門支援体制の充実	関係機関と協議しながら、相談・判定を行う専門医療機関または専門家の育成、相談窓口の増加に努め、連携を図り支援を行います。
② 障がい児育児支援体制の充実	窓口対応や戸別訪問、障がい児親の会等との連携により、各種の保健教育や育児に関する相談・指導を行い、保護者への支援を図ります。
③ 保育所・幼稚園との連携	障がい児支援施設と保育所・幼稚園を併用する際等、十分な対応が受けられるよう連携を図ります。

④ 障がい児支援施設の充実	障がいの状況に応じたサービスが供給できるよう、発達支援事業所の受け入れ体制の充実やサービスの質の向上のための支援を行います。
⑤ 様々な児童の支援体制の整備	発達障がいも含め、障がい者手帳の有無に関わらず、様々な発達に関する支援を行う児童発達支援センターの整備について、検討を行っていきます。
⑥ 発達障がい児支援事業	発達障がい及びその疑いのある児童の保護者を対象に、子どもの行動の捉え方、対応方法等を学ぶ「ペアレント・プログラム」を実施します。

## 施策5 医療支援の推進

① 重度心身障がい者医療費の給付	重度心身障がい者に対し、医療費の一部を給付することにより、障がい者福祉の増進を図ります。
② 自立支援医療(更生医療)の充実	18歳以上の身体障がい者に必要な更生医療と、障がい児の生活能力取得のための育成医療を充実します。
③ 周産期医療体制の充実(再掲)	ハイリスク妊産婦、要支援乳児に対する医療体制及び関係機関との連絡体制の充実を図ります。

## 施策6 総合的なリハビリテーション医療体制の整備

① リハビリテーション供給体制の整備	各医療機関等との連携を図り、心身機能障がいの回復及び機能維持を図るため、リハビリテーション体制の充実を図ります。
--------------------	----------------------------------------------------------

## 施策7 精神障がい者社会復帰の推進

① 精神疾患知識の啓発	障がいを理解し、地域支援を推進するため、精神疾患に対する知識の啓発、情報の提供に努めます。
② 地域移行・地域定着に向けた支援体制の構築	関係機関が相互に連携し、生活における様々なレベルの包括的な支援体制を構築し、地域へのスムーズな移行と定着を推進します。
③ 一人ひとりに寄り添った復帰支援	一般就労が可能な人や在宅ケアのみの人など、地域に戻れる人の状態は様々であり、一人ひとりのペースに合わせ、復帰の支援を行います。

## 施策 8 相談支援体制の充実強化

① 相談支援事業の連携支援	相談支援事業所が、医療機関との連携に機能的に活動できるよう、あだち地方地域自立支援協議会の協議等により支援体制づくりに努めます。
② 相談支援事業所の充実	様々な相談に対応する専門機関としての相談支援事業所の体制充実、相談の質の向上に向けた支援を行います。



## 基本施策3 福祉

### 現状と課題

誰もが自分の意思で物事を選び、決定する権利をもっています。しかし、障がいのある人が生活をしていく中には、障がいの種類や程度などにより個人差はあるものの、何かしらの不便や困難が伴う場面が少なくありません。障がいのある人が少しでも快適に日常生活を送れるように、それぞれの障がいの特性に応じた施設やサービスを充実させていく必要があります。

市内の福祉施設・サービスの整備状況はまだまだ十分とはいえません。やむをえず市外で生活している障がいのある人も、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、施設やサービスを充実させていく必要があります。

また、法改正により、これまで概念的に精神障がいに含まれていた発達障がいも、障害者総合支援法の対象となることが明確化されました。

発達障がいは、未成年の療育分野だけでなく、成人以降のひきこもりの要因の一つともなっている現状があります。各分野が連携した支援体制の構築が求められます。

### 施策の方向

法や制度が変わっても、生活上の課題や要望が変わるわけではありません。障がいのある人、またはその家族が抱える課題に向き合い、事業所主体、またはサービス主体ではなく、相互に解決していける体制の実現を目指します。

#### 前期（H30～R2）の評価と後期（R3～R5）の方針

障がいがある人や家族等が抱える様々な課題や悩みに対応するため、各種サービスの提供、給付を行いました。また、虐待防止等の権利擁護、手話言語条例の制定を行いました。今後は、地域生活支援拠点の機能整備と合わせ、8050問題への対応、医療的ケア児の支援、相談支援機能の充実に努めます。

### 施策1 障害福祉サービスの充実

#### ① サービスの適正な提供

能力や適性に応じて自立した生活を送ることができるよう、介護支援や、就労訓練支援といった障害福祉サービスを一元的に提供します。

② 治療材料等給付事業	在宅の重度障がい者で常時介護を要する65歳未満の人に対し、紙おむつなどの購入券を給付します。
③ 衛生器材給付事業	在宅の重度障がい者で身体障害者手帳をお持ちでない人工肛門や人工膀胱（ぼうこう）を造設している人に対し、ストーマ用装具購入券を給付します。
④ 人工透析患者通院交通費助成制度	腎臓機能に障がいがある人が人工透析のため医療機関に通院する交通費の一部を助成します。
⑤ 重度障がい者タクシー料金等助成事業	在宅の重度障がい者の社会参加を促進するため、移動に困難のある障がい者に対しタクシー料金等の一部を助成します。
⑥ 在宅酸素療法者電気料金助成事業	在宅酸素療法で生活している呼吸器機能障がい者等に対し、電気料金の一部を助成します。
⑦ 重度障がい者生活支援事業	在宅の重度障がい者の生活を支援するため、寝具類の洗濯乾燥の実施や、理美容業者が自宅を訪問してサービスを行います。また、日常のごみの搬出が難しい障がい者の生活ごみの収集を行います。
⑧ 特定疾患患者等見舞金給付事業	特定疾患治療研究対象者、指定難病対象者、小児慢性特定疾患治療研究対象者及び慢性腎不全による人工透析患者に対して見舞金を給付します。
⑨ 在宅介護者支援事業	在宅の重度障がい者を介護する家族等の労をねぎらうため、介護者激励金を支給します。
⑩ 自立支援医療費事業	身体障がい者の更生や、障がい児が生活能力を得るために必要とする医療費を給付します。
⑪ 補装具費支給事業	身体上の障がいを補うため、身体障がいの種類に応じた補装具の購入、借受け、修理にかかる費用を支給します。
⑫ 専任手話通訳者設置事業	聴覚障がい者の来庁時の対応や、手話通訳者派遣事業における手話通訳者の派遣調整等のため、福祉事務所に専任手話通訳者を設置します。
⑬ 手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者の通院や地域行事の参加といった社会参加を支援するため、手話通訳者の派遣を行います。
⑭ 訪問入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な身体障がい者に対して、入浴車による訪問入浴サービスを実施します。
⑮ 日常生活用具給付等事業	障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具類等を給付または貸与します。

⑩ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、生活に必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
⑪ 日中一時支援事業	障がい者等を介護する家族等の就労支援や一時的な休息を目的として、障がい者等の日中における活動の場を提供します。
⑫ 軽中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等に要する費用の一部を助成します。
⑬ 障がい者福祉施設の充実	市内への福祉サービス事業所の誘致を行うとともに、既存事業所の活動継続に向けた支援を行います。
⑭ 車いす貸与事業	疾病や身体障がい等のため一時的に車いすを必要とする人に対し、車いすの貸し出しを行います。
⑮ 視覚障がい者への配慮	市ウェブサイトへの音声読み上げ機能の追加や、市からの通知のQRコード化、市立図書館等への録音図書等の配置など、視覚障がい者への対応を進めます。
⑯ 巡回福祉車両運行事業	移動制約者である高齢者や障がい者等が利用できる乗合型タクシーを運行します。

## 施策2 障がい児支援の充実

① 療育相談体制の充実	早期療育のため、教育委員会、児童相談所、保育所、幼稚園、児童福祉施設、保健、医療機関等との連携を密にし、適切な相談体制の充実に努めます。
② 障がい児保育体制の充実	児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉事業所、学童保育所における障がい児保育体制の充実を図ります。
③ 重度心身障がい児通学支援事業	バスや電車による自力通学が困難な児童・生徒の保護者に対して、通学費用の一部を助成します。
④ 発達障がい児支援事業(再掲)	発達障がい及びその疑いのある児童の保護者を対象に、子どもの行動の捉え方、対応方法等を学ぶ「ペアレント・プログラム」を実施します。

### 施策3 生活安定施策の充実

① 年金制度、手当等の周知	新たに手帳を取得される人等に対し、障害年金や、各種手当等の手続き、内容の周知を図ります。
② 心身障害者扶養共済制度の加入推進	保護者等の家族支援者に不測の事態が起きた場合に支援する共済制度の加入の推進と周知を図ります。
③ 生活福祉資金貸付制度の周知	生活の安定を図るための社会福祉協議会の一時的な小口貸付や、利用可能な資金について周知します。
④ 日常生活自立支援事業の利用促進	日常生活上の判断に不安のある障がい者に対し、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）の利用について関係機関と連携した支援を行います。

### 施策4 ボランティア活動の充実・育成

① 奉仕員養成研修事業	手話奉仕員や音訳奉仕員を養成するための研修会を開催するとともに、技術向上のための支援を行います。
② ボランティア活動への支援	社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を図り、民間ボランティア団体の活動への支援に努めます。
③ ボランティア団体の育成	地域ボランティア活動を推進するとともに、NPO法人設立支援や地域ボランティア活動の組織化を支援します。

### 施策5 相談体制の充実

① 関係機関の連携による相談体制の構築	地域の民生委員や相談支援専門員、家庭児童相談員、教育支援センター等の関係機関が連携を図り、相談活動の充実に努めます。
② 相談支援事業所の充実（再掲）	様々な相談に対応する専門機関としての相談支援事業所の体制充実、相談の質の向上に向けた支援を行います。
③ 委託相談支援事業の実施	福祉サービスの情報提供、相談、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等の業務の一部を相談支援事業者へ委託し、利便性を向上させます。

## 施策6 福祉用具の普及、情報の提供

① 福祉用具の情報提供	補装具や日常生活用具等の福祉用具の制度周知に努めるとともに、必要とする人からの相談に応じます。
② 福祉用具の展示、相談会の支援	福島県障がい者総合福祉センターが実施する福祉用具の展示、相談会の開催等について周知し、参加を支援します。

## 施策7 成年後見制度の利用促進

① 成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人に対し、財産の管理や契約等法律行為を行う成年後見人申立て手続きを支援します。
② 法人後見制度の推進	社会福祉法人等による法人後見の取組を支援し、安定的な権利擁護支援の体制整備を推進します。

## 施策8 障がい者の差別解消に向けた取組

① 相談窓口の設置	市の対応における障がい者差別に関する相談窓口を設置するとともに、社会生活における差別の相談に対応します。
② 障害者差別解消法の周知・啓発	障害者差別解消法の内容について、様々な機会を通じて全市民に対して周知、啓発を行い、法の趣旨の理解を拡げます。
③ 差別の解消に向けた体制整備	障がい者差別を地域において関係者が協議する場である、障害者差別解消支援地域協議会等の設置を推進します。
④ 手話言語条例の展開	「手話は言語である。」の理念の下、聴覚障がい者の理解と手話の利用環境整備の充実を目指した二本松市手話言語条例に基づき、各種事業を実施します。

## 施策 9 障がい者の虐待防止に向けた取組

① 障害者虐待防止センターにおける活動の推進	虐待通報に迅速に対応するとともに、被虐待者のケアから虐待の防止に向けた対応まで関係機関と連携して実施します。
② 周知・啓発と予防に向けた対応	差別解消に関する周知・啓発と合わせ、虐待防止に関する広報を行うとともに、訪問相談における面談等での情報収集、未然防止に努めます。

## 施策 10 高齢障がい者の支援

① 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用	高齢の障がい者の支援を行うにあたっては、障がい者及び高齢者福祉行政、相談支援事業所、介護保険事業所等関係者の一層の連携を図り実施します。
-------------------------	----------------------------------------------------------------------

## 基本施策4 教育・育成

### 現状と課題

障がいのある子どももいない子どもも、地域の教育の場においてともに学ぶことのできるインクルーシブ教育の理念に基づいた対応が求められています。それぞれの子どもが学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけられるような配慮も必要です。

それぞれの子どもの力と可能性を引き出し、さらに伸ばしていくため、障がいの有無に関わらず、子どもの特性や発達段階等に十分に配慮した発達・教育環境の整備、保健・福祉部門との連携がより求められています。

### 施策の方向

学校、保護者との共通認識のもと、関係機関との連携を図り、教育体制の整備を推進していきます。

#### 前期（H30～R2）の評価と後期（R3～R5）の方針

増加傾向にある子どもの発達に不安を感じる保護者からの相談や困難事例への対応を行うとともに、教育支援センターの設置など支援体制の充実に努めました。今後もきめ細かい対応を行い、安達地域の特別支援学校の早期開校に向けた要望活動を行っていきます。

### 施策1 学校教育の充実

① 特別支援学級の充実	地域での学びの場を確保するため、特別支援学級を拡充するとともに、特別支援教育担当教員の研修体制と施設設備の充実を図ります。
② 就学・進路指導の充実	障がいのある子どもに対して適切な就学・進路指導を行うため、関係機関との連携を図りながら、相談対応の充実に努めます。
③ 障がいのある子どもの受け入れの円滑化	市障害児就学指導委員会の審議結果に沿って、関係機関との連携を図りながら就学指導を行います。

## 施策2 交流教育の充実

① 交流及び共同学習の計画的・組織的推進	インクルーシブ教育システム構築を目的として、障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で学ぶことができる環境の構築を図ります。
② 障がいの理解	障がいへの理解・認識を深めるため、教材の作成・発表やボランティア体験、当事者との交流の機会を設定します。

## 施策3 教育機会の拡充

① 特別支援学校の整備促進	通学の負担軽減と専門教育の提供が行われるよう、安達管内へ設置される県立特別支援学校の早期整備を県に要望します。
② 在宅障がい児訪問教育の充実	在宅障がい児への適切な就学・処遇について、県及び関係機関への働きかけを強化するとともに、保護者への支援を行います。

## 施策4 教育施設・設備の充実

① 教育施設・設備の整備促進	校舎のバリアフリー化や教育資材の充実を図り、特別支援学級等で学ぶ障がい児の教育環境の整備に配慮します。
----------------	-----------------------------------------------------

## 施策5 指導体制の充実

① 介助員の配置	特別支援学級や通常の学級での教育環境の充実を図るため、介助員の適正な配置に努めます。
----------	--------------------------------------------

## 施策6 教員の研修の充実

<p>① 教員の研修機会の拡充</p>	<p>県特別支援教育センター及び県立特別支援学校の地域支援センターと連携し、インクルーシブ教育や障がいに関する施策等についての研修機会の拡充を図ります。</p>
<p>② 教員への自主研究・研修の勧奨</p>	<p>教員の特別支援教育に関する自主的な研究・研修を勧奨するとともに、実施にあたって組織として支援します。</p>



## 基本施策5 雇用・就業

### 現状と課題

働くことは、生活していくための収入を得る行為であると同時に、自分もてる能力を発揮し、可能性を伸ばし、成長していく、自己実現の一つの形であると言えます。障がい者が地域社会の中で自立した生活を営むため、また、働きたいと願う障がい者の思いを実現するため、企業はもちろん、社会全体での取組が求められています。

就労の現場においては、就労後の人間関係等により、継続が困難となって離職するケースや、訓練を行う機関・事業所が市内や安達管内にないための移動の問題があります。

### 施策の方向

障がいのある人が地域の中で自立した生活を営むため、就労希望者が就労できるよう、企業や雇用主に働きかけを行うとともに、各種関係機関との連携を取りながら、就労環境の整備を推進します。

#### 前期（H30～R2）の評価と後期（R3～R5）の方針

あだち地方地域自立支援協議会における協議や、障害福祉サービスにおける相談対応を行いました。2019（令和元）年には、地域初となる障がい者就職相談会を開催し、当事者と企業ニーズのマッチングに努めました。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されることから、関係機関とより連携した対応に努めます。

### 施策1 障がい者の就業相談、職業訓練の周知

① 障がい者の就業相談、職業訓練の周知	障害者就業・生活支援センターやハローワーク、相談支援事業所等関係機関と連携し、就業を希望する障がい者への相談、情報提供を行います。
② 企業の雇用拡大と定着の支援	企業や雇用主に対し、障がい者雇用の理解と各種制度の周知、雇用率改善要請を行うとともに、就労者の定着に向けた支援を行います。

**施策2 福祉的就労の拡大・充実**

① 就労継続支援施設等の利用支援	一般就労に困難がある障がい者の就労継続支援施設等の利用にあたって、事業所の情報提供や関係機関との連携、利用手続きの決定を行います。
② 特別支援学校との連携	特別支援学校卒業後の進路として、就労継続支援施設利用を希望される人の相談やアセスメント実施の支援を行います。

**施策3 障がい者雇用を促進する事業の実施**

① 職親制度の推進	知的障がい者が、一定期間事業主のもとで生活し、職業訓練を受けて一般雇用を目指す制度で、制度の周知と事業主への助成を行います。
② 自動車運転免許取得費の助成	肢体や聴覚等に障がいがある人の自動車運転免許取得費用の一部を助成し、就労にかかる通勤時の自動車利用を支援します。
③ 自動車改造費の助成	肢体等に障がいがある人の運転を可能とする自動車改造費用の一部を助成し、就労にかかる通勤時の自動車利用を支援します。

**施策4 障害者施設優先調達法の促進**

① 優先調達法に基づく事業振興	公共施設における就労継続支援施設等の製品の購入や提供可能な役務の利活用を積極的に進めます。
② 市民や民間事業所への周知	市ウェブサイトやイベント等において、就労継続支援施設等の製品紹介を行い、事業の振興を図ります。

## 基本施策6 生活環境

### 現状と課題

バリアフリーやユニバーサルデザインといった言葉が認知されるようになってきましたが、現実には物理的な障壁の解消はまだ進んでいません。障がいのある人が快適に生活を営み、様々な活動に参加するためには、バリアフリーなどの言葉の理解だけでなく、すべての人が障がいを理解することが必要です。目に見える物理的な障壁の解消にこそ、相手に寄り添う気持ちが求められています。

また、東日本大震災や2019（令和元）年東日本台風以降、防災に対する意識が高まっています。障がい者や高齢者などへの災害時の支援体制の整備が必要です。

### 施策の方向

障がいのある人が住みやすいまち、障がいのない人にとっても住みやすいまちであると考えます。障がいのある人が地域で安心して安全な生活を送ることができるよう、公共施設や道路・歩行空間の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、その維持補修などを適時行い、バリアフリーのまちづくりを目指します。

また、災害時の対策として、防災意識の啓発や避難支援体制の整備を進めます。

### 前期（H30～R2）の評価と後期（R3～R5）の方針

公共事業を進めるにあたり、理念に基づいた配慮を行いました。また、地域の見守り体制の構築のための関係者への要援護者情報の共有、当事者を交えた防災訓練等を行いました。今後は、災害時等の緊急時の対応について、さらに庁内外の協議、検討を進めます。

## 施策1 人にやさしいまちづくりの推進

① 法や県条例に基づくまちづくりの推進

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び県の「人にやさしいまちづくり条例」を踏まえ、障がい者などの施設利用に配慮した誰もが安全で利用しやすい快適なまちづくりを推進します。

## 施策2 住環境の整備

① 市営住宅の整備	市営住宅の改修等の整備にあたっては、福祉部門と建設部門とが連携し、障がい者が住みよい住環境の整備を図ります。
② 公園等の整備充実	都市公園等の整備にあたっては、県の「人にやさしいまちづくり条例」施設整備基準を基に実施します。

## 施策3 住宅改修等の支援

① 住宅改修等の相談窓口の整備	障がい者が、自宅での生活上の支障を解消するために行う改修等の相談窓口を設置します。
② 日常生活用具給付等事業（再掲）	障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具類等を給付または貸与します。

## 施策4 安全な歩行空間の確保

① 歩道等の整備	歩行空間の確保にあたっては、歩道を整備するとともに、段差の解消や視覚障がい者用誘導ブロックの設置、電線類の地中化、自転車駐輪場の整備等を進めます。
----------	---------------------------------------------------------------------------

## 施策5 公共交通機関の利便性の確保

① 公共交通機関の確保	交通弱者である障がい者への対応として、民間バス路線の維持やコミュニティバスの運行等を行います。
② J R 駅やバス停留所におけるサイン表示の向上	時刻表や運行情報などの表示をわかりやすく表示するよう、事業者に求めています。
③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進	J R 駅等施設のバリアフリー化や、路線バスへの低床バスの導入等を事業者に求めています。

## 施策6 防犯対策の推進

① 防犯対策の推進	障がい者の安全確保の観点から、地域の民生委員や関係機関による見守り体制を構築します。
-----------	--------------------------------------------

## 施策7 防災対策の推進

① 都市の防災整備の充実	避難場所や避難路、福祉避難所等の整備を図り、障がい者等の社会的弱者に配慮した都市整備に努めます。
② 災害時要援護者避難支援制度の推進	重度の障がい者や高齢者等の、災害時に避難支援が必要な人への対応を、地域の民生委員や関係機関の連携により整備します。
③ 防災ネットワークの確立	消防機関との間に緊急通報システムの構築や、住民自主防災組織等のネットワークの確立を推進します。
④ 地域防災計画の推進	地域防災計画に基づいた、日頃の備えとしての総合防災訓練やシンポジウム等の防災教育の場において、障がい者への配慮と対応に努めます。
⑤ 情報伝達手段の確保	防災ラジオの普及を図り、障がい者等要援護者への情報伝達手段の確保に努めます。

## 基本施策7 スポーツ・芸術文化・国際交流

### 現状と課題

楽しみをもつことは、暮らしに潤いをもたらし、人生を豊かにします。スポーツをすること、旅行をすること、芸術鑑賞等々、その内容は一人ひとり様々であり、誰もがそれを楽しむことができる権利をもっています。

しかし、障がいの有無に関わらず社会の中でそうした活動に自由に参加できる状況にあるとはいえません。家族や福祉事業所の支援によるところが大きい現状になっており、社会全体で関わりについてより意識を高める必要があります。

### 施策の方向

何かしらの楽しみをもつことは、生きがいつくりにもつながります。しかし、障がいによっては、楽しむために何らかの支援を必要とする場面もあります。障がいのある人も障がいのない人と同様に、自分の望むことを楽しむことができるよう、支援体制の整備を進めます。

### 前期（H30～R2）の評価と後期（R3～R5）の方針

市内在住の身体障がい者体育大会の開催や、全国障害者スポーツ大会出場者への支援、また、障がい者の芸術・文化活動発表の場の確保を行いました。今後は、様々な文化行事への障がい者の関わりをさらに増やしていけるような取組を進めるとともに、環境整備にも努めていきます。

## 施策1 スポーツ、レクリエーション活動の充実

① 障がい者スポーツ等の交流事業の推進	相互理解と障がい者問題の認識を深めるため、市内外における交流事業を支援、推進し、社会参加の機会の確保に努めます。
② 障がい者のスポーツ行事等参加のための条件整備	障がい者の各種スポーツ行事等への参加を促進するため、人的・物的環境の整備充実に努めます。
③ スポーツ、レクリエーション指導者の養成推進	障がい者のスポーツやレクリエーション等を適切に指導できる人材の養成に努めます。
④ 障がい者スポーツ大会の開催支援	障がい者がスポーツを通し、相互の親睦を図り、市民の障がい者への理解を深めるため、スポーツ大会の開催を支援します。

## 施策2 生涯学習・芸術文化活動参加の支援

① 障がい者の芸術文化活動発表の場の確保	障がい者による絵画や書、手工芸品等の作品や、歌やダンス等の発表の場を確保し、障がい者の社会参加と市民の障がい者に対する理解を深めます。
② 生涯学習活動への参加支援	手話通訳者派遣等の意思疎通支援や移動支援、わかりやすい資料づくり等の配慮を行い、障がい者の市民講座等への参加を促進します。
③ 芸術文化活動への支援	障がい者の創造性を育み、生活に潤いを与える書画、彫刻、デザイン、ダンス等、芸術文化活動への取組を支援します。

## 施策3 国際交流の推進

① 障がい者の国際交流活動への参加推進	障がい者の国際交流事業の参加推進を図るため、各種の国際交流事業への参加を呼びかけます。
---------------------	---------------------------------------------



## 第5章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の施策展開



## 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の施策展開

### 施策1 2023（令和5）年度の成果目標

国の基本指針及び福島県の策定方針を踏まえ、2023（令和5）年度の成果目標を設定しました。この目標の達成が図られるよう、関係機関と連携し、障害福祉サービス等の充実に努めていきます。

#### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、2023（令和5）年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

##### ■ 国の基本指針

項目	都道府県	市町村	国の基本指針	
			現行	改正内容
福祉施設から地域生活への移行	○	○	2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行	2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
施設入所者数の削減	○	○	2016（平成28）年度末時点から施設入所者数を2%以上削減	2019（令和元）年度末時点から施設入所者数を1.6%以上削減

##### ■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値等

項目	目標	
2019（令和元）年度末時点の入所者数（A）	78人	
2023（令和5）年度末の入所者数見込	78人	
福祉施設から地域生活への移行	【目標値】 福祉施設から地域生活への移行者数（B）	2人
	移行率（B/A）	2.6%
施設入所者数の削減	【目標値】 施設入所者の削減数（C）	2人
	削減率（C/A）	2.6%

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があります。そのため、基盤整備の状況を評価する指標として、以下の目標値を設定します。

### ■ 国の基本指針

項目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	○		各圏域に設置	
		○	各市町村に設置	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	○	○		精神障害者の地域移行支援の利用者数の見込みを設定
精神障害者の地域定着支援の利用者数	○	○		精神障害者の地域定着支援の利用者数の見込みを設定
精神障害者の共同生活援助の利用者数	○	○		精神障害者の共同生活援助の利用者数の見込みを設定
精神障害者の自立生活援助の利用者数	○	○		精神障害者の自立生活援助の利用者数の見込みを設定
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		○		保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数		○		保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		○		保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値等

項目	目標
精神障害者の地域移行支援の利用者数	【目標値】 精神障害者の地域移行支援の利用者数 2人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	【目標値】 精神障害者の地域定着支援の利用者数 2人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	【目標値】 精神障害者の共同生活援助の利用者数 2人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	【目標値】 精神障害者の自立生活援助の利用者数 1人
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 3回
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	【目標値】 保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数 10人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 1回

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う地域生活支援拠点等については、2023（令和5）年度末までに1つ以上の拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

抱える課題の共通点が多いあだち圏域（二本松市、本宮市、大玉村）においては、あだち地方地域自立支援協議会を中心とした議論を行っており、関係機関を交えて、計画期間内の整備に向けた検討を進めます。

なお、あだち圏域は、新たに多機能施設を整備して拠点とするのではなく、既存の福祉資源を連携させ、面的に拠点としての機能をもたせる方式の整備を行うこととしています。

#### 地域のコーディネート

～専門員(コーディネーター)の設置～

事業名：地域生活支援コーディネーター設置事業

8050問題等、障がい者を取り巻く緊急性の高い対応を、相談支援専門員が、情報の収集、整理を行い、体験機会の提供や緊急時の対応も含めた総合的なコーディネートを行う。



#### 体験の機会・場づくり

～アパート、グループホームの居室確保～

事業名：自立生活体験事業

民間集合住宅の一室借上げや、グループホーム体験利用の支給決定を行い、施設や家族から自立した生活を送るための体験（訓練）を行う場を整備し、円滑な地域生活移行の一助とする。



#### 緊急時の対応

～医療機関等との連携～

事業名：緊急時居所確保対策事業

障がい者の家族等の突発的な病気等により、緊急的に当事者の居所を確保する必要が生じた場合に、管内の基幹病院や通所施設等と連携し、当事者の一時的な居場所を確保する。



#### ■ 国の基本指針

項目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	○	○	各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

■地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標値

項目		目標	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の整備	【基準値】 2020（令和2）年度末時点の整備数	1か所*
		【目標値】 2023（令和5）年度末時点の整備数	1か所*
	運用状況の検証・検討	【目標値】 2023（令和5）年度末までの間の、 地域生活支援拠点等の運用状況の 検証、検討回数	1回/年*

※あだち圏域にて整備

（4）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する人等の数値目標を設定します。

■ 国の基本指針

項目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
福祉施設から一般就労への移行者数	○	○	2016（平成28）年度実績の1.5倍以上	2019（令和元）年度実績の1.27倍以上 （就労移行支援事業では1.30倍以上、就労継続支援A型事業では1.26倍以上、就労継続支援B型事業では1.23倍以上）
就労移行支援事業の利用者数	○	○	2016（平成28）年度末の利用者から20%以上	
就労移行支援事業所の就労移行率	○	○	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	
就労定着支援事業の利用率	○	○		就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち7割が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業所における就労定着率	○	○	就労定着支援事業による1年後の職場定着率を8割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

■ 福祉施設から一般就労への移行等の目標値等

項 目		目 標	
福祉施設から一般就労への移行者数	全体	【基準値】 2019（令和元）年度における一般就労への移行者数	1人
		【目標値】 2023（令和5）年度における一般就労への移行者数	3人 3.0倍
	就労移行支援事業	【基準値】 2019（令和元）年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	0人
		【目標値】 2023（令和5）年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	1人 -倍
	就労継続支援A型事業	【基準値】 2019（令和元）年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0人
		【目標値】 2023（令和5）年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	1人 -倍
	就労継続支援B型事業	【基準値】 2019（令和元）年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	1人
		【目標値】 2023（令和5）年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	1人 1.0倍
	就労定着支援事業の利用率	【基準値】 2023（令和5）年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	3人
		【目標値】 2023（令和5）年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数の割合	2人 66.7%
	就労定着支援事業所における就労定着率	【基準値】 2023（令和5）年度末の就労定着支援事業所数	1事業所
		【目標値】 2023（令和5）年度末の就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者の割合）が8割以上になる就労定着支援事業所の割合	1事業所 100%

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい等により子どもの発達に不安を感じる保護者からの相談が年々増加傾向にあります。多様化する障がい児支援のニーズに対応するため、障がい児支援体制の充実や、重度の障がい児や医療的なケアを必要とする障がい児への支援体制づくりに努めます。整備にあたっては、課題を共有する安達管内における連携も行っていきます。

### ■ 国の基本指針

項目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
児童発達支援センターの整備	○	○	各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置	各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	○	○	すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	○	○	各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置	各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	○	○	各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置	各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	○	○	2018（平成30）年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置	2023（令和5）年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

■ 障がい児支援の提供体制の整備等の目標値

項 目		目標	
児童発達支援センターの整備	2019（令和元）年度末時点の整備か所数	0か所	
	【目標値】 2023（令和5）年度末までの整備か所数	1か所	
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	2019（令和元）年度末時点の整備か所数	1か所	
	【目標値】 2023（令和5）年度末までの整備か所数	1か所	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	2019（令和元）年度末時点の整備か所数	0か所	
	【目標値】 2023（令和5）年度末までの整備か所数	1か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	2019（令和元）年度末時点の整備か所数	0か所	
	【目標値】 2023（令和5）年度末までの整備か所数	1か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	2019（令和元）年度末時点の協議の場の数	1か所*
		【目標値】 2023（令和5）年度末までの協議の場の数	1か所*
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2019（令和元）年度末時点の配置数	0名*
		【目標値】 2023（令和5）年度末までの配置数	1名* (市独自2名)

※あだち圏域にて設置

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの円滑な利用だけでなく、日々の生活の困りごとから、虐待防止や成年後見申立て支援等の権利擁護に至るまで、相談支援員が関わる業務は多岐、広範囲に及んでいます。さらに、障がい者等が地域で安心して暮らすための定着支援等の必要性も増えています。相談員の質の向上が求められるとともに、相談支援体制を適切に評価するシステムの構築も重要となっています。

基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

### ■ 国の基本指針（新規）

項目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
総合的・専門的な相談支援		○		総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		○		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定
地域の相談支援事業者の人材育成の支援		○		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を設定
地域の相談機関との連携強化の取組の実施		○		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定

### ■ 相談支援体制の充実・強化等の目標値

項目	目標
総合的・専門的な相談支援	【目標値】 2023（令和5）年度の総合的・専門的な相談支援の実施の有無 有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	【目標値】 2023（令和5）年度の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 9件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	【目標値】 2023（令和5）年度の地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	【目標値】 2023（令和5）年度の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 12回

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化や、サービス提供事業所の増加に伴い、利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供することがより一層求められています。そのため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを目指します。

### ■ 国の基本指針（新規）

項目	都道府県	市町村	国の基本指針（目標年度末まで）	
			現行	改正内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用		○		都道府県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		○		障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数の見込みを設定

### ■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標値

項目	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	【目標値】 2023（令和5）年度の福島県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数 12人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	【目標値】 2023（令和5）年度の障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 有
	1回/年

## 施策2 障害福祉サービスの利用実績と見込量

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護

居宅介護とは、自宅において、入浴・排泄・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の援助を行うサービスです。

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行うサービスです。

行動援護とは、知的障がい者・精神障がい者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行うサービスです。

重度障がい者等包括支援とは、介護の必要性が非常に高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

同行援護とは、視覚障がい者に対し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

#### ■ 訪問系サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
居宅介護	月利用時間	482 時間	513 時間	518 時間
	月利用者数	59 人	63 人	58 人
重度訪問介護	月利用時間	—	—	—
	月利用者数	—	—	—
行動援護	月利用時間	—	—	—
	月利用者数	—	—	—
重度障がい者等包括支援	月利用時間	—	—	—
	月利用者数	—	—	—
同行援護	月利用時間	47 時間	42 時間	76 時間
	月利用者数	7 人	6 人	7 人
合計	月利用時間	529 時間	555 時間	594 時間
	月利用者数	66 人	69 人	65 人

### ■ 居宅介護サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
昭和タクシーケアステーション孫の手	二本松市	4人
ニチイケアセンター二本松	二本松市	10人
二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションにほんまつ	二本松市	31人
やんわりハート	二本松市	6人
大玉村社会福祉協議会ヘルパーステーション	大玉村	1人
居宅介護事業所おひさま	郡山市	1人
ヘルパーステーションおひさま	福島市	2人
アタラシアつくば	茨城県つくば市	1人
合計（重複利用含む）		56人

2020（令和2）年12月現在

### ■ 同行援護サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
やんわりハート	二本松市	5人
合計		5人

2020（令和2）年12月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

居宅介護については、月の利用者は一定程度あります。同行援護については、月利用時間が増加傾向にあります。

今後は、当事者アンケートでも利用意向が高いことや、国の地域移行の方針に基づき、障がいのある人へのサービスの周知や利用の促進がより必要になってきます。一方で事業所やヘルパー数が不足している状況にあります。

■ 訪問系サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
居宅介護	月利用時間	523 時間	528 時間	533 時間
	月利用者数	60 人	61 人	63 人
重度訪問介護	月利用時間	40 時間	40 時間	40 時間
	月利用者数	1 人	1 人	1 人
行動援護	月利用時間	—	—	—
	月利用者数	—	—	—
重度障がい者等包括 支援	月利用時間	—	—	—
	月利用者数	—	—	—
同行援護	月利用時間	80 時間	90 時間	100 時間
	月利用者数	8 人	9 人	10 人
合計	月利用時間	643 時間	658 時間	673 時間
	月利用者数	69 人	71 人	74 人

【見込量確保のための方策】

居宅介護は今後も一定の利用意向があり、地域移行も考慮した見込みとします。同行援護は市内の事業所の利用が増えており、今後も増加が見込まれます。

利用者のニーズに対応できる適切なサービスの質・量を確保するため、事業所、関係機関と連携を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、入浴・排泄・食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

■ 生活介護サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
生活介護	月利用日数	2,834 人日	2,806 人日	2,830 人日
	月利用者数	153 人	152 人	155 人

■ 生活介護サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
菊の里	二本松市	28 人
みんなの翼	二本松市	10 人
すばる	本宮市	1 人

事業所名	所在地	利用者数
生活介護事業所マカロン	本宮市	9人
多機能支援センタービーボ	本宮市	8人
地域生活サポートセンタークレヨン	本宮市	6人
あだたら育成園	大玉村	12人
ふれんどりー大玉	大玉村	3人
いわき育成園	いわき市	1人
指定障がい者支援施設はまぎく荘	いわき市	1人
東洋学園成人部	いわき市	2人
郡山市花かつみ豊心園	郡山市	5人
障がい者支援施設あさかあすなろ荘	郡山市	2人
地域生活サポートセンターパッソ	郡山市	1人
須賀川共労育成園	須賀川市	1人
障がい者支援施設ふきのとう苑	相馬市	1人
あぶくま更生園	田村市	2人
東洋育成園	田村市	2人
障がい者支援施設大萱荘	福島市	2人
障がい者支援施設けやきの村	福島市	1人
障がい者支援施設静心園	福島市	6人
障がい者支援施設清心荘	福島市	2人
生活介護事業所あおぞら	福島市	1人
鈴と小鳥	福島市	1人
原町共生授産園	南相馬市	1人
ゆきわり荘	会津美里町	1人
指定障がい者支援施設石川共生園	石川町	2人
指定障がい者支援施設桜が丘愛生園	石川町	3人
福島県ばんだい荘あおぼ	猪苗代町	4人
光洋愛成園	広野町	1人
福島県矢吹しらうめ荘	矢吹町	3人
福島県かえで荘	西郷村	5人
福島県かしわ荘	西郷村	6人
福島県きびたき寮	西郷村	2人
福島県けやき荘	西郷村	8人
福島県ひばり寮	西郷村	2人
光の家栄光園	東京都日野市	1人
合計		147人

2020（令和2）年12月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

月利用者数及び月利用日数はほぼ横ばいとなっています。今後は増加が見込まれるため、近隣施設との情報共有と連携が必要となります。課題として、医療面での対応が可能な事業所の確保があげられます。

#### ■ 生活介護サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
生活介護	月利用日数	2,854 人日	2,879 人日	2,904 人日
	月利用者数	158 人	161 人	164 人

### 【見込量確保のための方策】

生活介護は日中活動の場として必要性が高いため、今後も需要が見込まれます。市内施設の定員に限りがあるため、利用状況の随時把握を行い、市外施設の情報把握に努めていきます。

## ② 療養介護

医療と常時の介護を要する人に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の世話をを行うサービスです。

#### ■ 療養介護サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
療養介護	月利用日数	294 人日	296 人日	300 人日
	月利用者数	10 人	10 人	10 人

#### ■ 療養介護サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
独立行政法人国立病院機構 いわき病院	いわき市	1 人
独立行政法人国立病院機構 福島病院	須賀川市	5 人
独立行政法人国立病院機構 米沢病院	山形県米沢市	4 人
合計		10 人

2020 (令和2) 年 12 月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

現在、医療を必要とする重度の心身障がい者が入所生活を送っています。日常生活能力の向上に向け、安定したサービスを提供していく必要があります。

■ 療養介護サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
療養介護	月利用日数	330 人日	330 人日	330 人日
	月利用者数	11 人	11 人	11 人

【見込量確保のための方策】

利用者の身体能力や日常生活の維持・向上のため、継続したサービスの提供に努めます。

③ 自立訓練（機能訓練）

入所施設・病院を退所・退院した人や特別支援学校卒業生に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 自立訓練（機能訓練）サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
自立訓練 (機能訓練)	月利用日数	0 人日	7 人日	9 人日
	月利用者数	1 人	1 人	1 人

■ 自立訓練（機能訓練）サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
国立障害者リハビリテーションセンター	埼玉県所沢市	1 人
合計		1 人

2020（令和2）年10月現在

【現状の分析と今後の課題】

視覚に障がいがある人等の社会復帰を支援するため、入所しながらの訓練を実施しています。安心して訓練が受けられるように、入所に対する不安を減らす必要があります。

■ 自立訓練（機能訓練）サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自立訓練 (機能訓練)	月利用日数	10 人日	10 人日	10 人日
	月利用者数	1 人	1 人	1 人

### 【見込量確保のための方策】

同様の障がいのある人の訓練を想定し、2020（令和2）年度と同人数での推移を見込みます。

#### ④ 自立訓練（生活訓練）

入所施設・病院を退所・退院した人や特別支援学校卒業生に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の維持・向上のために必要な支援及び訓練を行うサービスです。

##### ■ 自立訓練（生活訓練）サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
自立訓練 (生活訓練)	月利用日数	23人日	19人日	41人日
	月利用者数	2人	1人	2人

##### ■ 自立訓練（生活訓練）サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
北天寮	郡山市	1人
コスモスリカバリーセンター	郡山市	1人
合計		2人

2020（令和2）年12月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

市内に事業所がないため、近隣施設を利用している状況です。訓練の質の向上により、利用者が自宅での生活に戻れるよう努める必要があります。

##### ■ 自立訓練（生活訓練）サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自立訓練 (生活訓練)	月利用日数	42人日	42人日	42人日
	月利用者数	2人	2人	2人

### 【見込量確保のための方策】

現在の利用状況での推移を見込みます。地域生活への移行に向け、関係機関との連携を図ります。

### ⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に対し、生産活動及び職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

#### ■ 就労移行支援サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
就労移行支援	月利用日数	87人日	86人日	90人日
	月利用者数	10人	13人	11人

#### ■ 就労移行支援サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
かるみあ	郡山市	1人
多機能事業所ミッドレーベン	郡山市	1人
ディーキャリア郡山	郡山市	1人
mana by 郡山駅前事業所	郡山市	2人
アイエスエフネットライフ福島	福島市	1人
ジョブサポート笑心	福島市	1人
ひゅーまにあ福島	福島市	2人
合計		9人

2020（令和2）年10月現在

#### 【現状の分析と今後の課題】

関係機関の連携により、一定数の利用があります。市内には事業所がないため、市外の施設を利用している状況です。国の方針でも挙げられているように、サービスの周知と就労移行を促進していくことが必要です。また、市内で対応できる施設の整備が必要です。

#### ■ 就労移行支援サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労移行支援	月利用日数	93人日	97人日	102人日
	月利用者数	14人	15人	16人

#### 【見込量確保のための方策】

今後、ニーズが増すことが予想され、利用者の増加を見込みます。サービスの周知と利用の促進とともに、市内施設で新規移行者を受け入れられる体制ができるよう、関係機関と連携を図っていきます。

## ⑥ 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

## ■ 就労継続支援A型サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
就労継続支援A型	月利用日数	83人日	94人日	94人日
	月利用者数	4人	5人	10人

## ■ 就労継続支援A型サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
ローズマリー	福島市	1人
インテリオール福島	福島市	5人
福島あすなる会	福島市	1人
マリアージュ	福島市	1人
杜の花	福島市	1人
合計		9人

2020（令和2）年12月現在

## 【現状の分析と今後の課題】

月利用者数は増加傾向にあります。中間的就労の重要性は増しており、今後の利用を希望する潜在的な需要もあると考えられ、施設資源の整備が必要となっています。

## ■ 就労継続支援A型サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労継続支援A型	月利用日数	198人日	234人日	252人日
	月利用者数	11人	13人	14人

## 【見込量確保のための方策】

ニーズに応じた相談に対応するとともに、利用者の今後の就労に向け、現在ある各事業所と連携を図っていきます。また、地元企業やハローワーク等の関係機関との連携により、市内においても事業所の整備を推進していきます。

## ⑦ 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に対し、生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### ■ 就労継続支援B型サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
就労継続支援B型	月利用日数	2,803 人日	2,854 人日	2,970 人日
	月利用者数	173 人	187 人	196 人

### ■ 就労継続支援B型サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
アクセスホームさくら	二本松市	13 人
菊の里工房はっち	二本松市	10 人
コーヒータイム	二本松市	12 人
なごみ	二本松市	22 人
なごみ第二	二本松市	10 人
にこにこふれあいセンター	二本松市	20 人
あだち共労育成園	大玉村	22 人
こころの郷あだたら	大玉村	6 人
ふれんどリー大玉	大玉村	3 人
あさかの里すまいる	郡山市	1 人
あさかの里第二暁紫舎	郡山市	1 人
みどり工房	郡山市	1 人
みんなのまーち	郡山市	1 人
かがやき	須賀川市	1 人
まち子ちゃんの店みらくる	田村市	2 人
アールプラスワーク	福島市	5 人
アイエスエフネットライフ福島	福島市	1 人
笹森の郷	福島市	4 人
指定障がい者支援施設青松苑	福島市	1 人
社会福祉法人福島縫製福祉センター	福島市	2 人
就労継続支援事業所べじわーく本内	福島市	1 人
障がい者支援施設けやきの村	福島市	1 人
ジョブサポート笑心	福島市	1 人
空翔	福島市	1 人
太陽学園	福島市	1 人

事業所名	所在地	利用者数
すてっぴ	福島市	2人
なぎのいえ	福島市	5人
ぬく森工房	福島市	1人
福島おおなみ学園	福島市	1人
ベーシック憩	福島市	2人
まちなか夢工房	福島市	1人
マリアージュ	福島市	1人
ゆーもあーと	福島市	2人
ワークショップろんど	福島市	1人
WorksSCS南福島	福島市	1人
ワークセンター歩	福島市	2人
ユニバーサルプレイスわーくす	福島市	1人
ワークセンターさくら	広野町	1人
わたげの樹	宮城県仙台市	1人
合計		165人

2020（令和2）年12月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

受け入れ可能な事業所の確保とともに、一般就労に結びつかなかった人を積極的に受け入れ、就労の機会や生産活動の場の提供が必要です。

#### ■ 就労継続支援B型サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労継続支援B型	月利用日数	3,090人日	3,216人日	3,346人日
	月利用者数	205人	214人	224人

### 【見込量確保のための方策】

資源の増加等、今後も利用が増える傾向が見込まれるため、利用者に対し生活地域からより近い施設の提供や利用者にあったサービスの提供ができるよう、事業所の確保や情報の発信を行っていきます。

## ⑧ 就労定着支援

就労移行支援等（生活介護、自立支援、就労移行支援または就労継続支援）を通じて一般就労に移行した人に対し、就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活上の相談等の支援を行うサービスです。

### ■ 就労定着支援サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
就労定着支援	月利用日数	1人日	4人日	4人日
	月利用者数	2人	5人	4人

### ■ 就労定着支援サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
アイエスエフネットライフいわき第2事業所	福島市	1人
就労支援センターひゅーまにあ福島	福島市	2人
合計		3人

2020（令和2）年12月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

就労することよりも、その後安定して仕事を継続することが難しい場合もあり、定着の支援の必要性は増してきています。就労移行から就労定着に至る一連の支援がスムーズに進められることも求められます。

### ■ 就労定着支援サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労定着支援	月利用日数	4人日	4人日	4人日
	月利用者数	5人	5人	5人

### 【見込量確保のための方策】

新しいサービスとして、現在の就労移行支援事業の状況等を踏まえた見込みとし、利用者に合ったサービスの提供ができるよう、サービスの周知や事業所の確保を行っていきます。

## ⑨ 短期入所

介護者が病気などの理由で介護が行えない場合などに、障がい者支援施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事の介護等を行うサービスです。

### ■ 短期入所サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
短期入所	月利用日数	116人日	112人日	50人日
	月利用者数	27人	25人	11人

### ■ 短期入所サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
あだたら育成園	大玉村	1人
あさかあすなる荘	郡山市	1人
南東北さくら館指定短期入所事業所	郡山市	4人
ロング・ライフ	福島市	1人
福島県矢吹しらうめ荘	矢吹町	1人
合計		8人

2020（令和2）年12月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

現在、市内に施設がないため、近隣の施設を利用する状況になっています。緊急時の対応やアンケートでの利用意向もあり、資源の確保が必要です。

最近では自然災害や感染症の流行等の社会的に大きな事象が発生しており、地域生活支援拠点機能の利活用も含め、迅速な対応が求められています。

### ■ 短期入所サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
短期入所	月利用日数	113人日	113人日	113人日
	月利用者数	22人	22人	22人

### 【見込量確保のための方策】

今後も、緊急対応等一定程度の利用は考えられ、横ばいで見込みます。利用者の要望に応えられるよう、現在ある資源と連携を図るとともに、地域生活支援拠点の整備も含めた対応を行っていきます。

### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助

共同生活を行う住居において、相談、入浴・排泄・食事の介護、日常生活上の援助を主として夜間に行うサービスです。

#### ■ 共同生活援助サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
共同生活援助 (グループホーム)	月利用日数	1,401 人日	1,476 人日	1,573 人日
	月利用者数	59 人	65 人	71 人

#### ■ 共同生活援助サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
グループホームおおすぎ	二本松市	4 人
まきびとホームあだたら 杉田 I 番館、II 番館	二本松市	8 人
わおん障がい者グループホーム福島 すばる	二本松市	2 人
グループホームまゆみ	本宮市	3 人
わおん障がい者グループホーム福島 さくら	本宮市	2 人
まきびとホームあだたら	大玉村	5 人
障がい者総合生活支援センター「ふくいん」	いわき市	1 人
あさかの里開成寮	郡山市	2 人
グループホーム南長久保101	郡山市	4 人
ささがわヴィレッジ I - 1	郡山市	1 人
慈圭会グループホーム	郡山市	1 人
障害福祉支援事業所「楽」	郡山市	1 人
ラ・チッタ	郡山市	1 人
パインフォレスト	須賀川市	1 人
まきびとホームすかがわ	須賀川市	1 人
グループホームかがやき	福島市	2 人
グループホーム煌	福島市	1 人
グループホーム絆	福島市	2 人
グループホーム継喜の家	福島市	1 人
グループホームなぎのいえ	福島市	5 人
グループホーム陽だまり	福島市	2 人
グループホームほほえみ	福島市	2 人
グループホーム堀河	福島市	1 人
グループホーム心青笑	福島市	1 人
共同生活援助はちどり	福島市	1 人

事業所名	所在地	利用者数
福笑グループホームフォーレスト9	福島市	1人
みどりの森	福島市	1人
やぶきホーム	福島市	1人
サポートセンターゆうあい	広野町	1人
共同生活事業所やぶき	矢吹町	1人
合計		60人

2020（令和2）年12月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

施設入所者や病院退院後の居住としてニーズが高く、利用日数も増加傾向となっています。今後、地域移行が重要視されるため、医療支援も含めて、関係機関と連携して支援を行っていく必要があります。

#### ■ 共同生活援助サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
共同生活援助 (グループホーム)	月利用日数	1,679人日	1,794人日	1,916人日
	月利用者数	77人	84人	92人

### 【見込量確保のための方策】

地域移行の受け皿として、利用者は増加傾向にあります。資源は限られていますが、今後の施設整備も見込み、利用者を増とします。既存施設の利用状況の随時把握を行い、利用者にあった施設の利用が可能な体制を整備します。

## ② 施設入所支援

施設入所者に対し、主として夜間において、入浴・排泄・食事等の介護や生活等に関する相談及び助言、日常生活上の支援を行うサービスです。

#### ■ 施設入所支援サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
施設入所支援	月利用者数	80人	78人	76人

#### ■ 施設入所支援サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
あだたら育成園	大玉村	7人
いわき育成園	いわき市	1人
指定障がい者支援施設はまぎく荘	いわき市	1人

事業所名	所在地	利用者数
東洋学園成人部	いわき市	2人
郡山市花かつみ豊心園	郡山市	5人
障がい者支援施設あさかあすなろ荘	郡山市	2人
障がい者支援施設ふきのとう苑	相馬市	1人
あぶくま更生園	田村市	2人
東洋育成園	田村市	1人
指定障がい者支援施設青松苑	福島市	1人
障がい者支援施設大萱荘	福島市	2人
障がい者支援施設けやきの村	福島市	2人
障がい者支援施設静心園	福島市	6人
障がい者支援施設清心荘	福島市	2人
福島おおなみ学園	福島市	1人
原町共生授産園	南相馬市	1人
ゆきわり荘	会津美里町	1人
指定障がい者支援施設石川共生園	石川町	2人
指定障がい者支援施設桜が丘愛生園	石川町	3人
福島県ばんだい荘あおぼ	猪苗代町	4人
福島県かえで荘	西郷村	5人
福島県かしわ荘	西郷村	6人
福島県きびたき寮	西郷村	2人
福島県けやき荘	西郷村	8人
福島県ひばり寮	西郷村	2人
光洋愛成園	広野町	1人
福島県矢吹しらうめ荘	矢吹町	3人
光の家栄光園	東京都日野市	1人
合計		75人

2020（令和2）年12月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

利用者数は概ね横ばいで推移しています。重度の入所者が大部分であり、継続した施設利用を望む人も多い状況です。必要に応じて、地域移行等の支援サービスを利用して、生活訓練、地域との調整を行うことが必要です。

#### ■ 施設入所支援サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
施設入所支援	月利用者数	78人	78人	78人

**【見込量確保のための方策】**

現在地域移行を調整している人に加え、必要に応じて地域生活へ移行できるためのサービス利用を検討します。また、新たに施設入所支援が必要と判断される人が利用できるよう、利用者のニーズ把握に努め、関係機関と連携を図っていきます。

**(4) 相談支援**

計画相談支援とは、サービスを利用する障がい者に対し、サービス等利用計画の作成、サービスの利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。

地域移行支援とは、障がい者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障がい者に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うサービスです。

地域定着支援とは、自宅で単身で生活している障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行うサービスです。

**■ 相談支援サービスの利用実績**

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
計画相談支援	月利用者数	95人	85人	88人
地域移行支援	月利用者数	2人	2人	0人
地域定着支援	月利用者数	8人	10人	10人

**【現状の分析と今後の課題】**

すべての障害福祉サービス利用者に対して計画相談を行うこととなっておりますが、当事者自らが作成するセルフプランの利用者もおり、今後相談支援専門員によるプランニングへの切り替えも必要とされています。しかし現状では相談事業所が不足しており、相談支援事業所の設置促進が必要です。

**■ 相談支援サービスの見込量**

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
計画相談支援	月利用者数	98人	108人	118人
地域移行支援	月利用者数	2人	2人	2人
地域定着支援	月利用者数	11人	12人	13人

**【見込量確保のための方策】**

アンケートの傾向にもあるように、今後も相談支援の必要性は増すと考えられ、相談支援事業所の設置促進と合わせ、利用者の増加を見込みます。

地域移行、地域定着の各支援については、今後も一定程度の利用を見込み、地域移行は横ばい、地域定着は微増を見込みます。

障がい者が地域で安心して生活ができるよう、研修の支援など相談支援専門員の対応力の向上を図っていきます。

**(5) 自立生活援助**

障がい者支援施設や共同生活援助を利用していた障がい者等に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応等により日常生活における課題を把握し、情報提供・助言・相談や、関係機関との連絡調整等を行うサービスです。

**■ 自立生活援助サービスの利用実績**

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
自立生活援助	月利用者数	0人	0人	0人

**【現状の分析と今後の課題】**

関連したサービスである地域定着支援は利用実績がありますが、自立生活援助は現在までのところ利用実績はありません。

**■ 自立生活援助サービスの見込量**

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自立生活援助	月利用者数	1人	1人	1人

**【見込量確保のための方策】**

障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等を計画期間中の利用者数として見込みます。関係機関と連携して、利用が可能な人の調整を行います。

## (6) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者及び発達障がい児（以下、「発達障がい者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、支援体制の確保を図ります。

### ■ 発達障がい者等に対する支援の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
ペアレント・プログラムへの保護者等支援事業の受講者数	受講者数	保護者 5 人 支援者 4 人	保護者 4 人 支援者 7 人	保護者 5 人 支援者 3 人

### 【現状の分析と今後の課題】

専門講師によるプログラムを実施し、子育てに難しさを感じている保護者の支援を行いました。支援事業所職員も同席し、プログラムの進め方の研修としても活用しています。今後は、ペアレント・プログラムをはじめ、様々な支援手法を検討する必要があります。

### ■ 発達障がい者等に対する支援の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
発達障がい等支援事業への参加者数	参加者数	10 人	10 人	10 人

### 【見込量確保のための方策】

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保を図ります。

また、発達障がい者等やその家族が、互いの悩みの共有や情報交換をできる交流の場等のピアサポートの活動を支援します。

### 施策3 障がい児支援事業の利用実績と見込量

#### ① 児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

##### ■ 児童発達支援サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
児童発達支援	月利用日数	433 人日	412 人日	336 人日
	月利用者数	47 人	50 人	43 人

##### ■ 児童発達支援サービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
煌楽	二本松市	6 人
すまいるⅡ	二本松市	8 人
太陽	二本松市	3 人
たんぽぽ	二本松市	11 人
発達支援センターあだたら	二本松市	10 人
ハナイ	本宮市	1 人
のびっこらんど田村	田村市	1 人
のびっこらんど美山	田村市	1 人
あづま児童発達支援センター「宙ーそら」	福島市	1 人
合計		42 人

2020（令和2）年12月現在

#### 【現状の分析と今後の課題】

乳幼児診断等による早期診断で、児童発達支援事業所の利用意向は一定程度あります。今後も受け入れ体制の整備が必要です。

##### ■ 児童発達支援サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援	月利用日数	460 人日	486 人日	513 人日
	月利用者数	55 人	58 人	61 人

## 【見込量確保のための方策】

児童発達支援のニーズは一定程度あり、今後も事業所が増えていくことが予想され増加を見込みます。関係機関と連携して施設の充実を図っていきます。また、事業所の安定した事業継続が図れるよう支援を行っていきます。

## ② 放課後等デイサービス

就学児に対し、授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

## ■ 放課後等デイサービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
放課後等デイサービス	月利用日数	909 人日	930 人日	1083 人日
	月利用者数	77 人	85 人	101 人

## ■ 放課後等デイサービスの利用状況

事業所名	所在地	利用者数
煌楽	二本松市	9 人
すまいる	二本松市	31 人
すまいるⅡ	二本松市	11 人
太陽	二本松市	7 人
たんぽぽ	二本松市	10 人
Dekita二本松校	二本松市	12 人
やんわりハート放課後等デイ	二本松市	3 人
リノ	本宮市	2 人
マカナ	大玉村	10 人
ルピナス放課後デイサービス	郡山市	1 人
合計（重複利用含む）		96 人

2020（令和2）年12月現在

## 【現状の分析と今後の課題】

放課後等デイサービスの利用の増加は、利用を希望する保護者のニーズを表しています。事業所も増え、人材面も含めた受け入れ体制の整備が必要です。

## ■ 放課後等デイサービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
放課後等デイサービス	月利用日数	1,133 人日	1,183 人日	1,233 人日
	月利用者数	111 人	121 人	131 人

**【見込量確保のための方策】**

ニーズも多く事業所も増えている状況から増加を見込んでいます。関係者と十分な協議を行い、適切なサービスの提供を行います。また、事業所の安定した事業継続が図れるよう支援を行っていきます。

**③ 保育所等訪問支援**

保育所等を訪問し、障がい児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

**【現状の分析と今後の課題】**

現在、実績はありませんが、保育所の併用をする場合等で支援が必要な状況に対応する必要があります。

**■ 保育所等訪問支援サービスの見込量**

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
保育所等訪問支援	月利用日数	1人日	1人日	1人日
	月利用者数	1人	1人	1人

**【見込量確保のための方策】**

特性に応じた支援の中で、必要に応じて対応できるように見込み、事業所との情報共有に努めます。

**④ 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援**

医療型児童発達支援とは、上肢、下肢または体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要な障がい児に対し、訓練及び治療を行うサービスです。

居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障がい等により、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、自宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

**■ 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の利用実績**

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
医療型児童発達支援	月利用日数	0人日	0人日	4人日
	月利用者数	0人	0人	1人
居宅訪問型児童発達支援	月利用日数	0人日	0人日	0人日
	月利用者数	0人	0人	0人

### 【現状の分析と今後の課題】

利用実績は少ない状況ですが、安定したサービスを提供するために、関係する機関と十分な連携が必要です。

#### ■ 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
医療型児童発達支援	月利用日数	1人日	1人日	1人日
	月利用者数	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	月利用日数	1人日	1人日	1人日
	月利用者数	1人	1人	1人

### 【見込量確保のための方策】

居宅訪問型の支援も含め、様々な障がいに対応した支援が行えるように、必要に応じて適切な対応に努めます。

## ⑤ 障がい児施設入所

障がいのある児童が障害児支援施設に入所して、保護や日常生活の指導、知識の習得、医療的な対応が必要な障がい児に対して行われるサービスで、「福祉型障害児入所」と「医療型障害児入所」の2種類があります。

### 【現状の分析と今後の課題】

現在、実績はありませんが、対応が必要となった場合に備えるとともに、ニーズの把握等情報収集を行うことが必要です。

#### ■ 障がい児施設入所サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
福祉型障害児入所	月利用者数	0人	0人	0人
医療型障害児入所	月利用者数	0人	0人	0人

## ⑥ 障がい児相談支援

サービスを利用する障がい児に対し、障がい児支援利用計画の作成、サービスの利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。

### ■ 障がい児相談支援サービスの利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
障がい児相談支援	月利用者数	26人	28人	36人

### 【現状の分析と今後の課題】

利用者数は年々増加しており、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を行っていくため、制度の周知と利用促進を図る必要があります。

### ■ 障がい児相談支援サービスの見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障がい児相談支援	月利用者数	41人	46人	51人

### 【見込量確保のための方策】

発達障がいを含めた障がい児支援の必要性は、今後より一層高まると見込まれ、障がい児の日常生活を支えるため、抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて相談支援事業所と連携して支援をしていきます。

## 施策4 地域生活支援事業の利用実績と見込量

### 《 必須事業 》

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

##### 【現状の分析と今後の課題】

現在、実績はありませんが、対応が必要となった場合に備えるとともに、ニーズの把握等情報収集を行うことが必要です。

##### ■ 理解促進研修・啓発事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有

##### 【見込量確保のための方策】

障がいの理解や障がい者への差別解消の啓発を深める研修会等を開催し、共生社会の実現を図れるよう努めます。

#### (2) 自発的活動支援事業

ボランティア活動や災害対策活動等について、障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。

##### 【現状の分析と今後の課題】

現在、実績はありませんが、対応が必要となった場合に備えるとともに、ニーズの把握等情報収集を行うことが必要です。

##### ■ 自発的活動支援事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

##### 【見込量確保のための方策】

障がい者等に対するボランティアの要請や、障がい者等を含めた地域における災害対策活動等に対する支援に努めます。

### (3) 相談支援事業

障がい者相談支援事業では、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

基幹相談支援センターでは、地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取組等を行います。

#### ■ 相談支援事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
障がい者相談支援事業	事業所数	5 か所	5 か所	4 か所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有

#### ■ 相談支援事業所

事業所名	対象者	所在地
相談支援事業所菊の里	身体障がい者、知的障がい者、障がい児	二本松市
相談支援事業所にこにこふれあいセンター	精神障がい者	二本松市
相談支援事業所ふりーらんす	身体障がい者、知的障がい者、障がい児	大玉村
福島県あだち地域相談支援センターあだたら	身体障がい者、知的障がい者、障がい児	大玉村

#### 【現状の分析と今後の課題】

相談支援事業所に関しては市内2か所、市外2か所、計4か所あります。また、基幹相談支援センターも設置されています。増加する相談に対応するため、様々なケースに対応できる窓口や人材の確保が必要となっています。

#### ■ 相談支援事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障がい者相談支援事業	事業所数	4 か所	6 か所	6 か所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

#### 【見込量確保のための方策】

障がい者の相談機能強化を図るため相談支援事業所の増加を目指します。また、専門的な相談支援等を要する困難なケースに対応するため、基幹相談支援センターの充実を図ります。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することで、これらの障がい者の権利擁護を推進する活動です。

##### ■ 成年後見制度利用支援事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
成年後見制度利用支援事業	年利用者数	1人	0人	2人

##### 【現状の分析と今後の課題】

障がい者虐待や、「親亡き後」に表される支援者の不在により、今後権利擁護の観点からの成年後見制度の利用の必要性が高まっています。

##### ■ 成年後見制度利用支援事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
成年後見制度利用支援事業	年利用者数	2人	2人	2人

##### 【見込量確保のための方策】

関係機関と連携した制度の周知と合わせ、利用者を支援することによって、障がい者の権利の擁護を図っていきます。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、成年後見制度を活用した支援の体制整備を行う活動です。

##### 【現状の分析と今後の課題】

現在、実績はありませんが、対応が必要となった場合に備えるとともに、ニーズの把握等情報収集を行うことが必要です。

##### ■ 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
成年後見制度法人後見支援事業	年利用者数	0人	1人	1人

**【見込量確保のための方策】**

社会福祉法人等、実施主体となりうる法人を支援し、安定的に障がい者の権利擁護を行うことができる体制整備に努めます。

**(6) 意思疎通支援事業**

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣等を行います。

**■ 意思疎通支援事業の利用実績**

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
手話通訳者派遣事業	年利用者数	435人	448人	420人
登録手話通訳者数	登録者数	11人	10人	13人
手話通訳者設置事業	設置者数	1人	1人	1人

**【現状の分析と今後の課題】**

手話通訳者派遣事業は、近年の障がい者差別解消やニーズの多様化に応じて、年々派遣件数が増加しています。登録手話通訳者も、新たな人材の確保に苦慮している状況があります。

**■ 意思疎通支援事業の見込量**

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
手話通訳者派遣事業	年利用者数	476人	507人	541人
登録手話通訳者数	登録者数	14人	15人	16人
手話通訳者設置事業	設置者数	1人	1人	1人

**【見込量確保のための方策】**

手話通訳者養成講座や研修事業により、手話通訳者の新規確保を図るとともに、社会生活における意思疎通手段の提供に努めます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具を必要とする障がい者に対し、自立生活支援用具等の用具を給付または貸与します。

### ■ 日常生活用具給付等事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
介護・訓練支援用具	年件数	4件	2件	2件
自立生活支援用具	年件数	8件	13件	9件
在宅療養等支援用具	年件数	15件	7件	13件
情報・意思疎通支援用具	年件数	10件	15件	15件
排泄管理支援用具	年人数	1,038人	1,048人	1,057人
	年件数	103件	109件	115件
住宅改修費	年件数	2件	4件	2件

### 【現状の分析と今後の課題】

排泄管理のように定期的に必要とするものや、障がいの状況に応じて必要な用具もあり、一定のサービス量を確保しておく必要があります。また、障がい者等への情報提供も必要です。

### ■ 日常生活用具給付等事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護・訓練支援用具	年件数	2件	2件	2件
自立生活支援用具	年件数	9件	9件	9件
在宅療養等支援用具	年件数	13件	13件	13件
情報・意思疎通支援用具	年件数	15件	15件	15件
排泄管理支援用具	年人数	1,066人	1,075人	1,084人
	年件数	121件	128件	135件
住宅改修費	年件数	2件	2件	2件

### 【見込量確保のための方策】

障がい者等に対する事業の周知を行い、必要な時に迅速にサービスを提供できる体制の整備を図ります。また、必要に応じて用具の追加等を行います。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進や、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を実施します。

### ■ 手話奉仕員養成研修事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	2人	0人	3人

### 【現状の分析と今後の課題】

例年、一定程度の受講希望者がおり、手話検定試験の受験費用補助を行い、実践的な通訳者の育成を図っていますが、通訳者の十分な確保には至っておりません。

### ■ 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	1人	1人	1人

### 【見込量確保のための方策】

手話通訳が必要な時に、迅速に対応できる体制を整えるために、毎年定期的  
に開催し、新規登録者を確保します。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、余暇の外出時の移動支援を行います。

### ■ 移動支援事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
移動支援事業 (個別支援型事業)	年利用者数	26人	18人	19人
	年利用時間数	1,353時間	1,192時間	1,103時間

### ■ 移動支援事業の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
やんわりハート	二本松市	6人
おりおん	本宮市	1人
スケッチブック	本宮市	10人
居宅介護事業所おひさま	郡山市	1人
青いそら	福島市	1人
合計（重複利用含む）		19人

2020（令和2）年10月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

利用者数はほぼ一定ですが、定期的な利用があり、ニーズは高いサービスです。アンケートにおいてもニーズが表われています。一方で管内の事業所は縮小傾向にあり、生活圏内で利用できる事業所の整備検討が必要です。

### ■ 移動支援事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
移動支援事業 (個別支援型事業)	年利用者数	16人	16人	16人
	年利用時間数	1,103時間	1,103時間	1,103時間

### 【見込量確保のための方策】

余暇支援の充実などの点からも、今後もサービスを一定量見込む必要があります。利用者のニーズに応えられるように関係機関と連携を図るとともに、資源の増加に向けた検討を行っていきます。

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの機能を充実・強化します。

### 【現状の分析と今後の課題】

現在実績はありませんが、対応が必要となった場合に備えるとともに、ニーズの把握等情報収集を行うことが必要です。

■ 地域活動支援センター機能強化事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
地域活動支援センター	事業所数	0か所	0か所	0か所
	年利用者数	0人	0人	0人

【見込量確保のための方策】

現在、地域活動支援センターの役割を果たす事業所はありませんが、今後、関係機関と事業の方向性を検討していきます。

《 任意事業 》

(11) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者に対し、訪問により、自宅において入浴サービスを提供します。

■ 訪問入浴サービス事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
訪問入浴サービス事業	年利用者数	4人	4人	4人
	年利用回数	307回	211回	211回

【現状の分析と今後の課題】

利用者はここ数年横ばいで推移しています。今後も定期的な利用が見込まれ、障がい者の生活の向上と介護者の負担軽減のため充実を図る必要があります。

■ 訪問入浴サービス事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問入浴サービス事業	年利用者数	4人	4人	4人
	年利用回数	211回	211回	211回

【見込量確保のための方策】

現在の利用者の状況を把握し、委託事業者と連携を取りながら適切なサービスの提供を行っていきます。

## (12) 知的障がい者職親委託制度事業

知的障がい者に理解のある事業経営者（職親）に委託して、社会参加に必要な生活指導や就職に必要な技能の習得訓練などを行います。

### ■ 知的障がい者職親委託制度事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
知的障がい者職親委託 制度事業	年利用者数	1人	1人	1人

### 【現状の分析と今後の課題】

継続して同じ人の利用となっています。本人の高齢化と合わせ、今後の支援のあり方を検討する時期となっています。

### ■ 知的障がい者職親委託制度事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
知的障がい者職親委託 制度事業	年利用者数	1人	1人	1人

### 【見込量確保のための方策】

現在の委託契約を継続するとともに、関係する支援者も含めた今後の生活の場について協議を行っていきます。

## (13) 日中一時支援事業

日中において介護者が介護できない状況や支援者のレスパイト（一時的な休息）を目的として、一時的に見守り等の支援を行います。

### ■ 日中一時支援事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
日中一時支援事業	年利用者数	64人	64人	69人

### ■ 日中一時支援事業の利用状況

事業所名	所在地	利用者数
菊の里	二本松市	8人
煌楽	二本松市	12人
太陽	二本松市	6人
みんなの翼	二本松市	2人
オハナおうえんじゃー	本宮市	7人

事業所名	所在地	利用者数
おりおん	本宮市	4人
スケッチブック	本宮市	2人
福島県郡山光風学園	郡山市	1人
福島県総合療育センター	郡山市	2人
みらくる	田村市	1人
福島県大笹生学園	福島市	1人
合計（重複利用含む）		46人

2020（令和2）10月現在

### 【現状の分析と今後の課題】

日中活動のサービスと併用する方が多く、利用時間数は増加しています。高いニーズがある状況で、引続き安定したサービスの提供ができるよう事業所と連携していく必要があります。また、生活圏でサービスが受けられるよう質の向上に努める必要があります。

#### ■ 日中一時支援事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
日中一時支援事業	年利用者数	74人	79人	84人

### 【見込量確保のための方策】

介護者の高齢化や保護者の就労等、今後もニーズは高いといえます。引き続き一定程度の利用を見込み、事業所と連携を図ってサービスの質の向上と提供の確保を行っていきます。

## (14) 発達障がい者及び家族支援体制整備事業

発達障がい者及びその家族を支援する体制を整備します。

#### ■ 発達障がい者及び家族支援体制整備事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
発達障がい者及び家族支援体制整備事業	実施の有無	有	有	有

### 【現状の分析と今後の課題】

発達障がいの受容や、家庭での関わりに悩む保護者は潜在的に多いと考えられます。保護者が支援機関につながらず、虐待に至るケースもあり、支援の必要性が高まっています。

■ 発達障がい者及び家族支援体制整備事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
発達障がい者及び家族支援体制整備事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

発達障がい児の保護者支援である、ペアレント・プログラムの導入やピアサポートの推進等により、当事者支援と、関係者のスキル向上を図ります。

(15) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業では、スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者スポーツに触れる機会を提供します。

奉仕員養成研修事業では、点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施します。

点字・声の広報等発行事業では、文字による情報入手が困難な障がい者に対し、点訳、音声訳等の方法により広報等を提供します。

自動車運転免許取得・改造助成事業では、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

文化芸術活動振興事業では、障がい者の作品展、音楽会、映画祭等文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や支援を行います。

■ 社会参加促進事業の利用実績

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度見込 (令和2年度見込)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施か所数	1か所	1か所	0か所
奉仕員養成研修事業	年利用者数	14人	12人	9人
点字・声の広報等発行事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
	年利用者数	10人	10人	10人
自動車運転免許取得・改造助成事業	年利用者数	0人	1人	1人
文化芸術活動振興事業	年利用者数	330人	320人	-人

### 【現状の分析と今後の課題】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業や、文化芸術活動振興事業は定着が図られており、例年多くの関係者の参加があります。視覚障がい者や聴覚障がい者の社会参加を図るための研修等事業も障害者差別解消法の施行により必要性は高まっています。

#### ■ 社会参加促進事業の見込量

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
奉仕員養成研修事業	年利用者数	15人	15人	15人
点字・声の広報等発行事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
	年利用者数	12人	14人	16人
自動車運転免許取得・改造助成事業	年利用者数	2人	2人	2人
文化芸術活動振興事業	年利用者数	350人	350人	350人

### 【見込量確保のための方策】

今後も、各種事業の実施にあたっては、関係者との連携により、障がい者等のニーズの把握に努め、より良い事業実施、支援を行います。事業の周知には、市ウェブサイトや広報等を活用し、より多くの参加を図っていきます。

## 施策5 施策見込量を確保するための方策等

### (1) サービスの普及・啓発及び事業者等との連携

障害者総合支援法が2013（平成25）年4月から施行されたことにより、障がいの範囲に一定の難病患者が支援の対象となったことや、重度訪問介護の対象が拡大されたこと等、また現行の障害福祉サービスの内容が十分に周知されるよう、障がい者や住民に対し、広報紙、ウェブサイト、リーフレット、出前講座等により制度の普及・啓発に努めます。

また、サービス提供事業者、障がい者施設、相談支援事業所等の関係機関及び、障がい者関係団体との連携を深め、障がい者等に対しわかりやすい情報提供に努めます。

### (2) サービス事業者等の確保

障がい者の地域生活を支援するため、市内だけでなく、広域でのサービス拡充も視野に入れ、事業所と行政の連携・協力体制の構築を促進し、サービスの提供量確保と充実に努めます。

### (3) 相談支援体制の充実化推進

計画相談支援は、2012（平成24）年4月より対象者が拡大され、2015（平成27）年3月末までに原則としてすべての障害福祉サービスまたは地域相談支援を申請した障がい者・障がい児が対象となり、市では段階的に相談支援体制の整備を進めてきました。計画相談支援では、利用者のニーズや状態を勘案し、連続的で一貫したサービスが提供されるよう総合的な支援を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認し、必要に応じた見直しを行います。

今後さらに、庁内の連携、障害福祉サービス事業者等との連携を強化することにより、障がい者等が地域で自立した生活を送ることができるよう、相談・支援体制の充実に努めます。

また、障がい者一人ひとりのニーズが満たされるよう、専門性の高い相談支援事業所の充実、連携を図り、安心して生活できる地域の構築、地域生活への移行、就労への支援を推進します。

#### (4) サービス基盤の整備

市ではこれまで、障害福祉サービスの確保・拡充のために、あだち管内二市一村で構成するあだち地方地域自立支援協議会を中心に、障害福祉サービス事業所、障がい者関係団体、行政機関、専門機関等の連携確保に努めるとともに、市の社会資源である各種団体の活動支援や連携・協働を推進してきました。

障がい者の範囲や支援対象の拡大、地域生活への移行の増加、高齢化にともなう身体障がい者の増加、障がい者の高齢化の進行等の中、様々な障がい者等にサービス提供が行われるよう、今後もサービス基盤の整備に努めます。

#### (5) 障がい児支援の推進

現在の障がい児を対象とした施設・事業は、児童福祉法を根拠とし、整備、展開されています。また、障がい児支援については、子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念にも基づき、サービスが提供される必要があります。

加えて、近年増加傾向にある発達障がいに関する悩みや疑問を解消するための、専門員等による相談・発達（療育）支援事業も推進し、発達障がいに対する地域の人々の理解を深め、支援の輪を広めます。

また、医療的にケアが必要な障がい児に対する支援体制の整備も課題であり、関係機関との緊密な連携と円滑な支援の実施に努めます。

子どもの成長過程は、乳幼児期、学童期、青年期など様々な段階があり、それぞれに必要な支援は異なります。障がい児が各成長過程において、本人に合った適切な支援を受けるために、保護者・教育機関・その他支援者が本人にとって必要な支援について常に情報を共有し、市全体で連携を図ります。

#### (6) 啓発活動、研修等の充実

障がい者が地域で安心して生活し、障がいのある人もない人も共に暮らしていくためには、地域住民の障がい者に対する理解が欠かせません。そのため、地域住民が障がいについて正しく理解できるよう、市では、啓発イベント、出前講座、講演会等を開催します。

また、地域資源の活用を図るために、ボランティア活動を支援し、手話奉仕員養成講座や音訳奉仕員養成講座などの講習会も開催します。

理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業など、国県事業を効果的に活用しながら、今後も地域一体となった共生社会の実現を目指し、地域住民への啓発や障がい者を支援する方への研修等の実施・充実を図ります。

## (7) 地域生活支援拠点の充実

高齢化が進むことによる障がい者自身の高齢化や重度化、そして、高齢の親による介護や、「親亡き後」の生活など、障がい者が地域社会で暮らしていくにあたり、これらの問題は喫緊の課題となっています。これらのことを踏まえ、障がい者の地域での暮らしを支えるために、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「コーディネート」を重点項目とした、あだち管内二市一村での地域生活支援拠点の整備が進められています。

あだち管内における拠点整備は、直面していくこととなる前述の問題に対して、地域の関係機関等がそれぞれ必要な機能を分担し、連携することによって障がい者等の生活を支えていくネットワーク体制によるものです。今後、拠点機能の充実、拡充を図ります。

事業の推進にあたっては、あだち地方地域自立支援協議会を中心に、既存の社会資源や各地域のニーズ調査、必要とする方へのスムーズな支援が行われるよう、十分な協議と、連携を強化します。

## (8) 東日本大震災被災者の支援

東日本大震災を起因とする原子力災害により、市内には避難を余儀なくされている被災者の方々が居住しています。関係自治体と連携を図り、被災し避難されている障がい者等の支援に努めます。

## (9) 新型コロナウイルス感染症禍における障がい者支援

2019(令和元)年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会の様々な分野に影響を及ぼしています。他者との距離の確保やテレワーク等、感染予防の考え方は、障がい者支援の現場にマッチングしないものもあります。事業の継続と感染対策の双方を止めずに行わなければなりません。障害福祉サービスの提供が安定して行われるよう、関係機関、事業者との情報共有、連携に努めます。



# 第6章

計画の推進体制及び

評価・見直し



## 第6章 計画の推進体制及び評価・見直し

### 1 計画の推進体制

#### (1) 障がい者同士や当事者団体と地域との交流及び連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるように、障害福祉サービスを充実させるとともに障がいのある人同士、当事者団体、地域との交流及び連携を促進します。

#### (2) 市の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅、防災など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体や出前講座等を通して市民への広報・情報提供の推進に努めます。

#### (3) 地域社会の役割

障がいのあるなしに関わらず、地域に暮らす人たちが二本松市民としてともに生きるまちづくりを目指し、自立した個人としてそれぞれの地域において安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

#### (4) 市民の役割

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きる二本松市をつくり上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を目指します。

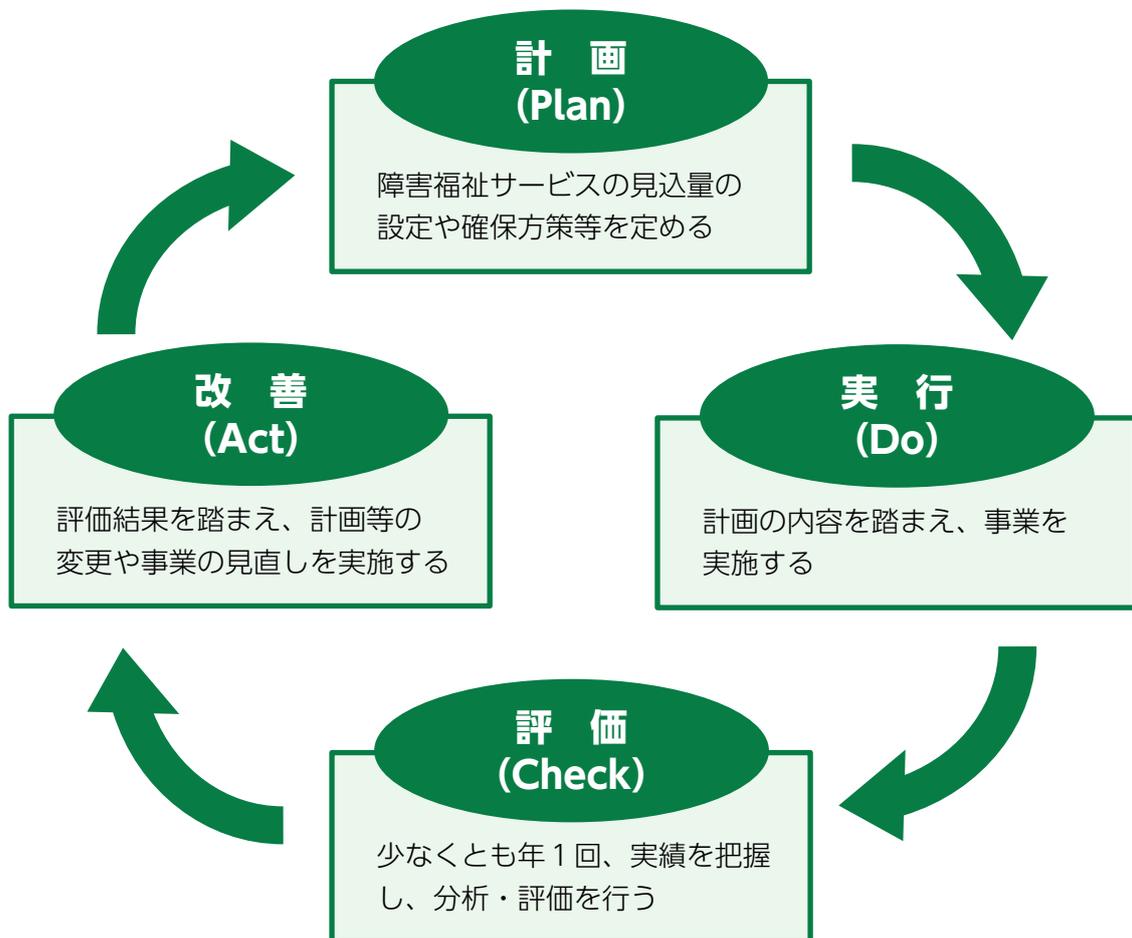
#### (5) 関係団体の役割

当事者団体や特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、市や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

## 2 計画の評価・見直し（PDCAサイクル）

本計画の策定にあたり、マスタープランとなる障がい者計画は中間評価を行います。サービスの具体的な目標を掲げる障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については現行計画の評価を行い、新計画に反映させることとします。

また、これら計画については、毎年達成状況に関する評価を行うとともに、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じた場合等、必要に応じて計画の見直しを行い、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。





# 資料編



## 資料編

## 1 二本松市障がい者福祉計画策定委員会 委員名簿

NO	区分	氏名	所属	備考
1	福祉関係者	安齋 英雄	二本松市社会福祉協議会	会長
2		嶋原 藤壽	二本松市民生児童委員協議会	岩代方部会長
3		尾形 ツネ	二本松市身体障がい者福祉会	安達方部
4		七宮 弘	二本松市手をつなぐ親の会	会長
5		大内 義博	二本松市あだたらクラブ連合会	岩代方部会長
6		齋藤 千江子	二本松市ボランティア連絡会	元代表
7	医療関係者	圓谷 博	安達医師会	副会長
8		伊藤 修一	安達歯科医師会	専務
9	保健関係者	高橋 里美	福島県看護協会県北支部	看護課長
10		齋藤 美佐子	二本松市健康推進員会	東和支部長
11		六角 裕一	二本松病院附属 介護老人保健施設	施設長
12	学識経験者	菅野 弘	二本松市区長会	東和地域区長会長
13		堀内 恵美子	二本松市婦人団体連合会	副会長
14	公募	齋藤 キヨ子		

## 2 二本松市障がい者福祉計画 策定経過

開催年月日	2020（令和2）年6月23日	場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定委員会		
協議内容	障がい者福祉計画策定について		

開催年月日	2020（令和2）年9月29日	場所	（書面開催）
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定庁内幹事会		
協議内容	障がい者福祉計画策定について		

開催年月日	2020（令和2）年11月26日	場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定庁内幹事会		
協議内容	障がい者福祉計画素案について		

開催年月日	2020（令和2）年12月21日	場所	二本松市役所
開催会議等	庁議		
協議内容	障がい者福祉計画原案について		

開催年月日	2020（令和2）年12月21日	場所	（書面開催）
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画策定委員会		
協議内容	障がい者福祉計画原案について		

開催年月日	2021（令和3）年1月21日	場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市議会 議員協議会		
協議内容	障がい者福祉計画原案について		

開催年月日	2021（令和3）年1月21日～ 2月5日	場所	二本松市役所 市ウェブサイト
開催会議等	パブリックコメント		
協議内容	障がい者福祉計画原案について		

開催年月日	2021（令和3）年1月13日	場所	（書面開催）
開催会議等	あだち地方地域自立支援協議会		
協議内容	障がい者福祉計画原案について		

開催年月日	2021（令和3）年2月8日	場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市障がい者福祉計画庁内幹事会		
協議内容	障がい者福祉計画原案の修正について		

開催年月日	2021（令和3）年2月17日	場所	二本松市役所
開催会議等	二本松市社会福祉審議会		
協議内容	障がい者福祉計画最終案市長諮問、審議会答申		

開催年月日	2021（令和3）年3月1日	場所	二本松市役所
開催会議等	庁議		
協議内容	障がい者福祉計画最終案について		

### 3 あだち地方地域自立支援協議会

#### ○設置の経過と目的

安達管内の二本松市、本宮市、大玉村では、障がいのある人もない人も、自分らしく暮らすことのできるまちづくりを進めていくために、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健、医療、教育等の関係機関からなる地域自立支援協議会を平成19年に設置しました。

協議会では、相談支援事業の適切な実施、困難事例への対応のあり方についての指導、助言、安達管内の様々な課題解決に向けた協議、検討を行っています。

#### ○協議会の体制

##### (1)協議会

協議会は、委員28名（令和2年度委員数：最大40名）で組織され、年3回程度開催されます。

##### (2)障がい者福祉担当者連絡会

協議会の協議、対応等を詳細かつ円滑に行うために、協議会に障がい者福祉担当者連絡会（部会）が置かれています。

この連絡会は4つの部会で構成され、それぞれの立場で個別支援等の中で抱えた課題について整理し、それらを部会において解決策として整理していきます。その後それらの解決策等は、協議会の場で報告され、施策に反映されます。

各部会においては、選任された部会長が部会を招集し、会議を進めます。また、必要に応じて、合同会議の開催や、困難事例など協議すべき内容等により、より専門的な知見が必要とされる場合は、部会長からの要請により協議会委員の出席を求めることなども行います。

各部会は、原則隔月1回開催され、部会を構成する担当員からの申し出により、部会長が必要と認めたときは随時開催できることとされています。

#### 【子ども支援部会】

乳幼児等の障がいの早期発見、早期療育及び障害福祉サービスの必要の有無に関する情報の収集、意見の調整及び解決案の提起を行います。

#### 【教育支援部会】

障がい児に対する教育・訓練等に係る情報の収集、意見の調整、解決案の提起を行います。

#### 【就労支援部会】

就学を終える者または終えた者に対する障害福祉サービスの必要の有無や就労・雇用に向けた情報の収集、意見の調整、解決案の提起を行います。

#### 【生活支援部会】

障がい者等の生活支援に関する情報の収集、意見の調整、解決案の提起を行います。

## 4 アンケート結果の主な内容

### (1) 障がい福祉に関するアンケートの実施概要

#### <調査の目的>

より良い障がい者福祉を目指すべく、現行の「障がい者計画」の中間見直しと、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」について新たな計画を策定するための基礎資料として、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

#### <調査の設計>

##### ①調査票の種類と調査対象者等

調査対象者と調査内容は、以下のとおりです。

調査票「障がい福祉に関するアンケート」	
調査対象者	令和2年6月1日現在、二本松市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方【無作為抽出】
調査件数	1,786件

#### <調査の実施方法と配布・回収状況>

##### ①調査時期と調査方法

障がい者福祉計画に関する調査は、令和2年7月20日～8月3日にかけて実施しました。

調査対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をもっている方から無作為抽出し、配布・回収については郵送調査法を採りました。

##### ②調査票の配布・回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

調査票区分	配布数	回収数	回収率
障がい福祉に関するアンケート	1,786人	912人	51.1%
身体障害者手帳所持者	1,177人	/	
療育手帳所持者	302人		
精神障害者保健福祉手帳所持者	307人		

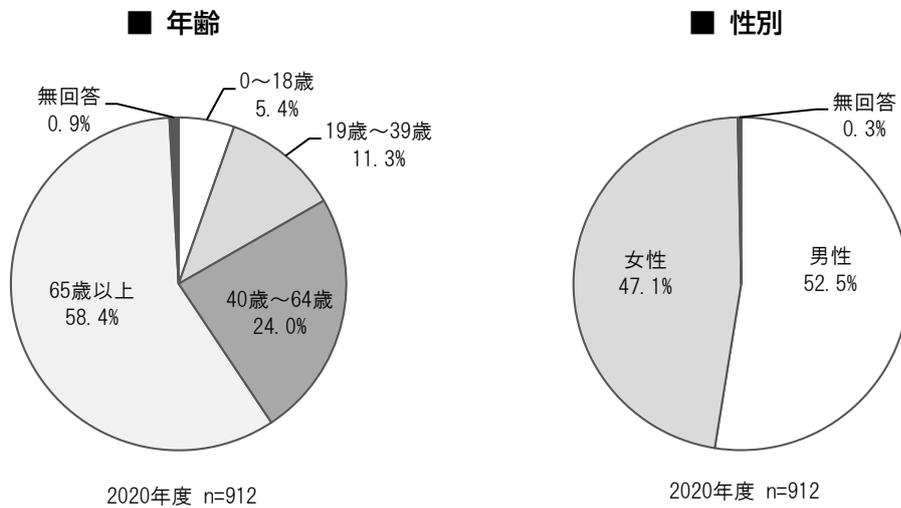
※各手帳の所持者には重複があります。

#### <調査結果の見方について>

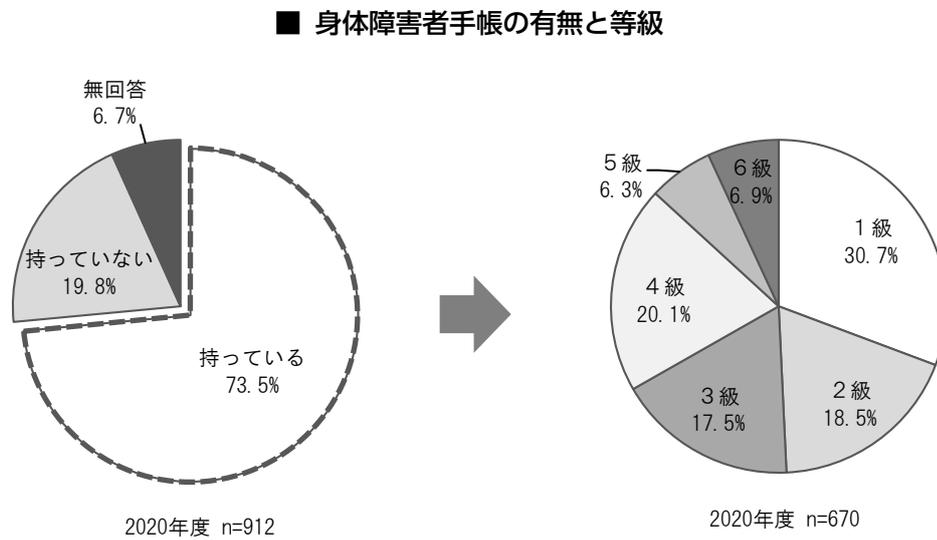
調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100.0%にならない場合があります。

## (2) 回答者の基本属性

### ① 年齢・性別

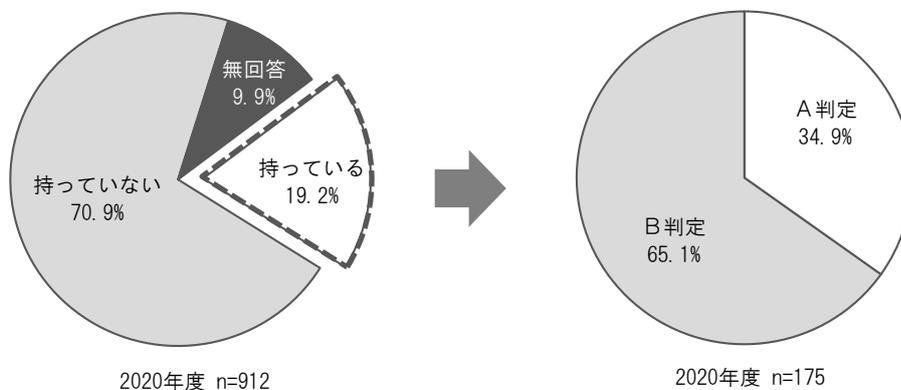


### ② 身体障がい者の障がいの程度



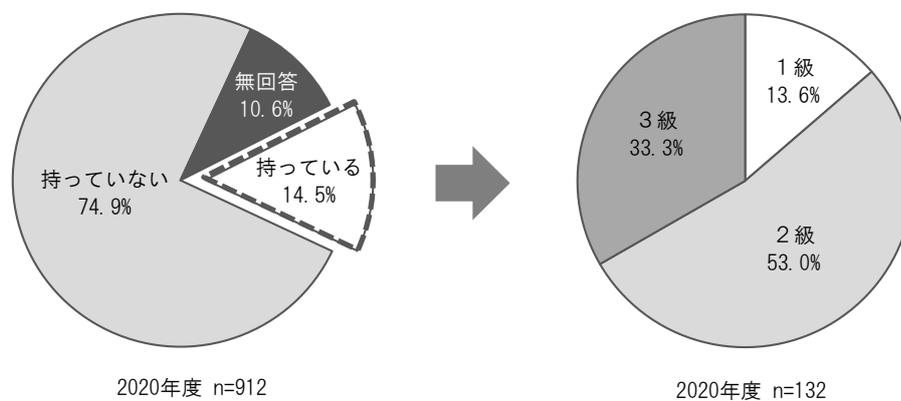
## ③ 知的障がい者の障がいの程度

## ■ 療育手帳の有無と等級



## ④ 精神障がい者の障がいの程度

## ■ 精神障害者保健福祉手帳の有無と等級

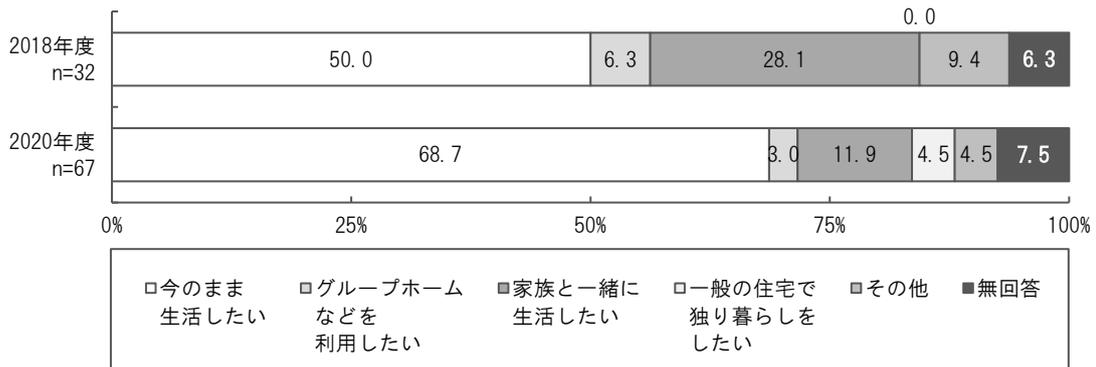


### (3) 生活の状況について

#### ① 将来の生活の希望 (福祉施設で暮らしている人・長期入院をしている人)

問 20. あなたは将来、どこで生活したいと思いますか。(○は1つだけ)

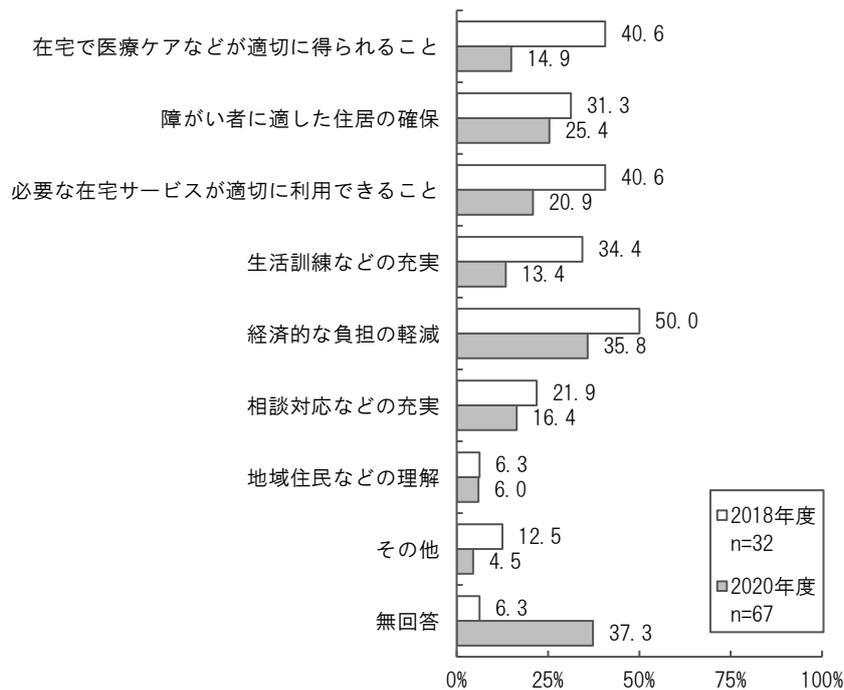
■ 将来どこで生活したいか (経年比較)



#### ② 自宅や地域での生活のための条件整備 (福祉施設で暮らしている人・長期入院をしている人)

問 21. 今後生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

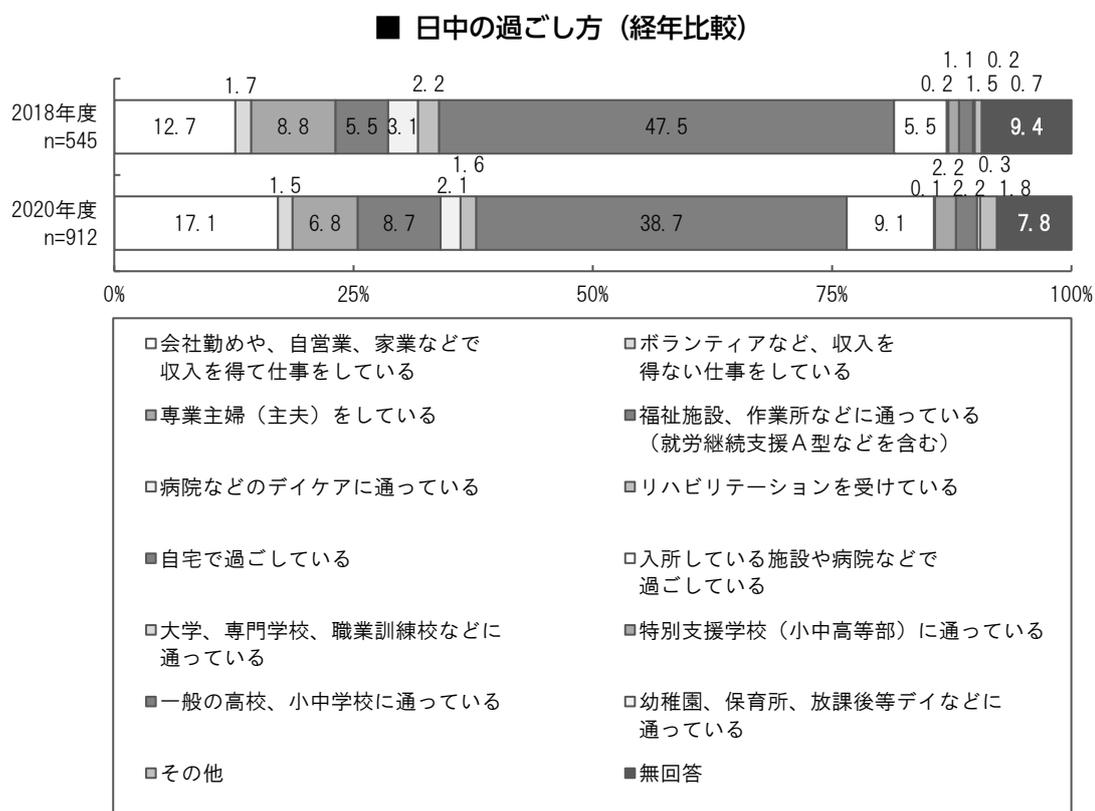
■ 今後生活するために必要な支援 (経年比較)



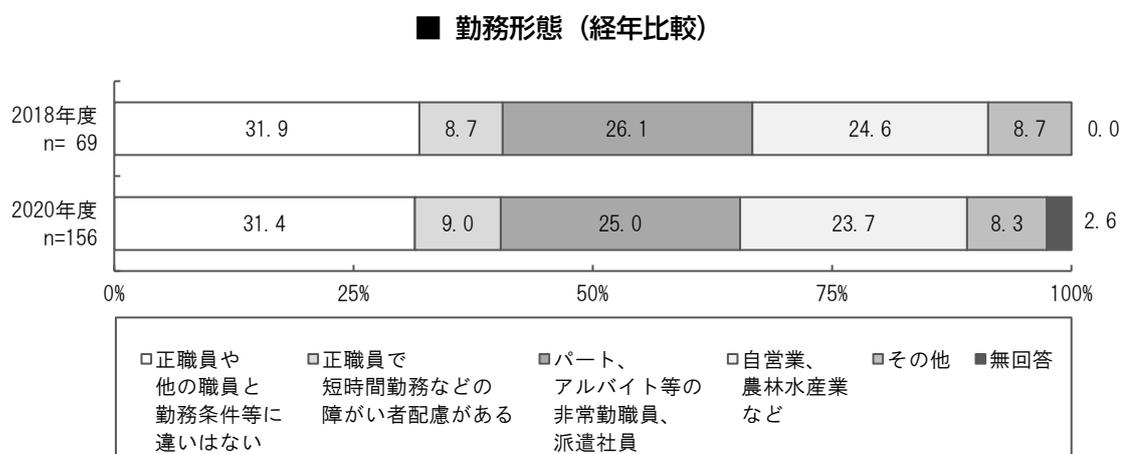
## (4) 日中活動や就労について

### ① 日中活動や就労の状況

問 26. あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

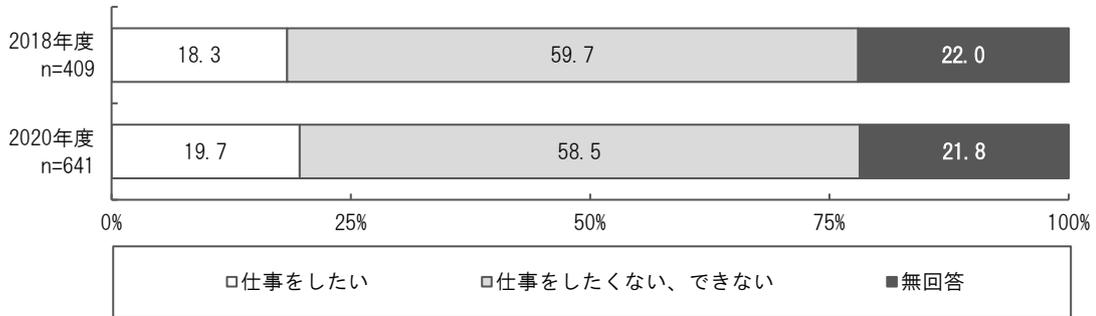


問 27. どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)  
(会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている人)



問 28. あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)  
(問 26 で「2」～「8」および「13」に回答した人)

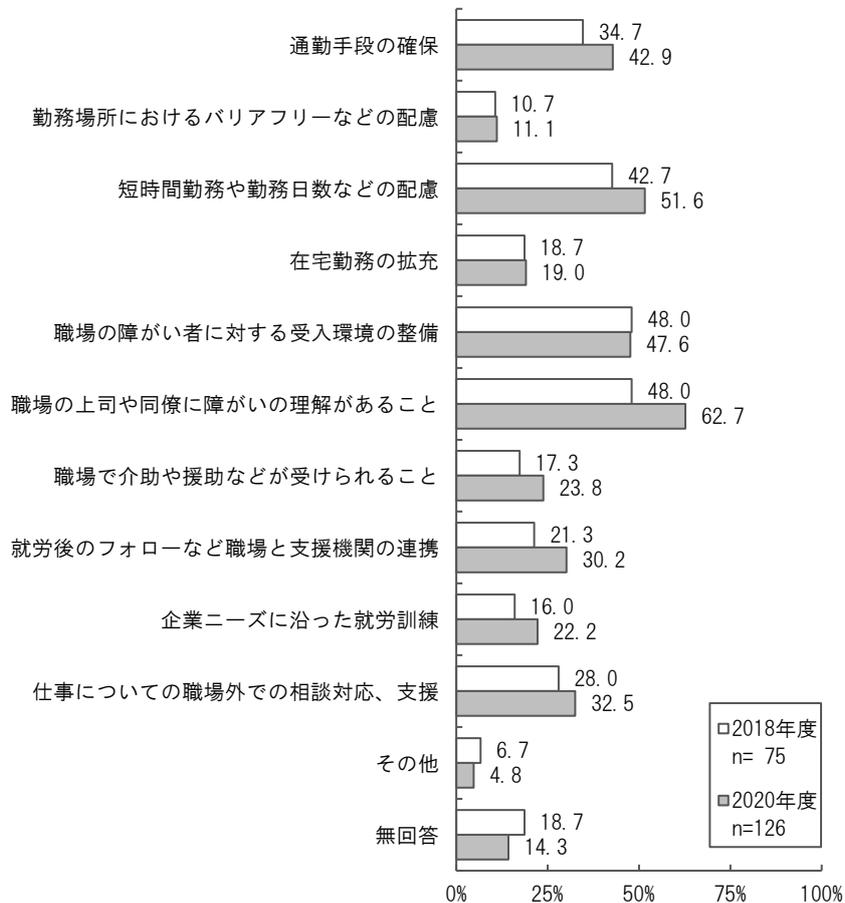
■ 収入を得る仕事をしたいか (経年比較)



② 仕事をする上での条件整備

問 30. あなたは、収入を得る仕事をするために、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

■ 仕事をするために必要なこと (経年比較)

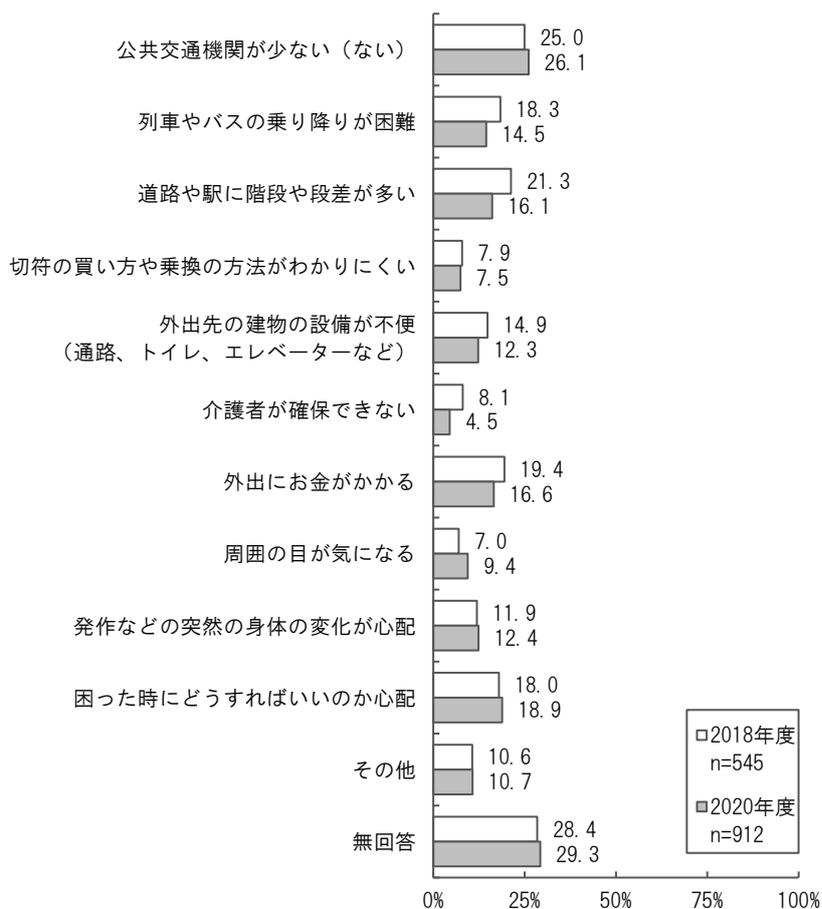


## (5) 外出について

### ① 外出時の不便・困難

問 25. 外出時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

#### ■ 外出時に困ること（経年比較）

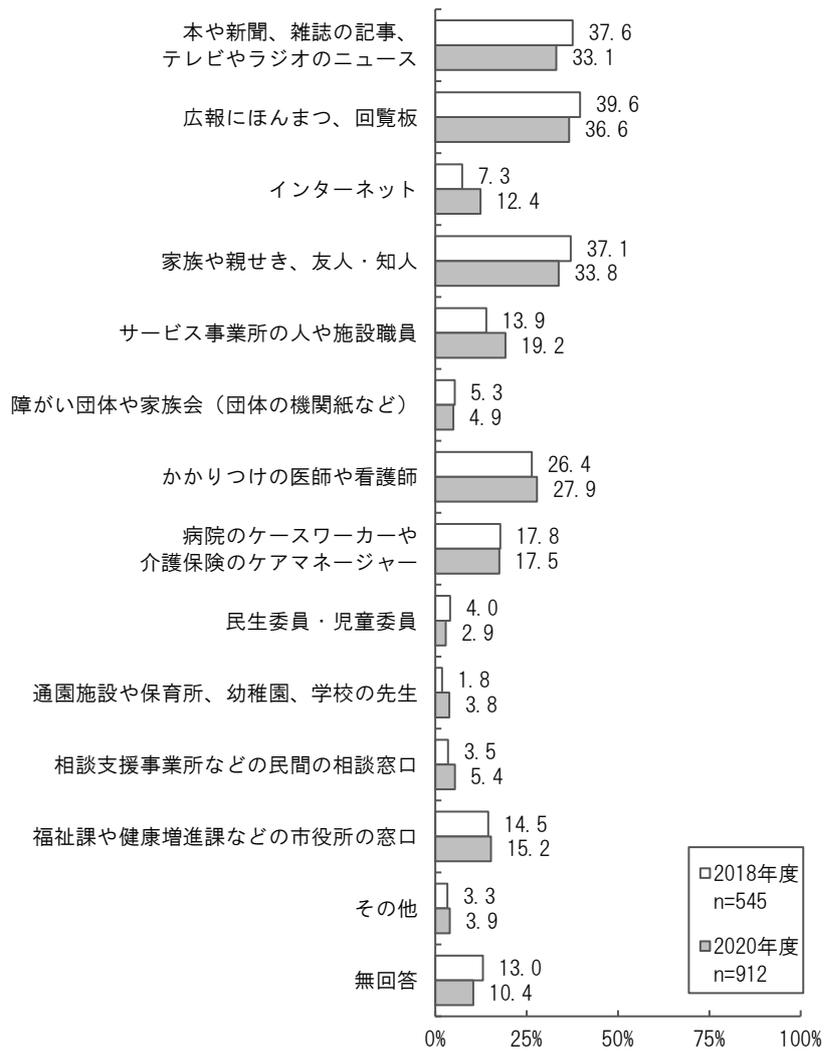


## (6) 情報収集について

### ① 福祉サービスや福祉制度の情報入手先

問 35. あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。  
(あてはまるものすべてに○)

■ 障がいのことや障害福祉サービスなどに関する情報源（経年比較）

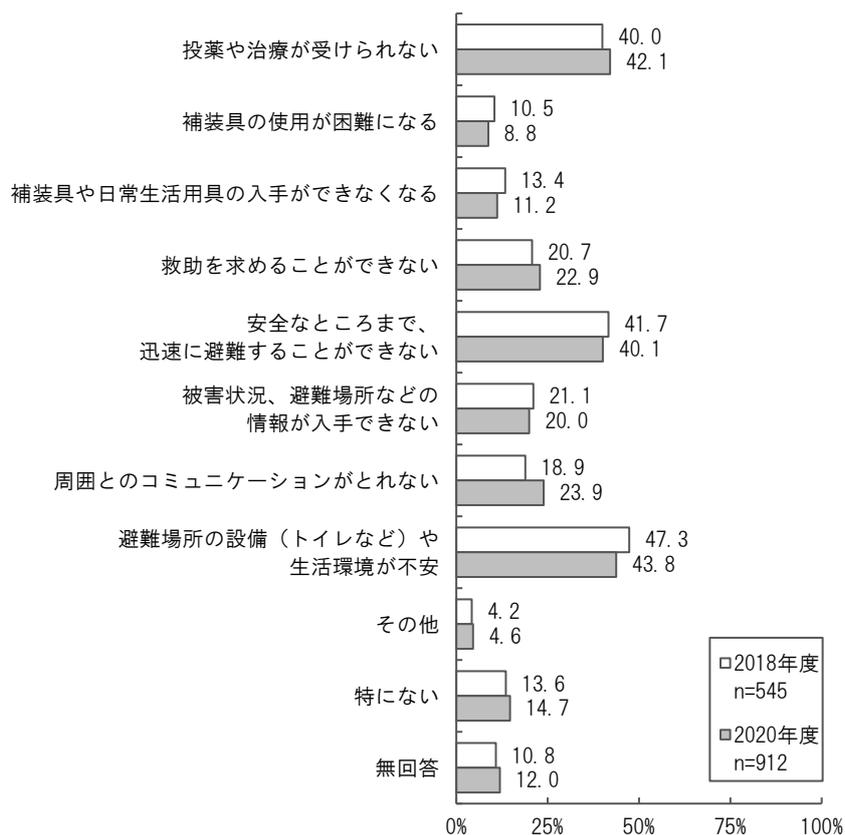


## (7) 災害対策について

### ① 災害時の不安

問 43. 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

#### ■ 災害時に困ること（経年比較）

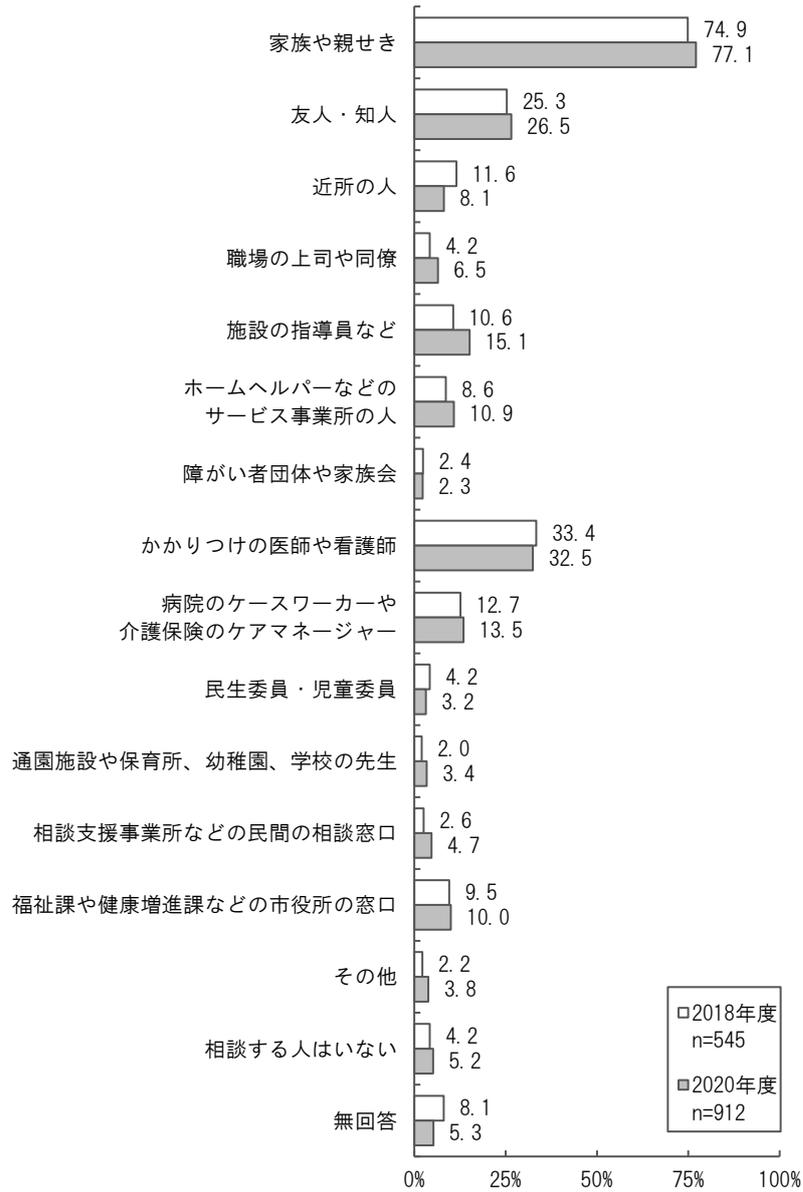


## (8) 生活全般について

### ① 困難や悩みの相談相手

問 34. あなたは、普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。  
(あてはまるものすべてに○)

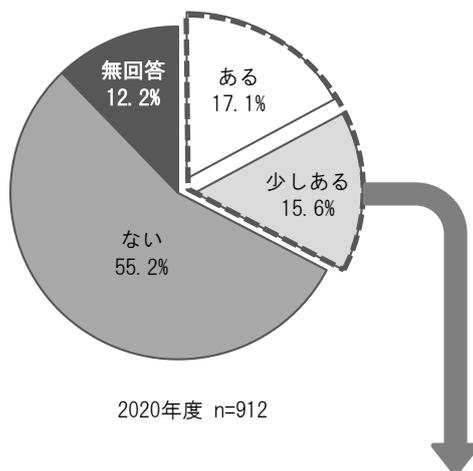
■ 悩みや困ったことの相談先（経年比較）



## ② 差別的な扱いを受けた経験の有無

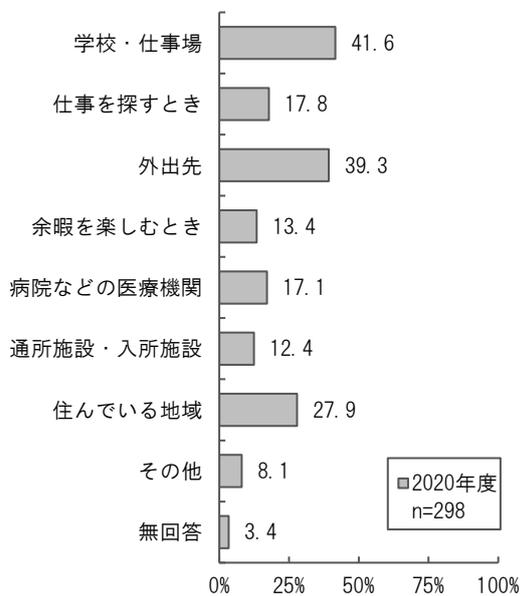
問 36. あなたは障がいがあることで差別やいやな思いをすること（したこと）がありますか。  
 (○は1つだけ)

### ■ 障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがあるか



問 37. どのような場所で差別やいやな思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)  
 (問 36 で「1. ある」または「2. 少しある」と答えた方)

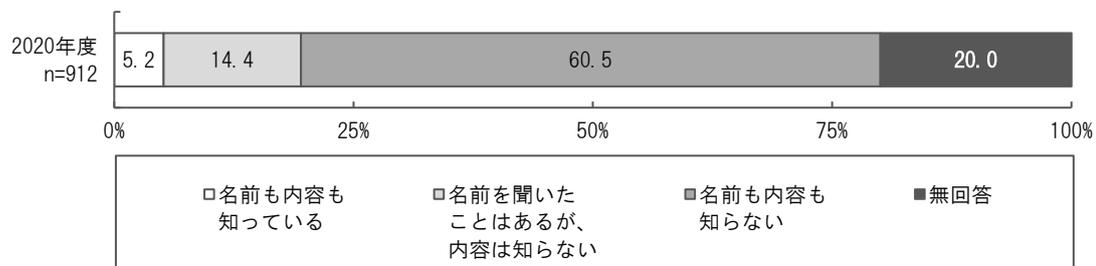
### ■ どのような場所で差別やいやな思いをしたか



### ③ 「障害者差別解消法」や「成年後見制度」の認知度

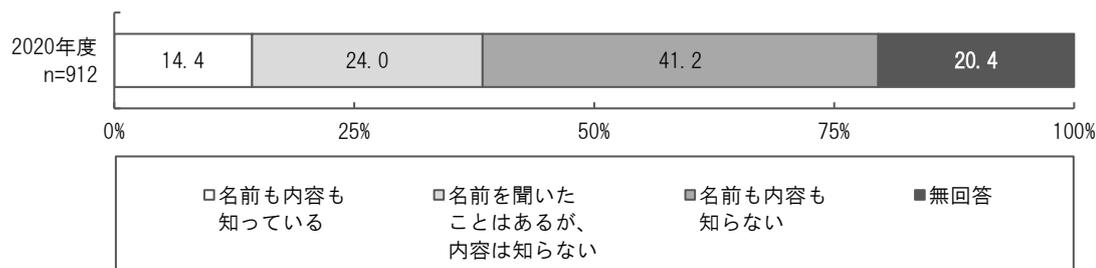
問 39. 障害者差別解消法をご存知ですか。(○は1つだけ)

■ 障害者差別解消法の周知状況



問 40. 成年後見制度についてご存知ですか。(○は1つだけ)

■ 成年後見制度の周知状況



## 5 事業者アンケート結果

### (1) 事業者アンケートの実施概要

#### <調査の目的>

より良い障がい者福祉を目指すべく、現行の「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」の内容を見直し新たな計画を策定するための基礎資料として、障がい者福祉に関するアンケートを実施しました。

#### <調査の設計>

##### ①調査票の種類と調査対象者等

調査対象者と調査内容は、以下のとおりです。

調査票「二本松市障がい者福祉計画の策定に係る事業者意見調査」	
調査対象者	安達管内に事務所を設置している、障がい福祉関係のサービス提供事業者
調査件数	46件

#### <調査の実施方法と配布・回収状況>

##### ①調査時期と調査方法

障がい者福祉計画に関する調査は、令和2年6月25日～7月20日にかけて実施しました。

##### ②調査票の配布・回収状況

調査による配布・回収状況は、以下のとおりです。

調査票区分	配布数	回収数	回収率
アンケート	46件	30件	65.2%

### (2) 主な意見（要望等を抜粋）

#### ① 活動や運営にあたっての課題

主な課題	意見（抜粋）
人材の確保が難しい	働き手が少なくなっていること、事業所が増えていること、所得が低く安定していることなどの課題から、確保が難しい。また、確保できたとしても、新たに事業を始めることへの熱意やパワーが足りない。
職員の高齢化（若い人が少ない）	若年層の福祉業界への興味・関心が低い為、興味・関心をもっただけの、情報発信の場、また、研修の場が必要。
リーダー（後継者）が育たない	リーダー（後継者）となりうる中堅職員の離職が多く、時間をかけて育った人材が他職に流出してしまわないような環境作りが必要である。

活動資金の確保が難しい	<p>3年に1度の介護給付費の改定により、この15年を振り返ると大幅な減収となっている。求められるサービスを提供できるよう努めてきたが、現在の収入だけで現状を維持することは困難な状況となってきた。具体的な解決策は、現段階ではない。</p> <p>空き家問題などとリンクさせて、活動拠点の補助など、少ない活動資金でも取り組んでいける工夫を考えていければと思います。</p>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 地域や他の団体との連携にあたっての課題

意見（抜粋）	
	<p>法人で地域との交流の場を設けているが、交流の範囲は限られている。より多くの地域の方に来てもらったり協力してもらうばかりでなく地域に参加して協力していくことが課題である。また、高齢化や人口減少などから地域全体で支え合う事が可能な地域力の向上が課題である。</p>
	<p>以前は、ボランティア活動を通して、地域住民やボランティア団体等と施設のつながりがあったが、今は、施設と地域の人達と一緒に、行うイベントがなく、ボランティア自体も少なくなっており、施設の存在自体を知らない人が増えている。</p>

③ 各分野ごとの現状、問題点、課題について

分野	意見（抜粋）
生活支援	<p>将来の生活を考えると、グループホームやケアホーム、働く場所（賃金を得る場所）が少ないと思う。地域で生活する上では「親亡き後」を考えなければならない。そこを担ってくれる人材不足も課題であると思う。</p>
生活環境	<p>災害時において障がい者やその家族が避難所に避難しないケースは多いと聞く。障がい者が安心して避難できる福祉避難所の情報提供が必要。更に、防災訓練においても、障がい者の方々が積極的に参加できるような仕組みづくりが必要。</p>
雇用・就業	<p>障がいをもった方の就労は厳しい現状がある。受け入れ側にもある程度の理解が必要であると共に、当事者も企業をきちんと理解することが必要である。パイプ役となる関係機関や人があれば働くことも定着するのではないかと思う。</p>
保健・医療	<p>乳幼児の健診等で早期発見はできているように思われるが、障がいがあるとされる子やそれを支える家族に対する支援については不十分なように思われる。家族を支える支援等は、市町村独自で行うだけでなく、地域ネットワーク化して、地域全体で支える仕組み作りが必要。</p>
教育・育成	<p>横の連携が不十分で当事者や家族が大変な思いをしていることが多々見受けられる。誰にでも見てわかる図説されたパンフレットの作成や活用、そだちの記録の活用が求められる。ライフステージ毎に情報が途切れてしまい支援が上手く繋がっていかないことも散見される。情報の取り扱いやシステムの構築などが可能ではないか。</p>
スポーツ・芸術文化	<p>そのような機会が少ない。事務所内で工夫しながら活動の中で行っているのが現状。</p>
啓発・広報	<p>それぞれに啓発・広報活動やボランティア活動を行っている状況と思われるが、行政と民間が一体となって年に1回位は期間を決めて力を入れて啓発・広報活動やイベント・講演会・研修会などに取り組んだ方がより効果が期待できるのではないか。また、学生との交流があるとこれから地域を担っていく学生との接点ができると共に広報活動になり学生ボランティアなども活性化するのではないか。</p>

## ④ 障害福祉サービス等について

サービス	意見（抜粋）
居宅介護・重度訪問介護・行動援護	人材不足により休んでいます。また、単価が低く赤字になってしまう。
生活介護	送迎ルートが限られる為、利用したいと思っても利用につなげられない方や保護者の方の協力が必要になることもある。
就労継続支援（B型）	就労による工賃向上に課題がある。
児童発達支援・放課後等デイサービス	定員がいっぱい。
共同生活援助	単価が低いため運営が厳しい。重度の方は支援員の数が必要なので、現状の軽い方向けの単価では、赤字である。職員不足の為パート職員としてしか採用ができない。時給が低いためと、夜勤のためなかなか人があつまらない。
移動支援事業	サービス報酬単価が低い。特に「身体介護を伴わない場合」及び「身体介護を一部伴う場合」という区分の単価については見直しを求む。
日中一時支援事業	区分判定が軽く、受け入れが難しい時がある。単価が低いため、職員を追加してまで、受け入れできない。時給に満たない。

## ⑤ 自由意見

意見（抜粋）
<p>障がいのある人々が地域で生活していくために、生活基盤の整備が緊急の課題と考えています。障がいのある人々は誰かの支援がなければ生活していくことはできません。家族（主に両親）が支援を行っていますが、両親が高齢になってきており、両親で支援をしていくことが困難で、住み慣れた地域で生活することができず、遠く離れた施設に入所し、生活せざるを得ないのが現状です。</p> <p>当事者やその家族の声に耳を傾けて安心して生活を送ることが出来る環境の整備が求められる。限りある資源の中でいかに住み慣れた地域での生活が実現できるのか。その為には地域との繋がりが大切になる。いかにして地域の中で地域と繋がり地域に支えられて希望する生活が実現できるのか。その為に、日頃から差別や偏見を無くして人権を尊重されるように正しい理解と知識を広められる啓発・広報活動の充実やそれに係る施策の充実が図られることを期待しております。</p>

## 6 用語集

あ 行	
あだち地方地域自立支援協議会	安達管内2市1村では、障がい者を取りまく様々な課題の検討、生活を支える仕組みづくり等に中核的な役割を果たすための連絡調整を行う場として、関係機関・団体等で組織する地域自立支援協議会を2007（平成19）年に設置。 様々な機関の代表者による協議会本会と、教育や就労、生活等の課題解決を図る実務者会合である部会によって構成され、行政への提言、関係者懇談会等の事業を行っている。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳等の方法により障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う事業である。
移動支援事業	地域生活支援事業のサービスの一つで、円滑に移動できるよう、外出時の支援を行う。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。
インクルーシブ教育システム	障がいの有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。インクルーシブとは、「包括的な」「包み込む」という意味。

か 行	
介護給付	自立支援給付のサービス群の一つで、障がい程度が一定以上の人に生活または療養上の必要な介護を行う。 【サービスの種類】 ①居宅介護（ホームヘルプ）、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護、⑤生活介護、⑥療養介護、⑦短期入所（ショートステイ）、⑧重度障害者等包括支援、⑨施設入所支援
共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排泄または食事の介護等を行う。また、日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を行う。
居宅介護（ホームヘルプ）	障害福祉サービスにおける介護給付の一つ。自宅で、家事、入浴、排泄、食事などの介護を行う訪問系サービス。
訓練等給付	自立支援給付のサービス群の一つで、自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助のこと。
権利擁護	社会的弱者が、様々な局面で不利益を被ることのないように、弁護あるいは擁護する制度の総称。福祉サービスが利用者主体の選択と契約に基づき供給される仕組みとなりつつある中で、成年後見制度を補完する形で、認知症高齢者などの自己決定能力が低下した者の福祉サービス利用を支援するための事業（金銭管理、書類預かり、契約代理）が「日常生活自立支援事業」として社会福祉協議会によって実施されている。

更生施設 (身体障害者更生施設、知的障害者更生施設)	<p>身体障がい者もしくは知的障がい者を対象とし、リハビリテーションや職業訓練等を行うことを目的とする施設。障害福祉サービスにおいては、訓練等給付の「自立訓練」と介護給付の「施設入所支援」に位置付けられる。</p> <p>身体障害者更生施設：身体障がい者が入所して、更生に必要な治療や指導を行う施設。障がいの種別、程度により肢体不自由更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、重度身体障害者更生施設の5種類がある。</p> <p>知的障害者更生施設：18歳以上の知的障がい者を保護するとともに、自立に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設。入所施設と通所施設がある。</p>
行動援護	障害福祉サービスにおける介護給付の一つ。知的障がい・精神障がいにより行動に困難があり、常に介護が必要な人を対象に、行動する際に危険を回避するための必要な介助や外出時の移動の補助を行う訪問系サービス。
声の広報	文字による情報の入手が困難な視覚障がい者のために、情報の提供を行い、視覚障がい者の社会参加を促進する。本市では、ボランティアサークルにより「広報にほんまつ」の音訳サービスを実施。

## さ 行

支援費制度	2003（平成15）年度から導入された身体障がい者、知的障がい者のための福祉制度。行政がサービス内容等を決定していた措置制度と異なり、障がい者自身が事業者との対等な関係に基づき、サービス内容を決定し、事業者と契約してサービスを利用し、行政はサービスの利用に要した費用を「支援費」として支給する。
施設入所支援	障害福祉サービスにおける介護給付の一つ。施設に入所する障がい者に、入浴・排泄・食事などの介護を行う居住系サービス。
児童発達支援・放課後等デイサービス	障がい児が事業所に通うことで、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などを行う日中活動系サービス。
重度障害者等包括支援	障害福祉サービスにおける介護給付の一つ。常に介護が必要な人の中でも介護の必要な程度が特に高いと認められる人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する訪問系サービス。
重度訪問介護	障害福祉サービスにおける介護給付の一つ。重度の障がいがあり、常に介護の必要な人に、自宅で入浴、排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助を行う。
就労移行支援	障害福祉サービスにおける訓練等給付の一つ。一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う日中活動系サービス。
就労継続支援	<p>障害福祉サービスにおける訓練等給付の一つ。一般企業等への就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う日中活動系サービス。</p> <p>なお、就労継続支援には、これまでの福祉工場が該当するA型と、これまでの授産施設の日中活動部分が該当するB型の2種類がある。</p>

手話	聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一つの方法であって、手の型・位置・動きを組み合わせることで意味を表すもの。手話通訳者とは、市の登録を受け、聴覚障がい者等のために手話通訳を行う人。また、1989（平成元）年には、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高めるため、「手話通訳技能認定試験」が制度化され、合格した者には「手話通訳士」の称号が付与されている。
障害者基本計画	障害者基本法の第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が策定する計画。政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。
障害者基本法	日本における障がい者の自立や社会参加の支援などの施策に関する基本的な事項を定めた法律。 2011（平成23）年8月5日に、障害者基本法の一部を改正する法律が公布され、法律の目的、障がい者の定義、基本原則などについて改正が行われた。法改正によって、基本原則として「地域における共生等」、「差別の禁止」、「国際的協調」が定められ、障害を理由とする差別の禁止に関し、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれた。
障害者総合支援法	障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から支援費制度として提供されてきた福祉サービス、及び公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設したものの。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。
障害者の日／ 障害者週間	障害者の日は、障がい者問題について国民の理解と認識を深め、障がい者の福祉の増進を図るため、昭和56（1981）年に政府の国際障害者年推進本部が定めた日で、国際連合が昭和50（1975）年に「障害者の権利宣言」を採択した日（12月9日）。また、障害者基本法において、毎年12月3日から9日までを「障害者週間」と規定している。
障害福祉サービス	障害者総合支援法上は、介護や支援を行う「介護給付」と、訓練等の支援を行う「訓練等給付」のことをいい、個々の障がい者の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる。なお、障害福祉サービスは、3つに区分される。 ①訪問系サービス（居宅介護（ホームヘルプ）） ②日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等） ③居住系サービス（施設入所支援・共同生活援助（グループホーム））
自立訓練	障害福祉サービスにおける訓練等給付の一つ。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う日中介護系サービス。 自立訓練には、これまでの身体障害者更生施設の日中活動部分が該当する機能訓練と、これまでの知的障害者更生施設や精神障害者生活訓練施設の日中活動部分が該当する生活訓練との2種類がある。
自立支援医療	自立支援給付のサービス群の一つで、障がい者の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療のことをいう。具体的には、更生医療、育成医療、精神障害者通院医療のことで、これら公費負担制度を一本化し、どの障がい者も医療費の1割を支払う制度。

自立支援給付	障害者総合支援法に基づく障がい者自立支援の柱となるサービス群で、障がいの種類に関わらず、障がい者の自立支援を目的とする。自立支援給付は、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」4つに分類される。
心身障害者扶養共済制度	心身に障がいがあるため、自立し生活することが困難な者を扶養している保護者が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、死亡後に残された心身障がい者に終身一定額の年金を給付する制度。
ストーマ	手術によって、腹部に便や尿の排泄を行うことが出来るようにしたもので、装具と呼ばれるビニール製の用具を装着する。
生活介護	障害福祉サービスにおける介護給付の一つ。常に介護が必要な人に、主として昼間、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供する日中活動系サービス。生活介護は、これまでの身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設の日中活動部分が該当する。
成年後見制度	認知症や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるように、社会全体でサポートする仕組みとして2000（平成12）年4月から開始した制度。従来は、配偶者しか後見人になれなかった制度を廃止し、個人だけではなく法人や複数の後見人を家庭裁判所で選任することも可能となり、財産の管理や介護、医療に関する契約などの法律行為を行うときには、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り支援することを目的としている。
相談支援事業	資格を持った専門の相談支援員が、障がいがある人の様々な問題の相談を受け、障害福祉サービスを利用する際の計画書の作成や、必要な情報の提供、権利擁護の支援などを行う。

## た 行

短期入所 (ショートステイ)	障害福祉サービスにおける介護給付の一つ。居宅において介護を行う人が病気などの場合、施設において短期間、夜間も含めて入浴・排泄・食事の介護などを行う居住系サービス。
地域活動支援センター	地域生活支援事業の一つで、創造的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。 なお、地域活動支援センターの利用者としては、これまでのデイサービス、精神障害者地域生活支援センター、小規模作業所などが該当する。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、コーディネート）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支える拠点整備とサービス提供体制のこと。 二本松市、本宮市、大玉村の安達管内2市1村において、共同で整備を行う。
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、県や市町村が主体となり、障がい者の地域での生活を総合的に支援する体制を作るために実施していく事業。市町村において考えられる事業としては、①権利擁護事業、②コミュニケーション支援、③日常生活用具の給付・貸与、④移動支援、⑤日中一時支援などがあげられる。

地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長がそれぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。 市では二本松市地域防災計画を策定している。
低床バス	乗降性をよくするために、車内の床面を下げて階段を低く、あるいは少なくしたバスをいう。
同行援護	障害福祉サービスにおける介護給付の一つ。視覚障がいのため移動に著しい困難がある方に、必要な情報を提供し、外出時の補助を行う訪問系サービス。
当事者団体	共通の障がいがある人々が集い、お互いの悩みや考えを共有し、よりよい生活のためにレクリエーション活動や研修などを行っている。 市内では二本松市身体障がい者福祉会(身体障がい)や二本松市手をつなぐ親の会(知的障がい)、車いすふれあいの会(身体障がい)、二本松聴力障がい者会(身体障がい)、二本松脳卒中友の会(身体障がい)、二本松障がい児家族会元気キッズ(障がい児)などが活動している。

### な 行

日常生活用具給付等事業	在宅障がい者の日常生活がより円滑に行われるために、入浴補助用具や音声時計、聴覚障がい者通信装置、スロープなど、その障がい者に適した日常生活用具を給付または貸与する制度をいう。
二本松市手話言語条例	手話が独自の体系を持つ言語であることに基づき、ろう者がろう者以外の人と手話を用いて意思疎通できる環境の整備と、手話の理解及び普及に関する基本的な事項を定めたもの。 2019（令和元）年12月18日に開催された二本松市議会本会議において可決され、2020（令和2）年4月1日から施行されている。
ノーマライゼーション	直訳すると「普通なものにすること」という意味で、障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方。

### は 行

8050問題	80歳代の高齢の親と、ひきこもり状態の50代の単身・無職の子が同居している世帯が孤立し、生活に行き詰まるなどする複合的な問題。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差解消などハード面（施設）にとどまらず、障がい者の社会参加を困難にする障がいの除去（ソフト面の思いやり、気持ち）も含む。
ピアサポート	障がいがあり類似した課題や環境を体験してきた人達が、お互いの経験を伝えあいわかちあうことにより支えあうこと。

人にやさしいまちづくり条例（福島県）	高齢者、障がい者をはじめすべての人が安全かつ快適に暮らすことのできる社会をつくることを目的として、人にやさしいまちづくりの基本的な考え方や県、事業者及び県民の役割を明らかにし、やさしいまちづくりを推進するため、1995（平成7）年3月に制定されたもの。基本理念として、すべての人が安全かつ快適に生活することのできる社会の実現を掲げ、県、事業者、県民の責務を定めている。
ペアレント・トレーニング	親が自分の子どもの行動を観察して障がいの特性を理解することや、適切な対応を行うための知識や方法を学ぶこと。
ペアレント・プログラム	親が子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学ぶことで、子どもの行動の捉え方を変え、前向きに考えることができるようになることを目的としたプログラム。
補装具	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。補聴器、義肢、車いす、歩行器、白杖などがあり、給付費の1割が自己負担となっている。

## ま 行

民生委員	民生委員は民生委員法に基づき都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する。住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行う。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## や 行

ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって明確にされている。
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援の手段の一つ。その場の話の意図・内容を筆記して伝達する通訳。プロジェクターなどを利用してスクリーンに投影する方法、紙に筆記して伝達するノートテイク、パソコンを使用するのパソコン要約筆記、ホワイトボードを使用するのボードテイクなどその場に合わせたいろいろな方法で行う。

## ら 行

リハビリテーション	障がいがあっても、主体的に自らの判断で人生を生きることを取り戻すことという意味で、「全人間的復権」と訳されている。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、人間としての尊厳と生きがいをもって自立し、社会参加を目指すという障がい者施策の理念。
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

療育	<p>狭義の意味では、療育の「療」は看護、治療、予防などの「医療・看護的ケア」、「育」は育成、指導、訓練などの「教育的ケア」を示す。広義の意味では、医療と教育及び生活指導を通して、心身障がい者の障がいを軽減し、精神面の自立を図るため、身体的な疾病の改善を目指す医療のみでなく、精神面や教育面、生活面あるいは社会・家庭復帰や職業面の援助などを行うこと。</p>
療養介護	<p>障害福祉サービスにおける介護給付の一つ。医療が必要な障がい者で、常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行う日中活動系サービス。 療養介護は、これまでの重度心身障害児施設（年齢超過児）、国立病院委託病床の日中活動部分が該当する。</p>



## 二本松市障がい者福祉計画

第2次障がい者計画

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行日 2021（令和3）年3月

発行 二本松市 保健福祉部 福祉課 障がい福祉係

住所 〒964-8601 福島県二本松市金色 403-1

連絡先 TEL：0243-55-5113

FAX：0243-22-1547

